

令和9年度 保育所等・幼稚園・認定こども園 利用案内

令和9年4月の保育所等の入所申請が始まります。

- 受付開始日（オンライン） 令和8年10月11日(日)
（郵送・窓口） 令和8年10月13日(火)
※土曜、日曜、祝日は原則として窓口での受付はできません。
- 締切日（郵送） 令和8年10月26日(月)消印有効（1・71ページ参照）
（オンライン） 令和8年10月26日(月)17:00 締切（2・71ページ参照）
（窓口） 令和8年11月6日(金)
- 申請先（窓口） お住まいの区の区役所（71ページ参照）

※ 申請締切後、令和8年11月10日（火）まで希望する保育所等の変更を受付します。
（締切日までに申請いただいた方のみ受付します。）

本案内において、「保育所等」とは、公立保育所、認可保育所、認定こども園(保育所部分)、地域型保育事業（小規模保育、家庭的保育、事業所内保育、居宅訪問型保育）のことをいいます（5ページ参照）。

- ① 入所申請の際は必ず本案内をお読みいただき、内容をご確認ください。
- ② 入所申請の前に各区役所の窓口で事前相談(受付時間:平日8:30～12:00、13:00～17:00)を受付しています。多様な施設・事業をご案内します。
- ③ 保育所等利用申請について市ホームページに掲載しています。ご不明な点は各区役所にご相談ください。

令和9年度の各クラス年齢に該当する生年月日は以下のとおりです。
この区分は、年度途中入所の場合でも同様です。
（本案内における児童の年齢は、特に満年齢の記載のない限り、クラス年齢で表記します。）

＜令和9年度クラス年齢表＞

クラス年齢	生年月日
0歳児クラス	令和8(2026)年4月2日以降
1歳児クラス	令和7(2025)年4月2日～令和8(2026)年4月1日
2歳児クラス	令和6(2024)年4月2日～令和7(2025)年4月1日
3歳児クラス	令和5(2023)年4月2日～令和6(2024)年4月1日
4歳児クラス	令和4(2022)年4月2日～令和5(2023)年4月1日
5歳児クラス	令和3(2021)年4月2日～令和4(2022)年4月1日

制度や各施設の詳しい情報、申請書のダウンロード等に
以下のホームページをご活用ください。

（掲載が間に合わなかった新規開設する施設等の情報も、随時、
ホームページで情報提供します。）

川崎市 こども・子育て

検索



＜教育・保育給付認定及び保育所等入所の郵送・オンライン受付＞

保育所等の一次利用調整及び二次利用調整（12 ページ参照）では、利便性向上のため郵送及びオンライン受付を実施しています。ご利用になる際は、下記の手順をお読みいただき申請してください。なお、書類確認の都合上、申込締切が窓口申請と異なりますのでご注意ください。

※ご家庭の状況やお子さんの健康状況等によっては、電話等により確認させていただく場合があります。

※郵便事故、ネットワーク障害等への対応はできません。

※入所希望日時点で市内在住又は転入予定で、市内保育所等を申請される方に限ります（9 ページ参照）。

〔郵送受付の手順について〕

郵送受付期間		
一次利用調整	令和8年 10 月 13 日(火)～10 月 26 日(月)	[消印有効]
二次利用調整	令和8年 11 月 9 日(月)～令和9年 1 月 25 日(月)	[消印有効]

①本利用案内 13～14 ページを確認し、必要書類を全て用意してください。

用意する際には、「提出書類チェック票」「マイナンバー・本人確認書類貼付台紙」をご利用ください（表紙案内の市ホームページからダウンロードできます。また、区役所の窓口にも置いています。）。

②返信用の封筒(長形3号)を用意し、返信先の住所を記入の上、110 円切手を貼ってください。

③送付用の封筒を用意し、全ての必要書類と②の返信用封筒を同封の上、下記記載の送付先にお送りください（切手代はご負担ください。）。

郵送の送付先	
一次利用調整	〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市こども未来局保育対策課気付 事務処理センター
二次利用調整	お住まいの区の区役所 ※住所等は71 ページをご確認ください。

※必要書類が全てそろっていない場合は、申請受付とならないことがありますので、記入漏れや書類不足がないよう確認の上、期日に余裕をもって送付してください（申請者の個人番号カード(写し)又は通知カード(写し)、及び申請者の本人確認書類(写し)が必要となりますのでご注意ください。）。

※きょうだい同時申請の場合は、同じ封筒にきょうだい全員分の必要書類と返信用封筒を同封してください。

④必要書類に不備・不足等がない場合には、申請受付のお知らせを送付します。（受付完了）

⑤書類不備がある場合には、書類不足等のお知らせを送付しますので、不足書類や修正した書類を、必ず各利用調整の締切日までに必着で各区役所の窓口又はオンライン（LoGo フォーム）でご提出ください。



〔オンライン受付の手順について〕

オンライン受付期間		
一次利用調整	令和8年 10 月 11 日(日)～10 月 26 日(月)	17:00
二次利用調整	令和8年 11 月 9 日(月)～令和9年1月 25 日(月)	17:00

オンライン申請の手順、申請先等の詳細は市ホームページにて掲載しています。
下記の事前準備をご確認いただき、オンラインにて申請をする方は、市ホームページ「保育所等入所のオンライン申請について」から申請を行ってください。



<https://www.city.kawasaki.jp/450/page/0000153979.html>

オンライン申請に際しての事前準備について

- ・オンライン申請が可能な方は、入所希望日時点で市内在住又は転入予定で、市内保育所等を申請される方です（9 ページ参照）。

・申請者の

- (1) マイナンバーカード
 - (2) マイナアプリがインストールされているスマートフォン
 - (3) マイナンバーカード受取時に設定した署名用電子証明書暗証番号
- が必要です。予めご確認ください

- ・本利用案内 13～14 ページを確認し、必要書類を全て用意してください

※マイナポータルからの申請では、申請時にマイナンバーカードを読み取ることで本人確認を行うため、本人確認書類の添付は不要です。

- ・用意した必要書類を申請時に添付できるよう準備してください。

マイナポータルの添付データ容量の上限は、合計9MB程度です。容量を超える場合は、オンライン申請では対応できないため、郵送もしくは窓口にて申請してください。

※Excel、Word 形式のデータもアップロード可能ですが、互換性により区役所等でデータが正しく表示されないことがあるため、PDF に変換してください。スマートフォンのカメラで撮影した画像（jpeg、jpg など）のアップロードも可能です。

※編集を加えた PDF 形式のファイルは、内容を正しく読み取れないことがあります。編集ツール等を使用された場合は、印刷したものを撮影した写真データを添付してください。

※写真撮影したものを添付する際は、光の反射、紙の折り目、撮影角度、ピント等にご注意ください。

目視により内容の確認ができること、データにパスワード設定がされていないことを必ずご確認ください。

目 次

教育・保育給付認定及び保育所等入所の郵送・オンライン受付	1
序 章 川崎市の保育事業について	
1 保育事業の充実に向けた川崎市の主な取組	4
2 保育所等の定員及び運営費の推移	4
3 児童1人あたりの保育所の運営に係る給付費等	4
第1章 多様な保育・教育事業について	
1 保育・教育施設の種類	5
2 多様な保育事業	6
3 子ども・子育て支援新制度における給付認定	7
第2章 保育施設の利用について	
I 保育所等利用申込みについて	
1 申請から利用までのながれ	9
2 利用対象者	11
3 申請手続き	12
4 利用調整	15
5 利用調整後に必要な手続き	22
II 保育所等の利用について	
1 内定から入所までの手続き	23
2 入所後の手続き	25
3 保育所等利用に係る留意点	25
4 退園（利用終了）	25
III 保育所等（公立保育所・認可保育所・認定こども園(保育所部分)・地域型保育事業）について	
1 公立保育所・認可保育所	26
2 認定こども園（保育所部分）	31
3 川崎市公立保育所・認可保育所・認定こども園一覧	32
4 地域型保育事業（小規模保育・家庭的保育・事業所内保育・居宅訪問型保育）	41
IV 保育料について	
1 幼児教育・保育の無償化	46
2 保育料の算定	46
3 保育料の納入	47
4 保育料の変更・減免	48
5 川崎市保育料金額表（月額）	49
V 認可外保育施設について	
1 川崎認定保育園	50
2 企業主導型保育事業	53
3 年度限定型保育事業	54
4 地域保育園	54
第3章 幼稚園・認定こども園（幼稚園部分）の利用について	
1 施設の概要	55
2 入園までのながれ	55
3 費用負担	56
4 施設一覧	57
第4章 多様な保育ニーズに応じたその他の保育事業について	
1 一時保育	59
2 休日保育	62
3 乳児等通園支援制度（こども誰でも通園制度）	63
4 病児・病後児保育事業	64
5 ふれあい子育てサポート事業（ファミリー・サポート・センター事業）	66
その他	
よくある質問と回答	67
書類の送付期限と送付先・問合せ先	71

★保育所等の利用にあたってのお願い

川崎市では厳しい財政状況にあっても、児童福祉の増進を図るとともに、子育てと社会参加との両立を目指す世帯を支援するため、保育所の整備等による保育受入枠の確保をはじめとする保育環境の充実に向けた取組を進めており、その結果、保育所等の運営費や、保護者の負担軽減のために要する経費は毎年度増加しています。

保育所等の利用にあたっては、就労日数や時間など、保育所等を利用するための要件がありますので、本利用案内をよくご確認のうえ、適正な申請と利用をお願いします。

序 章 川崎市の保育事業について

1 保育事業の充実に向けた川崎市の主な取組

川崎市では、「子どもを安心して育てることのできるふるさとづくり」を実現するため、子育て環境の充実に向け、次のとおり取組を推進しています。

1 多様な手法を用いた保育受入枠の確保

- 保育所等の整備
- 川崎認定保育園や幼稚園の預かり保育など、多様な保育サービスの提供

2 区役所におけるきめ細やかな相談・支援

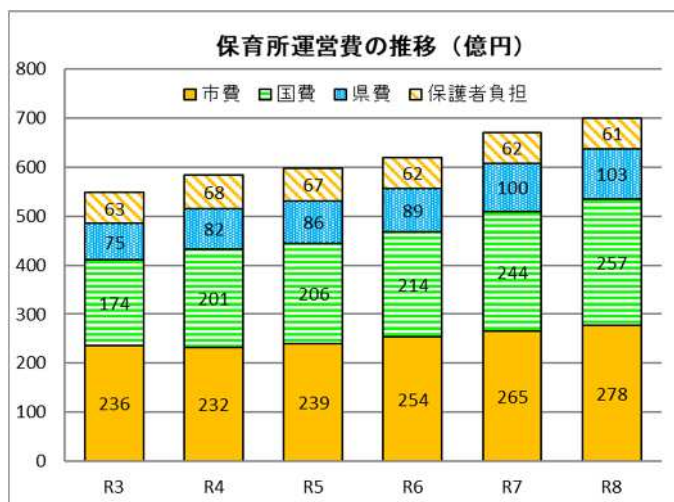
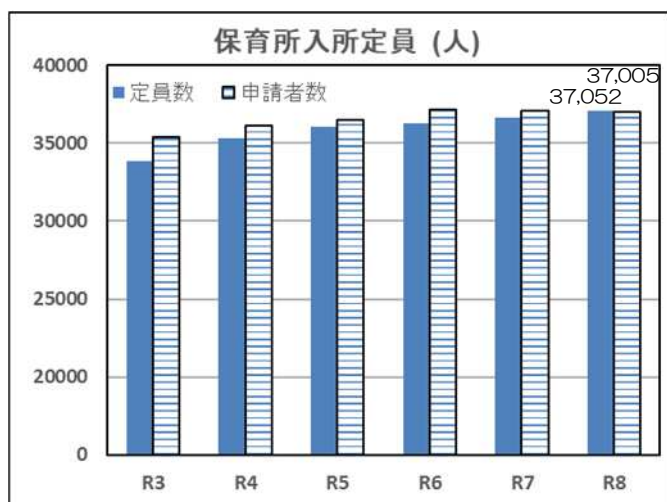
- 区役所における一人ひとりの保護者の視点に立った情報提供や相談・支援
- 区の特色を活かした広報物等による情報提供

3 保育の質の維持・向上

- 保育・子育て総合支援センター及び公立保育所等を拠点とした人材育成
- 就職相談会をはじめとする保育士確保の取組、国の保育士確保対策事業等の活用

2 保育所等の定員及び運営費の推移

川崎市では、高まる保育ニーズに対応するため、保育所等の整備を推進し、入所定員の確保に努めています。これに伴い運営費も年々増加しており、今後も着実に保育に要する経費は増加することが見込まれます。

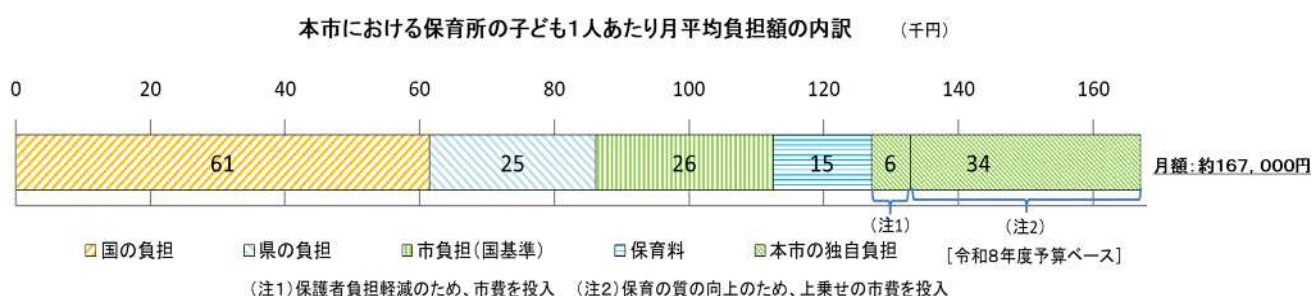


3 児童1人あたりの保育所の運営に係る給付費等

保育所の運営費は、保育所の規模や児童の年齢区分等により、国が定める児童1人あたりの保育の実施に要する費用（公定価格）を基に算定され、国・県・市・保護者の四者で負担する構造となっており、負担割合は下記グラフのとおりです。

川崎市では、国基準に基づく市負担分の費用のほか、保育料負担の軽減及び保育の質の向上のため、市独自に費用を投入し、児童1人あたり、全年齢児平均で、月額約167,000円の費用がかかっています。

毎年、児童1人あたりの月額費用は増加していますが、0～2歳児の保育料金額表（49ページ参照）は平成28年度以降変更していません（3歳以上児は幼児教育・保育の無償化の対象のため無料です。）。



第1章 多様な保育・教育事業について

1 保育・教育施設の種類

施設類型		施設類型の内容	申込
保育所等（※1）	公立保育所 認可保育所 【26 ページ】	保護者が就労などのために、常時、家庭で保育できない場合に保護者に代わって保育することを目的とした児童福祉施設	各区役所 ※認定こども園（幼稚園部分）は下記参照。 ※事業所内保育事業の従業員枠は園に直接手続きしてください。
	認定こども園（保育所部分） 【31 ページ】	就学前の子どもに対して、教育・保育を一体的に提供するとともに、地域の子育て支援も行う施設 ※認定こども園の類型は、下の別表1をご覧ください。	
	地域型保育事業 【41 ページ】	0～2歳児までを対象とした小規模な保育事業 〔※卒園後の3歳児からは連携施設などへの優先利用調整を行います。〕 ※事業類型の詳細は下の別表2をご覧ください。	
	小規模保育事業	定員6人以上19人以下の少人数を対象に保育を行います。有資格者の配置割合等によりA～C型に区分されます。	
	家庭的保育事業	家庭的な雰囲気の下で、定員5人以下の少人数を対象に保育を行います。	
	事業所内保育事業	企業や医療機関などの従業員対象の保育施設の定員の一部を地域枠として開放し、保育を必要とする子どもを受入れます。	
	居宅訪問型保育事業	疾病・障害等により集団保育が困難な子どもを対象に、家庭的保育者が子どもの居宅を訪問し、1対1の保育を行います。	
認可外保育施設（※2）	川崎認定保育園 【50 ページ】	川崎市が定めた一定の要件に基づき市長が認定し、川崎市から運営費の助成を受けている保育施設	各施設
	企業主導型保育事業 【53 ページ】	企業が従業員の働き方に応じた多様で柔軟な保育サービスを提供するために運営する施設	
	年度限定型保育事業 【54 ページ】	開設1・2年度目の保育所等の空きスペースを活用して、単年度限定で子どもを受け入れる保育所等の特別保育事業（1・2歳児対象）	
	地域保育園 【54 ページ】	市に開設の届出をし、認可外保育施設指導監督基準を満たしている施設	
教育施設	幼稚園 【55 ページ】	さまざまな遊びを中心とした教育により、小学校以降の教育の基盤を培うことのできる学校教育施設	各施設
	認定こども園（幼稚園部分） 【55 ページ】	就学前の子どもに対して、教育・保育を一体的に提供するとともに、地域の子育て支援も行う施設 ※事業類型の詳細は下の別表1をご覧ください。	

※1 「保育所等」は、幼稚園とは異なり、就学前の教育や集団生活に慣れさせるためなどの理由だけでは入所できません。

※2 51ページ以降に一覧で掲載している施設は、令和8年9月1日時点で、認可外保育施設指導監督基準を満たしている施設です。

別表1 認定こども園の施設類型

施設類型	類型の内容
幼保連携型	幼稚園と保育所の両方の機能をあわせ持つ単一の施設
幼稚園型	認可幼稚園が保育を必要とする子どものための保育時間を確保するなど、保育所的な機能を備えた施設

別表2 地域型保育事業の事業類型

事業類型		定員	保育従事者	受入年齢(原則)
小規模保育事業	A型	6～19人以下	保育士	5か月～ (※1)
	B型	6～19人以下	保育士割合1/2以上	
	C型	6～10人以下	家庭的保育者(※2)	
家庭的保育事業		1～5人以下	家庭的保育者(※2)	
事業所内保育事業(※3)		定めなし	認可保育所又は小規模保育事業に準じる	おおむね満1歳～
居宅訪問型保育事業		定めなし	家庭的保育者(※2)	

※1 受入年齢は施設によって異なります。

※2 家庭的保育者とは、川崎市の研修を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識・経験を有すると市長が認めた者(看護師等)を言います。

※3 事業所内保育事業で定員が20人以上の場合は認可保育所の基準、定員19人以下の場合は、小規模保育事業A型又はB型の基準が適用されます。

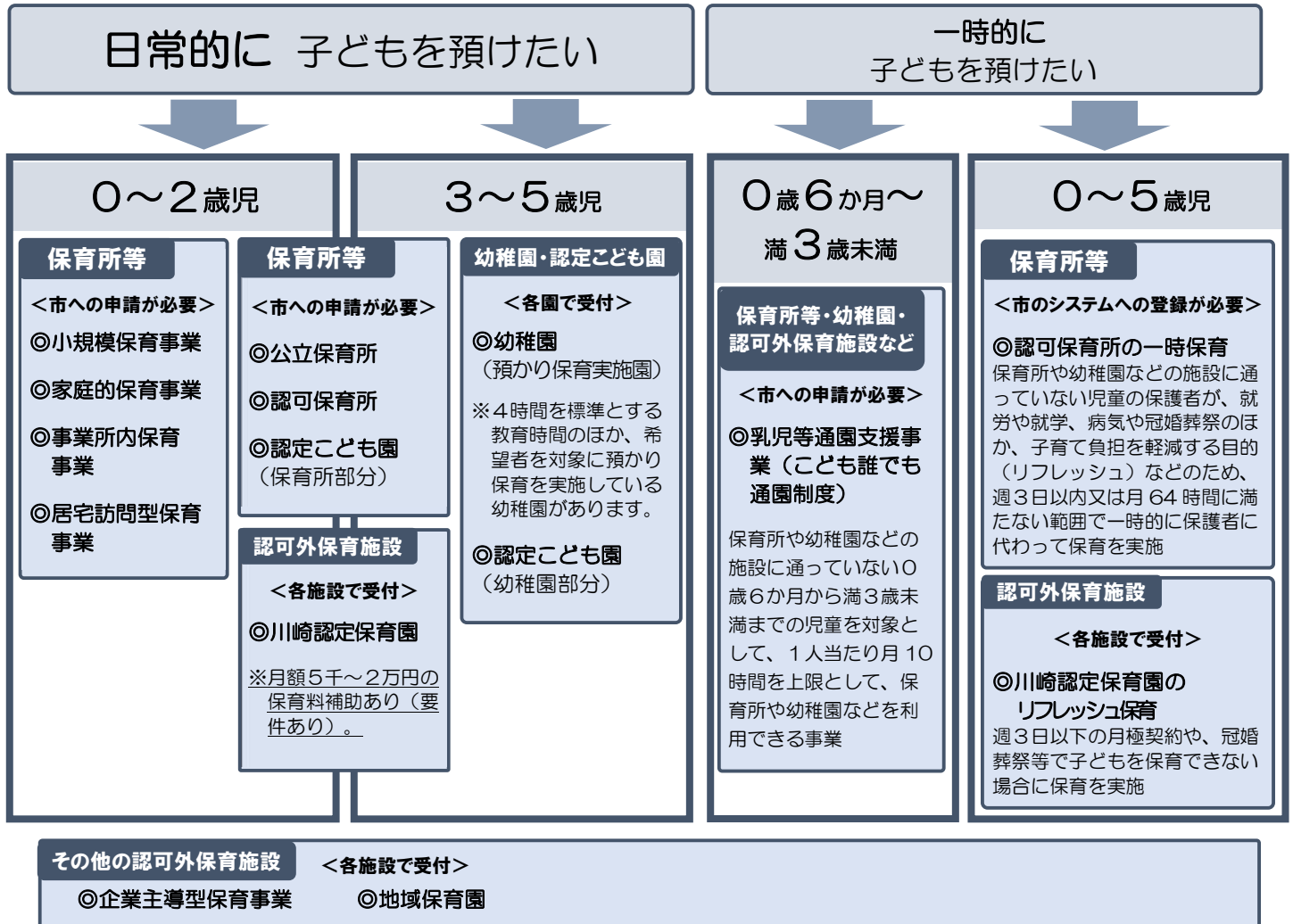
2 多様な保育事業

川崎市では、多様な保育ニーズに対応するため、様々な保育事業を実施しています。

また、働きながら幼稚園に通わせたいという希望に対応して、預かり保育を実施している幼稚園もあります。

「認可保育所の他にどのような施設があるか分からない」、「ちょっとした用事や子育ての息抜きに預けたいけど、週に数日だけ預かってくれるところはあるのか」、「保育とあわせて子どもに幼児教育も受けさせたい」など、お子さんの預け先を検討する際には、下の図を参考に、ご家庭のニーズにあった施設・事業を探してください。

なお、各施設・事業により受入年齢や保育時間などが異なりますので、詳細は必ず施設にご確認いただくか、ホームページ等をご覧ください。



※各施設・事業の内容については、前ページをご覧ください。

※年度限定型保育事業の令和9年度の実施可否については、申請状況を勘案し、遅くとも令和9年1月下旬までにお知らせします。

<幼児教育・保育の無償化について>

詳細については、川崎市ホームページをご確認ください。

川崎市 幼児教育・保育 無償化

検索



《川崎市幼保無償化事務センター》

幼児教育・保育の無償化に関するご質問に回答します。

電話：044-246-2025 対応時間：平日 10:00～19:00

※利用案内における参照ページ

- 保育所等 →46 ページ
- 認可外保育施設 →50 ページ
- 幼稚園・認定こども園（幼稚園部分） →55 ページ

3 子ども・子育て支援新制度における給付認定

「子ども・子育て支援新制度」では、就学前の子どもの健やかな成長のために、必要な「子ども・子育て支援給付」を行うこととなっています。この給付制度については、保育所等を給付対象とする「子どものための教育・保育給付」と幼稚園(私学助成)や認可外保育施設等を対象とする「子育てのための施設等利用給付」があります。また、令和8年度から乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)を給付対象とする「乳児等のための支援給付」が新たに創設されました。

(1) 子どものための教育・保育給付

ア 教育・保育給付認定

保育所等を利用した場合の教育・保育に係る経費について、川崎市が給付費として施設等に支払います(法定代理受領)。給付にあたっては、保護者が教育・保育給付認定を受けていることが必要です。

教育・保育給付認定の申請は、保育所等の利用申込と併せて行います。認定結果は、概ね30日以内に「教育・保育給付認定決定通知書」を交付します(なお、4月入所に係る給付認定については審査等に時間を要するため、12月以降に交付します。)

なお、「教育・保育給付認定決定通知書」は、保育所等への入所を保証するものではありません。

認定区分	年齢	保育の必要性(※)	給付対象施設・事業
1号認定 教育標準時間認定	満3歳以上	なし	幼稚園(施設型給付)、認定こども園(幼稚園部分)
2号認定 保育認定	3～5歳児	あり	公立保育所、認可保育所、認定こども園(保育所部分)
3号認定 保育認定	0～2歳児		公立保育所、認可保育所、認定こども園(保育所部分)、地域型保育事業

※ 保育の必要性については、11ページを参照してください。

イ 保育の必要量

教育・保育給付認定における2号認定又は3号認定を受ける方は、さらに、保育の必要量によって、「保育標準時間」と「保育短時間」のそれぞれの認定区分に分けられ、利用可能時間が異なります。

- ①「保育標準時間」利用 : 利用可能時間 最大11時間
- ②「保育短時間」利用 : 利用可能時間 最大8時間

なお、保育標準時間の目安は、月120時間以上の就労などを行っている、もしくは日々8時間を超える(休憩時間や通勤時間を含みます。)保育を必要とする場合です。

<保育必要量の認定と保育時間の関係について>

「保育標準時間」と「保育短時間」の保育必要量の認定については、あくまで川崎市として、8時間から11時間までの範囲での利用となるか、8時間以内の利用となるかの大枠を決めるものであり、実際の個々の保育時間の決定は、各園においてその枠の範囲内で、保護者の勤務時間や通勤時間、勤務実態(産休・育休中にあるか)等の状況により、調整の上、行われることとなります。事前の見学時や入所時に必要な時間を園とご相談ください。

<イメージ>

区役所

「保育標準時間」or「保育短時間」の
枠の認定

各保育所等

枠の範囲内で保護者の状況により
個々の保育時間を決定

(2) 子育てのための施設等利用給付

幼児教育・保育の無償化の実施に伴い、保育所等以外の幼稚園（私学助成）や認可外保育施設等の利用者についても、給付にあたっては施設等利用給付認定を受けることが必要です。

施設等利用給付認定の申請が必要な方については、市ホームページでご確認、又は川崎市幼保無償化事務センターへお問合せください（6ページ）。新2号・新3号認定については、認可保育所等に希望しながらも入所できなかった場合の代替措置と考えられているため、認可保育所と同等の基準で保育の必要性の認定が必要となります。

認定区分	年齢	保育の必要性	給付対象施設・事業
新1号認定	満3歳以上	なし	幼稚園（私学助成）
新2号認定	3～5歳児	あり	幼稚園・認定こども園（幼稚園部分）の預かり保育 （新3号認定は満3歳の児童に限定） 認可外保育施設等（※2）企業主導型保育事業は除く
新3号認定（※1）	0～2歳児		

※1 新3号認定は非課税世帯のみ

※2 企業主導型保育事業は無償化対象施設ですが、自治体による施設等利用給付認定の対象外です。無償化については各施設にご確認ください。

(3) 乳児等のための支援給付

令和8年4月から、乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の利用にあたっては、乳児等のための支援給付認定を受けることが必要です。乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の概要については、63ページ及び市ホームページをご参照ください。

<https://www.city.kawasaki.jp/450/page/0000175085.html>



第2章 保育施設の利用について

I 保育所等利用申込みについて

1 申請から利用までのながれ

※各フローの（ ）内の月日は、4月1日利用の際の時期の目安です。

① 事前相談・保育所等の見学等

申請にあたって、各区役所にて事前相談を受け付けています（電話相談可）。

また、申請の前に、保育所等への問合せや見学、ホームページの閲覧等により、各保育所等の利用にあたっての重要事項（※）等について確認してください。

なお、利用にあたり、医療的ケアを必要とする場合には、お子さんのケア等に適切に対応する必要があることから受入可能園・受入人数等が限られるほか、申請後に川崎市保育所入所児童等健康管理委員会（以下「健康管理委員会」といいます。）での審議を必要としますので、見学の前に必ず各区役所にご相談の上、可能な限り10月末までに窓口にて直接お申込みください（16、28ページ参照）。

※重要事項：保育所等の開所日、開所時間、延長保育の実施条件、休日等に関する運営規程の概要や、職員体制、主食代・副食代等の実費徴収の有無、その他施設選択に資する事項をいいます。

※現在、年度限定型保育事業をご利用の方については、改めて保育所等の申請が必要となります。



② 申請	オンライン（10月11日(日)～10月26日(月) 17:00 締切）
	郵送（10月13日(火)～10月26日(月) 消印有効）
	窓口（10月13日(火)～11月6日(金) ※土曜、日曜、祝日は除く）

お住まいの区の区役所に、締切日までにご提出ください。なお、書類不備の場合は受理できないことがありますのでご注意ください。早めの手続きをお願いします。

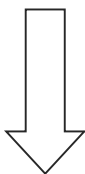
一次及び二次利用調整期間は利便性向上のため郵送・オンライン申請を実施します。詳細は1～2ページをご覧ください。なお、希望する保育所等の変更等、申請内容を変更する場合や、申請を取り下げる場合（転出の場合も含む。）にも、郵送やオンラインでの手続きが可能です。

ア 転園希望

⇒ 川崎市内の保育所等に通われている方は、保育所等で関係書類を受け取り、上記の締切までにお住まいの区の区役所へご提出ください。川崎市外の保育所等に通われている方はお住まいの区の区役所にご相談ください。

イ 川崎市外にお住まいの方で、川崎市内の保育所等を申請する場合

- ⇒ ●令和9年4月1日（利用開始希望日）までに川崎市に転入予定の方
川崎市の締切に間に合うよう、転入予定の区の区役所に直接申請してください。その際、川崎市の申請書式をご提出ください。転入予定を確認できる書類（14ページ No16）の提出がある場合は、利用調整上は川崎市在住者と同等の扱いとします。
- ⇒ ●川崎市外在住のまま、川崎市内の保育所等に申請予定の方又は令和9年4月2日以降に転入予定の方
現在お住まいの市区町村に申請してください。利用調整上は川崎市在住者が優先となります。また、二次利用調整（12ページ参照）からの調整対象となります。



★ 川崎市にお住まいの方で、川崎市外の保育所等を申請する場合

⇒ 入所を希望する保育所等のある市区町村によって受付期間や必要書類が異なります。希望の保育所等が所在する市区町村へ申込締切日や必要書類等を事前に確認いただき、転出予定の方は原則として直接、当該市町村へ申請してください。転出予定のない方は、当該市区町村の申込締切日の10日前までにお住まいの区の区役所へ手続きしてください。

③ 希望変更受付期間 窓口・オンライン申請（11月9日(月)～11月10日(火)）

上記の締切までに申請いただいた方で、希望する保育所等の変更を希望される場合は、お住まいの区の区役所にて受付いたします（オンラインでの希望園変更については12ページを参照）。



④ 申請書の受理・申請内容の確認等（10月～11月）

ご家庭の状況やお子さんの健康状況等、申請内容に不明な点がある場合は、ご家族やお勤め先へ電話や訪問などによる実態調査を行うことがありますので、あらかじめご了承ください。

↓ (前ページから)

⑤ 教育・保育給付認定決定通知書の発行 (12月～1月前半)

申請内容に不備等がなければ、教育・保育給付認定決定通知書(7ページ参照)を発行・郵送します。
発行済の方(過去に申請しているお子さん)は、申請内容に変更等がなければ、発行しません。



⑥ 利用調整 (12月～1月)

施設ごと、年齢ごとに川崎市の利用調整基準に基づく利用調整を行い、内定か保留かを決めます。



⑦-1 利用調整結果通知書(内定) (1月20日(水)予定)

利用調整の結果、入所内定となったお子さんの保護者の方に、利用調整結果通知書と入園前健康診断のご案内を送付します。



⑧ 入園前健康診断 (2月～3月)

内定となったすべてのお子さんに、健康診断を受診していただきます。

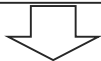
入園前健康診断の結果、健康管理上又は集団生活上、特に注意が必要と認められた場合(医療的ケアを必要とする場合を含む)には、医師、保育所等関係者、行政職員などで構成される健康管理委員会において、総合的な見地から利用の可否の審議をさせていただきます。(詳細は28ページ参照)

※前もって主治医意見書をご用意いただく場合があります。



⑨ 保育所等との面談 (2月～3月)

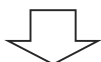
内定となった保育所等と面談し、**重要事項等(※)**の保育所等の利用に関するルールを確認していただくほか、お子さんの状況に合わせた保育内容やアレルギー対応等をご相談ください。



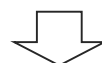
※重要事項等については、各保育所等の作成した重要事項説明書に同意をいただきます。

⑩ 利用者負担額等決定通知書 (3月下旬)

保育料金額表(49ページ)を基に保育料を算定し、「利用者負担額等決定通知書」を郵送します。
(認定こども園、小規模保育、家庭的保育、事業所内保育、居宅訪問型保育を利用される方は、各施設と利用契約を締結してください。)



入所(利用開始)



⑦-2 利用調整結果通知書(保留) (1月20日(水)予定)

利用調整の結果、入所内定とならなかったお子さんの保護者の方に、利用調整結果通知書(保留)を送付します。

●アフターフォロー

各区役所において、二次利用調整に向けた、希望園の追加・変更の受付を令和9年2月3日(水)まで実施します。

また、定員に空きのある保育所等のご案内します。

さらに、川崎市の独自事業である川崎認定保育園や一時保育などの利用に関しても、ご家庭の状況をお聞きしながら、お子さんの預け先についてご案内します。

※年度限定型保育事業(54ページ参照)の令和9年度の実施については申請状況を勘案し、令和9年1月下旬までに実施の可否を判断します。

2 利用対象者

保育所等の利用にあたっては、保育の必要性の認定を受ける必要があります、保護者（父及び母）が次の表のいずれかの事由（詳細は19ページ参照）に該当することが要件となります。この認定期間については、原則、保育を必要とする期間となりますが、事由や認定区分の異動があった場合は、月単位で変更を行います。

	保育を必要とする事由	保育実施期間	認定区分
1	月64時間以上の就労（※）	小学校就学前までの保育を必要とする期間	保育標準時間又は保育短時間
2	妊娠、出産	出産予定日の前後各2か月程度（※多胎妊娠の場合は14週間前）	原則保育標準時間（保育短時間也可）
3	保護者の病気、負傷又は心身障害	小学校就学前までの保育を必要とする期間	原則保育標準時間（保育短時間也可）
4	同居又は長期入院している親族などの介護・看護	小学校就学前までの保育を必要とする期間	保育標準時間又は保育短時間
5	災害の復旧	災害の復旧が完了すると見込まれる期間	原則保育標準時間（保育短時間也可）
6	求職活動又は起業の準備	2か月以内	保育短時間
7	卒業後就労を目的とした職業訓練校や大学等へ通学していること	職業訓練校や大学等へ通学する期間	保育標準時間又は保育短時間
8	虐待やDVの恐れがあること	小学校就学前までの保育を必要とする期間	原則保育標準時間（保育短時間也可）
9	児童を養育する能力が著しく欠如している場合など、その他児童福祉の観点から保育の実施が必要であり、上記1～8に類すると、市長が認める場合	小学校就学前までの保育を必要とする期間	保育標準時間又は保育短時間

※育児休業取得時に、既に保育所等を利用しているお子さんについて、継続利用が必要である場合は、育児休業を終了するまでの期間、「保育短時間」区分での認定・利用（7ページを参照）となります。

※時間短縮勤務制度を利用しており、制度利用に伴う勤務時間が月64時間以上を満たさない場合、保育を必要とする事由の就労には該当しません。

<育児休業取得中に申請する場合>

育児休業取得中の保護者（父又は母）は、保育を必要とする事由に該当しないため、保育所等の申請はできません。

ただし、利用開始月の末日まで（勤務先の都合等により、月初に復職しなければならない場合は、利用開始月の翌月1日まで）に復職できる場合には、利用開始月の1日を利用開始日として申請することができます。

<育児休業給付を延長する場合>

育児休業給付金等の関係で育児休業の延長を検討される方は、延長の手続きの時期等について、雇用主等に確認の上、ハローワークにご相談ください（22ページ参照）。また、ハローワークやお勤め先で育児休業給付金の支給期間延長手続きをする際に、「保育所等利用（変更）申込書兼児童台帳」等の写し（両面）が必要となります（必要な書類は各自ご確認ください。区役所の受付印は不要です。）。提出された書類の返却はできませんので、利用申込み前にご自身でコピーを取るなどのご対応をお願いします。申込み後に写しをお渡しする場合には、原則として保有個人情報の開示請求手続き（有料）が必要となり、お渡しするまでに、通常2週間程度の期間がかかります。

<入所内定後の提出書類>

なお、利用調整の結果、内定となった方には、内定の通知に育児休業証明書を同封しますので、育児休業期間及び復職（予定）日について勤務先から証明を受けたものをご提出ください（23ページ参照）。

育児休業証明書の提出がない場合や、復職の期限までに復職していないことが判明した場合は、内定の取消し又は利用終了（退園）となります。

また、保育所等に申請しない子どもの育児休業を取得している場合（例えば、第1子のみ申請し、利用開始希望日時時点で、第2子の育児休業を取得している場合など）であっても、申請している子どもの入所にあたっては、復職の期限までに育児休業を終了し復職する必要があります。

3 申請手続き

お住まいの区の区役所へ申請してください。窓口受付時間は平日の8:30～12:00、13:00～17:00です。郵送・オンラインによる申請もご検討ください（1～2ページ参照）。

提出された書類で教育・保育給付認定及び利用調整を行いますので、不足書類、記入漏れなどないようお願いいたします。一度提出された書類は、コピーの受け渡しや返却ができませんので、育児休業給付を延長する場合などで必要な方は事前にコピーをお取りください。

なお、書類不備などで申請を受理できない場合がありますので早めの手続きをお願いします。
申請受理後、ご家庭の状況やお子さんの健康状況などによっては、ご両親やお勤め先へ電話で確認させていただくことがあります。

また、お子さんについて医療行為や投薬行為が必要な場合等、集団の中で保育が困難と判断した場合は保育所等での預かりができない場合があります（詳細は28ページを参照）。

(1) 申請受付期間

ア 令和9年4月1日入所申請（一次利用調整）

一次利用調整の申請受付期間は次のとおりです。受付期間終了間際は窓口が大変混雑するため、書類の用意や記載方法の確認等は早めをお願いします。なお、申請締切後、希望する保育所等の変更のみの受付期間を設けています。また、申請は同年度内有効であり、入所保留となった場合は二次利用調整の対象となります（手続き不要）。

	申請受付期間		通知発送予定日
一次 利用調整	【オンライン】	令和8年10月11日(日)～10月26日(月)	令和9年 1月20日(水)
	【郵送】	令和8年10月13日(火)～10月26日(月)	
	【窓口】	令和8年10月13日(火)～11月6日(金) ※平日のみ	

※令和8年度に入所保留となっている方も、改めて申請が必要となります。

※令和8年12月1日～令和9年3月1日入所を併せて希望する場合は、同時に申請してください。

※郵送の場合は締切日の消印有効、オンライン申請の場合は17:00締切となります。

※希望する保育所等の変更は11月10日(火)まで窓口・オンライン申請にて受付します。



※オンラインでの希望園変更はこちら

イ 令和9年4月1日入所申請（二次利用調整）

二次利用調整は、一次利用調整での内定辞退等により、保育所等の受入枠に空きが生じた場合等に行います。二次利用調整から申請した方のほか、一次利用調整で入所保留となった方が二次利用調整の対象となります。ただし、一次利用調整で内定となった方が辞退された場合、二次利用調整の対象とはなりません。

なお、一次利用調整で入所保留となった方が、二次利用調整以降も入所保留となった場合には、保留通知の再発送はいたしません。

	申請受付期間		通知発送予定日
二次 利用調整	【郵送・オンライン】	令和8年11月9日(月)～令和9年1月25日(月)	令和9年 2月16日(火)
	【窓口】	令和8年11月9日(月)～令和9年2月3日(水) ※平日のみ	

※郵送の場合は締切日の消印有効、オンライン申請の場合は17:00締切となります。

ウ 令和9年5月1日以降の入所申請

5月以降の利用調整については、利用開始希望月の前月10日（10日が土・日曜、祝日の場合はその前の開庁日）までに提出された書類をもとに行います。4月時点から希望する保育所等や世帯状況等が変更となる場合は、お住まいの区の区役所の窓口等で書類提出等の手続きが必要となります。

◎5月1日以降の各月の入所申請スケジュール

4月入所申請で入所保留となっている方は、同一年度内は引き続き利用調整の対象となります（手続き不要）。

利用希望月	申請締切日	通知発送予定	利用希望月	申請締切日	通知発送予定
令和9年5月	令和9年4月9日(金)	4月中旬以降	令和9年11月	令和9年10月8日(金)	10月中旬以降
令和9年6月	令和9年5月10日(月)	5月中旬以降	令和9年12月	令和9年11月10日(水)	11月中旬以降
令和9年7月	令和9年6月10日(木)	6月中旬以降	令和10年1月	令和9年12月10日(金)	12月中旬以降
令和9年8月	令和9年7月9日(金)	7月中旬以降	令和10年2月	令和10年1月7日(金)	令和10年1月中旬以降
令和9年9月	令和9年8月10日(火)	8月中旬以降	令和10年3月	令和10年2月10日(木)	令和10年2月中旬以降
令和9年10月	令和9年9月10日(金)	9月中旬以降			

※申請受付は、利用希望月の概ね2か月前からとなります。

※各利用希望月に対する変更（希望する保育所等や世帯状況等）の受付期限についても申請締切日と同日です。

※マイナポータルによる申請も可能ですが、メンテナンス等により申請ができない期間も想定されるためご注意ください。

※郵送の場合、送付先は各区役所となります。締切日までに区役所に届いた申請書類のみ有効となりますので、日数に余裕を持って投函いただくようお願いいたします。

※令和10年4月と令和9年12月～令和10年3月入所を併せて希望する場合は、令和10年4月の一次利用調整申請受付期間に同時に申請してください。

(2) 申請に必要な書類

申請には次の書類が必要となります。書式は、市のホームページに掲載しています。

<https://www.city.kawasaki.jp/450/page/0000153863.html>

※申請書類は令和9年度申請用のものをご使用ください。各区役所の窓口等でもお渡ししています。

※写しでも可の書類については、ご自身でコピー等ご準備ください（オンライン申請の場合は、スマートフォンのカメラで撮影した画像での提出（添付）が可能です。目視により内容の確認ができることを必ずご確認ください。）。



ア 全ての方が必要な書類（申請されるお子さんそれぞれに必要な）

	必要書類	注意点
1	教育・保育給付認定（変更）申請書	●個人番号記載欄に個人番号（マイナンバー）をご記入ください。
2	保育所等利用（変更）申込書兼児童台帳	●個人番号記載欄に個人番号（マイナンバー）をご記入ください。 ●希望する保育所等は通園可能な範囲で、第20希望までです。希望の保育所等が記入しきれない場合は、別紙にご記入ください。
3	保育所等利用申込みに関する確認票	●申込み及び入所にあたって、確認していただく事項となります。
4	申請者のマイナンバーカード又は通知カード（提示のみ）	●個人番号（マイナンバー）カードの提示、マイナンバー通知カードの提示（マイナンバーカードは本人確認書類を兼ねます。）
5	申請者の本人確認書類（提示のみ）	●本人確認書類は、顔写真付の身元確認書類1点（運転免許証、旅券等）又は顔写真のない身元確認書類2点（健康保険の資格確認書、国民年金手帳等）の提示 ●郵送申請の場合は写しを同封してください（貼付用台紙があります。）。
6	保育を必要とすることを証明する書類（★）	●保護者の状況により必要書類が異なりますので、次の表をご確認ください。 ●きょうだい同時申請の場合は、原本とコピーでも可。 ●令和9年4月1日入所申請と令和8年12月1日～令和9年3月1日の入所申請を同時に行う場合、原本とコピーでも可。

※オンライン申請の場合、3～5の書類は提出（添付）していただく必要はありません。

★ 保育を必要とすることを証明する書類（保護者それぞれに必要な）

保護者の状況により、必要となる書類が異なりますので、事前に各区役所にご確認ください。提出書類の受付可能な発行日（証明日）は次のとおりです。

○ 令和9年4月入所申請 … 令和8年9月以降の発行日

○ 令和9年5月入所申請以降 … 入所希望日（毎月1日）から3か月以内の発行日

※保育を必要とする理由が複数ある場合には、それぞれについて保育を必要とすることを証明する書類をご提出ください。

※保護者以外の同居親族（65歳未満に限る）がいる場合、同居親族の方についても、提出が必要です。

	保護者の状況	必要書類
a	お勤めの方 （居宅外就労）	○就労証明書（※） ・シフト勤務の方はシフト表の提出をお願いする場合があります。 ・雇用されている方で、テレワークにより在宅勤務の方も含みます。 ・保護者の親族が経営する会社等に就労している場合は「b 自営・会社経営等の方」に該当します。
b	自営・会社経営等の方 （自宅外自営、親族が経営する会社等を含む）	①就労証明書（居宅外就労の方と同じ様式です）（※） ②スケジュール表 ③自営・会社経営の証明書類（写し） 直近の確定申告書（写し）等の「収入を証明するもの」又は、営業許可証（写し）・開業届（写し）・登録簿謄本（写し）等の「自営を証明するもの」のいずれかが必要です。
c	妊娠・出産の方	母子健康手帳（写し） 氏名と出産予定日が記載されているページの写しをご提出ください。
d	疾病・負傷の方	①診断書（医療機関で発行された書面（原本）） ②疾病・障害状況申告書
e	障害のある方	①障害者手帳（写し） 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳のいずれかとなります。 ②疾病・障害状況申告書
f	親族の介護をしている方	①介護が必要となる証明書（写し） 介護が必要となる親族の介護保険証（写し）・診断書・身体障害者手帳（写し）・療育手帳（写し）・精神障害者保健福祉手帳（写し）のいずれかが必要です。 ②介護状況申告書 裏面のスケジュール表もご記入ください。
g	就学している方	①在学証明書（在学期間がわかる書類を別途提出していただく場合があります） ・就学先で発行した書面（任意書式）となります。在学期間が入所希望日以降となるもの。 ・入学予定であれば、「合格通知書」（写し）と「パンフレット」をご提出ください。 ②時間割又はスケジュール表
h	求職活動又は 起業準備をしている方	求職活動・起業準備状況申告書兼誓約書

※令和9年4月入所申請分から就労証明書の様式が変更となります。なお、旧様式での申請も可能です。また、令和8年度との同時申請をする場合には旧様式をご使用ください。

イ 世帯状況に応じて必要な書類

※きょうだい同時申請の場合は申請されるお子さんの人数分をご提出ください（原本とコピーでも可）。

※市民税が未申告の方は、利用調整において最高所得の世帯と判定し、保育料が最高階層（最高額）となります。本来の所得にて判定するためには、申請締切日までに市民税を申告し、住民税課税（非課税）証明書(写し)をご提出ください。

	世帯の状況	必要書類
7	令和8年1月1日に 川崎市外に居住していた方	●令和8年度の住民税課税（非課税）証明書(写し) ・自治体により証明書の名前は異なりますが、所得の記載がある証明書をご提出ください。令和7年中の収入を証明する、自治体が発行する証明書になります。 ・特別徴収税額通知書では対応できません。（下記8も同様） ・令和8年12月～令和9年3月の入所申請については、対象となる課税年度が異なりますので、令和8年度の利用案内をご確認ください。
8	市民税未申告又は修正申告した方	●令和8年度の住民税課税（非課税）証明書(写し) - 修正申告した場合は、最新のデータが反映されていない場合がありますので、証明書を提出ください。
9	令和7年中に 海外勤務又は居住期間がある方	●海外収入申告書 ●令和7年の給与明細書等(写し) ・勤務先の現地の会社が発行する書類をご提出ください。（給料の支払証明や現地の税申告の書類など） ・「令和7年中」とは令和7年1月～同年12月です。 ・外貨・円貨での収入を問わず必要となります。 ・国内でも収入がある場合、その分の書類もご提出ください。 ・詳細は区役所までお問合せください（71ページを参照）。
10	育児中又は産休中 （育児休業取得予定）の方	●育児休業に関する同意書・申出書 - 入所希望月の月末（又は翌月初日）までの復帰に関する同意書及び育児休業の延長に関する申出書です。
11	入所希望月から1年以内に 就労先を変更した方	●過去1年間の就労状況がわかる書類 ・前職の退職から2か月以内に就労先を変更されている場合に限りです。 ・「入所希望月から1年以内」とは、令和9年4月入所の場合、令和8年4月2日以降です。 ・就労時間、日数、就労開始日、退職日が確認できる書類をご提出ください。 ・提出書類は、就労証明書（退職日を記載したもの）、離職票(写し)、前職場の源泉徴収票(写し)及び前職場の給与明細(写し)などです。
12	保護者のいずれかが長期不在 （単身赴任等）、又はする 予定の方	●長期不在証明書、又は単身赴任がわかる会社発行の書類（辞令等） - 長期不在証明書は就労先において記載・証明をお願いします。 - 必ず赴任期間の終了（予定）日を記載してください。
13	申請児童が認可外保育施設 等を利用している方	●在園・受託証明書、又は契約書(写し)・連絡帳(写し) ・契約書(写し)を提出の場合、施設との「連絡帳(写し)」（最初の登園日と直近の登園日のページの写し）を併せてご提出ください。 ・契約書や連絡帳で保育日数と時間数を確認できない場合は、在園・受託証明書を提出ください。 ・現在利用中の施設の前に利用していた施設がある場合は、その施設に係る書類と、その期間中保育の必要性があったことの分かる掌証資料もご提出ください。
14	65歳未満の同居親族がいる方	●当該親族に係る「保育を必要とすることを証明する書類」 ・「保育を必要とすることを証明する書類」に関しては、前ページを参照。 ・利用希望日時点で65歳以上の同居親族については、提出不要です。
15	申請児童が障害を有している方	●障害者手帳(写し)、特別児童扶養手当受給証明書(写し)、診断書のいずれか ・障害者手帳とは、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をいいます。 ・診断書は、障害と同程度であることが確認できるものをいいます。
16	市外からの申請の方 （川崎市内転入予定の方）	①転入先のわかる書類 ・提出書類は、物件売買契約書(写し)、賃貸借契約書(写し)、社宅・寮に入居予定の場合は会社発行の証明などです。 ・転居先の住所・転居予定日（引き渡し日）等が確認できる書類となります。 ・市内在住の親族宅へ転居予定の方は、「転入に関する誓約書」が必要です。 ・市内での転園希望の方についても、提出をお願いする場合があります。 ・転入された方は、転入後に区役所窓口（児童家庭課）へ再度申請書の提出が必要です。 ②お子さんの氏名・生年月日がわかるもののコピー（マイナンバーカードなど）
17	保護者が保育士等の資格を有し、川崎市内の保育施設で所定の保育業務に従事する（予定含む）方	①保育業務従事申告書兼誓約書 ②保育士等の資格を証する書類(写し) - 対象の施設及び対象の資格等の詳細については18ページ参照

※上記の必要書類の他、状況によって追加で書類提出のお願いや、確認のご連絡をさせていただく場合があります。

＜申請内容の変更・申請の取下げ＞

保育所等を申請した後、希望する保育所等を変更するなど、申請内容を変更する場合や、申請を取り下げる場合には、各区役所へお問合せの上、手続きしてください。

4 利用調整

(1) ランク・指数等による優先順位の判定について

申請者数が各保育所等の受入れ可能人数を超えた場合は、利用調整を行います。

利用調整では、各世帯の保育の必要度合を、「川崎市保育所等の利用調整実施要綱」別表に定める利用調整基準（19ページ～、以下「利用調整基準」という。）に基づき、ランク・指数・項目点により点数化し、点数の高い順に入所内定としています。

ランク等は、申請締切日時点の状況（提出書類）で判断し決定します。不足書類や記入もれのないようご注意ください。ただし、入所希望日までにランク・指数に関わる状況に変動が生じた場合、変更申請が必要です。なお、変更申請を怠り、ランク等が下がることが判明した場合は、内定取消となる場合があります。また、川崎市外在住の方の申請の場合、利用開始希望日までに確実な転入予定がある場合を除き、ランク等にかかわらず利用調整は川崎市在住の方が優先となります。

なお、育児休業に関する同意書・申出書において、「希望する保育所等に入所できない場合は、育児休業の延長も許容できるため、優先順位を下げた利用調整となることを了承します。」を選択した場合は、ランク等に関わらず利用調整の優先順位を下げる取扱いとなります（「育児休業・給付の適正な運用・支給及び公平な利用調整の実現等に向けた運用上の工夫等について」（令和6年4月5日付けこども家庭庁事務連絡））。ただし、育児休業の延長を許容できる方についても、申し込んだ保育所等の利用定員に空きがある場合は入所内定となります。

利用調整では、以下の手順で入所内定の優先順位を決定いたします。

① 世帯のランクによる判定

世帯のランクがより高いお子さんを上位とします。ランクの決定にあたっては、利用調整基準別表1（19ページ）に基づき、各保護者をA～Hのランクに区分し、保護者間でより低いランクを世帯のランクとしています。

（例）次のa世帯とb世帯では、a世帯が優先されます。

a世帯	世帯ランク B	>	b世帯	世帯ランク C
父ランク：B			父ランク：A	
母ランク：B			母ランク：C	

② 調整指数による判定

①において、同ランクで競合した場合には、利用調整基準別表2「同ランク内での調整指数表」（20ページ）により、指数（該当項目の合計点）の高いお子さんから入所内定とします。

③ 調整項目点による判定

①②において、同ランク同指数で競合した場合には、利用調整基準別表3「同ランク同指数となった場合の調整項目表」（21ページ）により、項目点（該当項目の合計点）の高いお子さんから入所内定とします。

④ 養育している子ども3人以上の有無による判定

①～③で判定が困難な場合は、利用調整基準「別表3においても同点となった場合の取扱い」（21ページ）により、養育している子どもが3人以上の世帯のお子さんを優先して入所内定とします。

⑤ 世帯の所得による判定

①～④で判定が困難な場合は、所得のより低い世帯のお子さんを優先して入所内定とします（21ページ参照）。

<複数の保育を必要とする事由に該当する場合>

- ・同一の保護者が複数の保育を必要とする事由に該当する場合、利用調整は主たる事由に基づいて行います。
- ・時間数によりランクが変わる事由については、それぞれの時間数を合算してランクを判定します。

<例>

保護者の状況	主たる事由	ランク	指数
父：就労 140 時間 母：就労 110 時間、就学 30 時間 ともに就労実績 1 年以上 育休明け	父：就労 母：就労	A	6 (父母就労実績：4 点) (育休明け：2 点)
父：就労 80 時間 母：就労 140 時間 父就労実績 1 年以上、母 8 か月 父身体障害者手帳 2 級 認可外保育施設利用	父：心身障害 母：就労	A	8 (障害者手帳：5 点) (認可外保育施設：2 点) (母就労実績：1 点) ※父の主たる事由が心身障害のため、 父の就労実績 2 点は付かない

(2) 内定施設の決定について

利用調整は、施設・クラス年齢ごとに上記手順により行っています。なお、利用希望をいただいた全ての施設で、それぞれ利用調整を行います（希望できる園数は第20希望までですが、通園可能な範囲で申請してください。）。複数の施設で内定となりうる場合、希望施設のうち、希望順位の最も高い施設1か所のみを入所内定します。複数の施設で重複して入所内定とすることはありません。

また、兄弟姉妹で同時申請の場合は、兄弟姉妹が同じ保育園に内定となるよう希望することも可能です。詳細については「(4) 兄弟姉妹2人以上で申し込む場合の条件について」をご覧ください。

【各施設における利用調整のイメージ】

P保育園 1歳児クラス 受入数 2人

	ランク・指数等	希望順位	結果
申請者①	A-7-1	第1希望	内定（P保育園）
申請者②	A-6-3	第2希望	第1希望（Q保育園）で内定
申請者③	A-6-2	第3希望	第1希望、第2希望で保留⇒内定（P保育園）
申請者④	B-5-1	第1希望	保留

【同ランク・同指数・同項目点だった場合の考え方】

	ランク・指数等	子ども3人以上	世帯の所得状況
申請者a	A-6-1	該当	600万円
申請者b	A-6-1	該当	650万円
申請者c	A-6-1	該当なし	400万円
申請者d	A-6-1	該当なし	500万円



優先順位 高

(3) 医療的ケアを必要とする子どもの優先的な取扱い

医療的ケア児については、令和3年度に施行された医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の趣旨を尊重し、優先的な取扱いを行います（対象となる医療的ケアについては、28ページ参照）。

医療的ケア児の受入れにあたっては医師との連携のもと、保育所において適切な処置を行う環境や看護師の配置等の支援体制を構築し、本市においては公立保育所及び一部の事業所内保育事業で受け入れます。

ア 医療的ケア児の申込みにあたっては利用調整基準別表1・2のランク（就労等による保育必要量）等に関わらず、ランク「A」指数「15」とする優先的な取扱いをします。

イ 複数の者が同ランク同指数で並んだ場合は、通常の利用調整基準に基づくランク、指数等で比較するものとします。そのため、医療的ケア児であっても、第1希望の園に内定とならない場合があります。

ウ 対象となる保育所等は、29～30ページをご覧ください。

※入所にあたっては、医師等で構成される健康管理委員会において、集団生活の中で保育が可能か等の審議を行います。健康管理委員会の結果を踏まえ、集団保育が困難と福祉事務所長が判断した場合、ランク等に関わらず、保育所等でのお預かりはできません（居宅訪問型保育事業は利用できる場合があります。）。

(4) 兄弟姉妹2人以上で申し込む場合の条件について

兄弟姉妹2人以上で申し込む場合においては、「保育所等利用（変更）申込書兼児童台帳」の裏面にて、次のとおり、同じ施設への入所を優先するなどの条件設定が可能です。各条件の特徴をご理解の上、申請をお願いします。※希望園ごとに異なるパターンの指定はできません。

なお、兄弟姉妹で同一施設の利用を希望する場合には、設定した条件にかかわらず、指数「7」を適用します。

①同じ保育所等で同時期の入所のみを希望する。

→ 兄弟姉妹が「同じ希望園に同時に入所可能な場合」に限り、全員「内定」となります。

「1人だけ入所可能な場合」や「別々の施設であれば入所可能な場合」は全員「保留」となります。

②同時に入所できれば、兄弟姉妹別施設でもよい。

→ 兄弟姉妹が希望園のうち、「同時に入所可能な場合」に全員「内定」となります。

「1人だけ入所可能な場合」は、全員「保留」となります。

③1人だけの入所でも希望する。

→ 内定となる施設があった場合は、1人だけでも内定となります。

※②③については、同時に入所可能な場合に「希望順位を優先する」か、「同園となることを優先する」かを選択していただきます。17ページをご覧ください。

＜保護者が育児休業中に兄弟姉妹2人以上で申込みした場合＞

申込みした兄弟姉妹のうち、1人だけ内定となった場合でも、育児休業からの復職が必要となります。

そのため、保留となったお子さんの認可外保育施設等の利用などもご検討いただき、復職の準備をお願いします。入所した月（勤務先の都合等により、月初に復職しなければならない場合は、利用開始月の翌月1日まで）に復職ができない場合は、内定取消となりますのでご注意ください。

◎兄弟姉妹が同時に入所可能な場合 ※②③の条件を設定した方は、次の条件も選択してください。

《1》兄弟姉妹別園でも希望順位を優先する。

→ 希望順位を優先して各児童の利用調整を行います（希望順位の低い園で兄弟姉妹同じ園になることが可能でも、より高い希望順位の園で内定となる場合は、兄弟姉妹別園となります。）。

《2》同園であれば希望順位が低い園でもよい。

→ 兄弟姉妹が同じ園になることを優先して各児童の利用調整を行います。そのため、希望順位が低い園で内定となることもあります（同じ園となることが不可であれば希望順位を優先します。）。

＜兄弟姉妹2人以上の申込みで保留となった場合＞

年度内は、引き続き利用調整の対象となります。そのため、以降の利用調整については、変更の届出がない限り、兄弟姉妹の入所に関する条件設定も含め、申請時の内容により行いますのでご注意ください。

【兄弟姉妹2人以上で申込む場合における利用調整のイメージ】

兄弟姉妹2人以上で申込む場合では、条件の設定により、利用調整の結果が異なりますのでご注意ください。

◎条件設定による最終結果の違い

（例えば、クラス年齢が異なる兄と妹で、それぞれ第1希望をA保育園、第2希望をB保育園で申請した場合）

例1

（兄は2園とも、妹は第2希望のみ内定予定）

	兄	妹
第1希望 A園	内定予定	保留
第2希望 B園	内定予定	内定予定

例2

（兄は第1希望、妹は第2希望のみ内定予定）

	兄	妹
第1希望 A園	内定予定	保留
第2希望 B園	保留	内定予定

例3

（兄は2園とも内定予定、妹は2園とも保留）

	兄	妹
第1希望 A園	内定予定	保留
第2希望 B園	内定予定	保留

最終結果	例1	例2	例3
(4)ー①を選択 (同時同園入所のみ希望)	兄・妹 B園 内定	兄・妹 保留	兄・妹 保留
(4)ー②を選択 (同時別園入所可能)	《1》順位優先を選択 兄A園・妹B園 内定 《2》同園優先を選択 兄・妹 B園 内定	兄A園・妹B園 内定	兄・妹 保留
(4)ー③を選択 (1人のみ入所可能)	《1》順位優先を選択 兄A園・妹B園 内定 《2》同園優先を選択 兄・妹 B園 内定	兄A園・妹B園 内定	兄 A園 内定 妹 保留

(5) 保育士等の子どもの利用調整上の優先的な取扱い

川崎市内の教育・保育施設等に勤務する保育士等の子どもについては、利用調整上、優先的な取扱いを行います。なお、この取扱いは、昨今の保育士不足により、保育受入枠を限定せざるを得ない場合があることに対応する時限的な措置です。

《取扱いの対象となる方》（ア～ウの全てに該当する必要があります。）

ア 川崎市内在住の方

イ 保育士又は看護師等の保育士の配置基準を満たす資格又は免許を有していること。

ウ 現に、1月について実働120時間以上、川崎市内に所在する次の①～⑦のいずれかの施設等で就労（就労内定含む。）していること。

①公立保育所、認可保育所、認定こども園

②地域型保育事業（小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業）※居宅訪問型保育事業を除く

③幼稚園（施設型給付・私学助成）

④企業主導型保育施設

⑤病児・病後児保育施設

⑥川崎認定保育園

⑦地域保育園

※保育所等に入所した場合、ア～ウを満たし、入所日から起算して2年以上従事すること（育児休業・病気休職等の休職期間は除く。）が必要です。入所日から2年以内にア～ウのいずれかを満たさなくなった場合は、原則として、入所した保育所等を退所していただきます。

(6) 産休明け保育（生後43日目～）の取扱い

川崎市では、生後43日目から4か月未満又は5か月未満のお子さん（公立：4か月未満、認可：5か月未満）の保育を「産休明け保育」としています。産休明け保育については、実施園に限られ、受入枠も少人数となります（例：0歳児クラス6名中のうち、産休明け児は3名まで等）。また、通常保育よりも保育時間は短くなります。

なお、生後間もないお子さんをお預かりするにあたり、健康面には特に注意を払う必要があるため、小児科を受診していただき、所定の意見書をご提出いただく必要があります。

※診察料及び文書料については、保護者負担になります。

各施設の産休明け保育の受入枠の上限を超えた場合は、産休明け以外のお子さんを内定とする場合があります。

＜0歳児クラスの受入月齢＞

0歳児から受入可能な保育所等であっても、施設ごとに受入月齢が異なります。

令和9(2027)年4月1日入所を例に挙げると下記の表のとおりです。

0歳児クラス入所の受入月齢（例：令和9年4月1日入所の場合）	
43日目～クラス	令和9(2027)年2月17日以前に生まれた児童
2か月児クラス	令和9(2027)年2月1日以前に生まれた児童
4か月児クラス	令和8(2026)年12月1日以前に生まれた児童
5か月児クラス	令和8(2026)年11月1日以前に生まれた児童
6か月児クラス	令和8(2026)年10月1日以前に生まれた児童

(7) 時間短縮勤務制度を利用する場合の取扱い

時間短縮勤務制度を利用しており、制度利用に伴う実働時間が月64時間未満となる場合、保育を必要とする事由の就労には該当しません。実働時間が月64時間以上であれば、短縮前の時間数でランクを判定します。

(8) 横浜市との共同整備による保育所の取扱い

川崎市と横浜市の共同整備による保育所（幸いづみ保育園、尻手すきっぷ保育園）にあっては、あらかじめ利用定員を両市で調整し、各市在住のお子さんのための定員を定めており、各市の利用調整基準に基づき利用調整が行われます。また、川崎市児童のための定員については、川崎市児童が優先となります。

申請は、川崎市の申請書類により、お住まいの区の区役所で行ってください。保育認定、利用調整結果通知、利用者負担額の決定等も川崎市が行います。

また、開所時間・延長保育の取扱い等の運営内容については、施設の所在する市の基準により行うこととなりますので、ご注意ください。

川崎市 教育・保育施設及び地域型保育事業に係る利用調整基準

別表 1

番号	保護者の状況		細目	ランク
1	居宅外労働 (自営を除く) (注1)		月実働140時間以上就労	A
			月実働120時間以上140時間未満就労	B
			月実働100時間以上120時間未満就労	C
			月実働80時間以上100時間未満就労	D
			月実働64時間以上80時間未満就労	E
			就労先確定(注2)	F
			2	自営 (自宅外自営、 親族等が経営の 自営を含む) (注3～5)
月実働120時間以上140時間未満就労	B			
月実働100時間以上120時間未満就労	C			
月実働80時間以上100時間未満就労	D			
月実働64時間以上80時間未満就労	E			
就労先確定(注2)	F			
協力者	月実働140時間以上就労	B		
	月実働120時間以上140時間未満就労	C		
	月実働100時間以上120時間未満就労	D		
	月実働80時間以上100時間未満就労	E		
	月実働64時間以上80時間未満就労	F		
就労先確定(注2)	G			
3	妊娠・出産		出産予定日の約2か月前(多胎妊娠の場合14週前)から出産後2か月程度までの間で、分娩・休養のため保育に当たることができない場合 切迫流産等は「疾病」と扱う。	D
4	疾病・負傷・ 心身障害		(1) 疾病・負傷により常時臥床又は1か月以上の入院 (2) 重度の心身障害(いずれも同程度の障害を有する場合を含む。) ・身体障害者手帳1・2級(聴覚障害3級を含む)の交付を受けている場合 ・療育手帳の交付を受けている場合 ・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている場合	A
			疾病・負傷の治療や療養のため1か月以上の自宅での安静加療を指示されている場合	C
			慢性疾患・長期疾病のため病床で過ごさないが、1か月以上自宅での療養を指示されている場合	E
5	介 護	病院等居宅外での介護	介護に要する日数及び時間をもとに、番号1の細目を準用	A～E
		居宅内での介護(通院・通所の付添いを含む。)	通院・通所に要する時間を含め介護に要する日数及び時間をもとに、番号1の細目を準用。ただし、介護サービス等が利用できる時間は除く。	A～E
6	災害復旧		災害の状況、復旧に要する日数及び時間等をもとに番号1の細目を準用	A～E
7	就学		卒業後就労を目的とし、職業訓練校や大学等へ通学する場合、休憩及び通学時間を除き、保育に当たることができない日数及び時間をもとに、番号1の細目を準用	A～F
8	求職活動等		求職又は起業の準備のため外出することを常態としている場合	H
9	市長による 特例	ひとり親世帯等	自立の促進が必要と認められるひとり親世帯等については、就労先が確定した場合(注6)は、その就労条件により番号1と2の細目を準用	A～F
		生計中心者の失業	生計中心者の失業(自発的失業は除く。)により生活困窮の状態にあり、就労の必要が高い世帯で就労先が確定した場合は、その就労条件により番号1と2の細目を準用	A～F
		その他	その他児童福祉の観点から保育の実施が必要と認められる場合 例)過去に虐待や児童相談所等による保護の経緯があるなど、 家庭内において虐待若しくは暴力等を受ける恐れがある場合 児童を養育する能力に著しく欠如している場合 対象児童が障害を有している場合	A～H

注1 常勤・非常勤等の呼称や昼間・夜間等の時間帯にかかわらず、月64時間以上就労していることを基本とし、その実働時間(時間外労働を除く)により細目を区分する。なお、その区分にあたっては、就労内容や収入実績等も確認し判断を行う。

注2 入所月内に就労することが決定していること。

注3 経営規模・業種・労働時間・労働密度・就労内容・収入実績等からみて、中心者と補助的な業務を行う協力者を区分する。

注4 内職従事者については、協力者の細目を適用する。

注5 各細目の区分の判断は番号1に準じて行う。

注6 就労につながる就労先が確定した場合も含む(別途、就学を証明する書類を提出する必要がある。)

「同ランク内での調整指数表」

別表2

項 目	細 目	指数
世帯状況 ※就労先が確定した場合に別表1にて優先されているひとり親世帯等・生計中心者の失業については、「(5) 別表1で優先されている「ひとり親世帯等」・(6)別表1で優先されている「生計中心者の失業」」を適用する。 ※各細目の重複適用はしないものとする。(例:父子世帯と生活保護世帯等に該当した場合は指数の高い父子世帯の扱いとする。)	(1) 両親不存在世帯 両親が不存在(死亡、拘禁、生死不明)の状態、今後も引き続き同様の状態が見込まれる場合	15
	(2) 母子世帯 配偶者(事実婚を含む)のいない女子で、次のアからオに該当する場合 ア 配偶者との離婚又は死別 イ 配偶者の拘禁又は生死不明が6か月以上 ウ 配偶者から6か月以上遺棄されている エ 婚姻によらないで母になった女子 オ 離婚を前提に6か月以上別居している女子	10
	(3) 父子世帯 母子世帯に準じる。	10
	(4) 生活保護世帯等 生活保護世帯又は概ね生活保護基準以下の収入で生活している場合で、自立支援のため必要と認められる場合(注1)	7
	(5) 別表1で優先されている「ひとり親世帯等」 別表1「9 市長による特例 ひとり親世帯等」で優先されている世帯の場合(注1)	7
	(6) 別表1で優先されている「生計中心者の失業」 別表1「9 市長による特例 生計中心者の失業」で優先されている世帯の場合(注1)	7
	(7) 既にきょうだいが在園している場合又はきょうだいが同時申請の場合で、同一施設・事業の利用を希望する世帯(注1)(注2)	7
連携施設が設定されていない地域型保育事業の卒園児(注1)	卒園後の受け皿となる連携施設が設定されていない地域型保育事業等を卒園した場合の経過措置	7
地域型保育事業卒園児で、連携施設を希望しない場合	地域型保育事業等を卒園し、卒園後の受け皿となっている連携施設への入所を希望しない場合	2
就労実績 (注3)	利用希望日時時点で1年以上の就労実績がある場合	2
	利用希望日時時点で半年以上の就労実績がある場合	1
認可外保育施設等の利用状況	保護者の就労等により、他に児童を保育する者なく、認可外保育施設等に預けている場合、又は転居等による幼稚園・特定教育・保育施設若しくは地域型保育事業実施施設からの転園の場合(就労状況等と連動した利用の場合)	2
児童を養育する環境	危険なものを扱う業種に従事しているが、他に児童を保育する者なくやむを得ず職場に連れて行く場合	1
同居の親族等の状況 (注4)	同居の親族その他の者が65歳未満の場合	-3
	同居の親族その他の者が65歳以上の場合	-1
産休明け又は育休明け (注5)	産休明け、育休明け予定者(4月1日入所については、一次選考の申込期限以降から4月中(又は5月1日)の復帰者を含む。)	2
今回の申込み以前に育児休業を取得し退所した児童	特定教育・保育施設、地域型保育事業実施施設を利用していたが、保護者が育児休業を取得し、自主的に退所した場合において、育児休業終了後、当該施設に再度申込みをした場合。ただし、当該児童のきょうだいについては、この限りではない。	10
保護者が重度の心身障害の場合(注6)	身体障害者手帳1・2級(聴覚障害3級含む)、精神障害者保健福祉手帳1級、療育手帳Aの交付を受けている場合	5
	療育手帳B、精神障害者保健福祉手帳2・3級の交付を受けている場合	3
福祉事務所長が特に必要と認めた場合	上記項目に該当しないが、児童福祉の観点から、福祉事務所長が緊急に保育の実施を必要と認めた場合 例)過去に虐待や児童相談所等による保護の経緯があるなど、児童の心身に危険が及ぶ可能性が高く、社会的養護が必要な場合	15

- 注1 その他の項目とは重複適用しないものとする。また、10点・15点の項目に該当する場合は、当該項目は適用しないものとする。
- 注2 合計指数が7点となる世帯と、同ランク同指数で競合した場合は、利用調整基準別表3「同ランク同指数となった場合の調整項目表」によらず、世帯状況(7)以外が適用される世帯を優先して入所内定とする。
- 注3 児童の保護者が別表1の番号1又は2に該当する場合、保護者それぞれに加算する。ただし、当該期間中において同一ランク相当の就労実績がある場合に加算する。また、疾病等で保育の必要性が継続している場合には、以前の就労も、就労実績として算定する。
- 注4 同居の親族等の健康状態や就労状況等によっては、マイナス指数を適用しないものとする。
- 注5 「認可外保育施設等の利用状況」の項目とは重複適用しないものとする。
- 注6 児童の保護者が別表1の番号4(2)に該当する場合、保護者それぞれに加算する。いずれも、それと同等の障害を有する場合を含む。
- 注7 合計指数の上限は15点とする。

「同ランク同指数となった場合の調整項目表」

別表3

項 目	項目点
対象児童が障害(身体障害者手帳1・2・3級又は療育手帳の交付を受けているか、特別児童扶養手当の支給対象となっている場合、又は医師の診断書・意見書等がある場合)を有している世帯(注1)	1
保護者の一方が長期不在の世帯(単身赴任、海外勤務、入院等)(注2)	1
現に認可外保育施設等に児童を預けており、利用希望日時点でも同様の状態が見込まれる世帯(申請児童の育児休業期間は除く。)(注3)	1
現に認可外保育施設等に児童を預けており、利用希望日時点でその期間が1年以上になる世帯(申請児童の育児休業期間は除く。)(注3)(注4)(注5)	1～5
現に保護者が当該児童について育児休業を取得しており、利用希望日までの間に当該児童の年齢が1歳以上になる世帯(注6)	1
申請締め切り時に保育料を滞納している世帯(注7)	0～-3

- 注1 障害児については、内定後であっても、障害の状況や施設の職員体制の状況等を勘案し、健康管理委員会の結果も踏まえ、入所内定とならない場合がある。
- 注2 利用希望日時点で6か月以上の長期不在となる客観的な見込みがあり、利用希望日以降も1か月以上同様の状態が継続する見込みがある場合、又は利用希望日から1か月以上長期不在となる確実な見込みがある場合
- 注3 預けている期間に応じて重複適用する。
- 注4 生まれ月の違いに配慮するため、利用希望月の1年6か月(2年6か月、3年6か月、4年6か月、5年6か月)以上前に生まれた児童を基本として、生まれ月が1か月遅れるごとに、認可外保育施設等に預けている期間として1か月を加えることとする。
- 注5 預けている期間が1年以上になるごとに1点を加算する。
- 注6 当該児童に兄・姉がいる場合で、「現に認可外保育施設等に児童を預けており、利用希望日時点でも同様の状態が見込まれる世帯(申請児童の育児休業期間は除く。)」での加算がない場合は、当該児童の年齢に関わらず、兄・姉について本加算を行うものとする。
- 注7 保育料の滞納状況により最大-3とする。ただし、失業・罹災等やむを得ない事由による場合や、滞納状況が解消に向かっている場合にはこの限りではない。

「別表3においても同点となった場合の取扱い」

別表3においても入所判定が困難な場合は、次の順に内定とする。

1	養育している子どもが3人以上の世帯(注1)
2	所得状況のより低い世帯(注2)

- 注1 養育とは、同居し、監護(監督・保護)することをいう。子どもとは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者のことをいう。
- 注2 所得状況とは、保護者及びその配偶者の合計所得金額を合わせた額のことをいう。

＜令和9年4月入所から利用調整基準の一部を見直します＞

国の就労証明書様式の採用に伴い、令和9年4月入所に係る利用調整から、次のとおり利用調整基準等の一部を変更します。

① 「就労実績と連動した収入実績がある世帯」の調整項目を廃止します。

② 同点となった場合の所得比較における判定方法を変更します。

これまで、育児休業の取得により所得が減少した場合に、育児休業取得前の所得に遡って判定していましたが、今後は育児休業の取得状況にかかわらず、入所年度の前年度における課税情報に基づく合計所得金額により判定します(令和9年度入所の場合、令和8年度の課税情報(令和7年1月～12月の合計所得金額)を確認します。)。

※上記の変更は、令和9年4月入所に係る利用調整から適用します。

※詳細については、市ホームページをご覧ください。

<https://www.city.kawasaki.jp/450/page/0000189697.html>



5 利用調整後に必要な手続き

(1) 利用調整結果について

利用調整の結果については、申請されたお子さんの保護者に「利用調整結果通知書」を郵送しお知らせいたします。

ア 内定となった場合

利用調整の結果、内定となったお子さんについては「利用調整結果通知書（内定）」をお送りします。

内定後の手続きに関しては、次ページ「Ⅱ 保育所等の利用について」をご覧ください。

なお、内定後は、利用申込みにおける他の保育所等の希望は無効となりますので、その後上位の希望園に空きが出て利用調整は行いません。入所後、希望があれば転園申請してください（転園申請については25ページを参照）。

イ 保留となった場合

利用調整の結果、内定とならなかったお子さんについては、入所保留となり、「利用調整結果通知書（保留）」をお送りします。

保育所等の申請は同年度内有効ですので、申請内容の変更や取下げなどが無い限り、引き続き保育所等の利用の意思があるものとして、年度内は改めて申請書類を提出していただく必要はありません。申請内容に変更があった場合は、証明書類を追加でご提出ください（13～14ページ参照）。

また、利用児童の退所などにより新たな受入れが可能となった段階で再度利用調整を行い、内定となった場合はその旨をご連絡いたします。利用調整は利用希望月の前月10日（10日が土曜、日曜、祝日の場合はその前の開庁日）までに提出された申請書類をもとに実施いたします（12ページ参照）。

なお、「利用調整結果通知書（保留）」の再発行はいたしません。

また、次年度も引き続き利用の希望がある場合は、改めて申請書類一式をご用意いただき、再度申請が必要となります。

(2) 育児休業の取得・延長に必要な手続き

育児休業を取得（延長）される場合、雇用主やハローワークからお子さんの誕生月（育児休業の延長時）に保育所等の利用を希望し、入所保留となっていることの証明書類の提出を求められる場合があります。必要な時期等については、雇用主等にあらかじめ確認ください。また、申請月や締切日（12ページ参照）についても十分に確認をお願いします。

なお、申請をいただいている方のうち、同年度内で引き続き、入所保留となっている方については、入所保留となっている旨の証明書の発行ができますので、希望のある場合は、お住まいの区の区役所又はオンラインで手続きしてください。入所内定となったものの、内定を辞退した方については、申請は無効となり継続しないため、以後の入所保留となっている旨の証明書の発行はできません。必要に応じて、再度利用の申請をしていただくことになります。

オンライン手続きかわさき（e-KAWASAKI）「認可保育所等を申込み、入所保留となっていることの証明」
<https://lgpos.task-asp.net/cu/141305/ea/residents/procedures/apply/e261b980-547c-4ec7-bfa5-f1db00b3ef9a/start>



(3) 申請内容に変更があった際に必要な手続き

利用調整の結果、入所保留となった後に、育児休業を延長した場合や認可外保育施設等にお子さんを預けられた場合、就労状況が変わった場合等、申請時点から変更があった場合は必ずお申し出ください。



Ⅱ 保育所等の利用について

1 内定から入所までの手続き

(1) 書類の提出

利用調整の結果、内定となったお子さんの保護者にお送りする「利用調整結果通知書（内定）」に、児童票及び健康記録表（市ホームページ「保育所等の申込み手続き」からもダウンロードが可能です。）の用紙を同封しますので、記入の上、指定する期日までに保育所等へご提出ください。

また、育児休業取得中の方は、原則として保育所等の利用開始月の末日までに復職する必要があります（詳細は11ページ参照）。「利用調整結果通知書（内定）」に、育児休業証明書の用紙を同封しますので、育児休業期間及び復職（予定）日について勤務先から証明を受け、お住まいの区の区役所へご提出ください。なお、追加で必要書類がある場合には、別途ご案内します。

(2) 入園前健康診断

保育所等との面談と併せて、園医による入園前健康診断を行います。入園前健康診断では、お子さんの健康状態を把握するほか、他のお子さんとの集団生活に支障がないか園医が判断します。入園前健康診断の結果、健康管理上又は集団生活上、特に注意が必要と認められた場合には、医師、保育所等関係者、行政職員等で構成される健康管理委員会において、総合的な見地から利用の可否の審議を行います（詳細は28ページを参照）。

(3) 保育所等との面談

内定となった保育所等と面談し、各保育所等が作成した利用に関するルールが記載された重要事項説明書等を確認し、同意していただくほか、お子さんの状況に合わせた保育内容やアレルギー対応などをご相談ください。

面談の方法は、説明会等により他のお子さんと一緒にする場合や、個別面談によるなど、保育所等により異なります。詳細については、保育所等に直接お問合せください。

(4) 入所決定

面談及び入園前健康診断において、利用可能と判断されたお子さんに対しては、「利用者負担額等決定通知書」をお送りします（認定こども園又は地域型保育事業を利用される場合は、各施設と個別に利用契約を締結してください。）。

保育所等の入所日は、ならし（なれ）保育の開始時期や、育児休業からの復職時期等にかかわらず、原則として月の初日となります。

<入所内定後の辞退について>

利用調整の結果、入所内定となった方が、保育所等の利用を希望しなくなった場合は、速やかに内定辞退届をご提出ください。

また、内定を辞退し、再度、保育所等の利用を希望する場合は、改めて申請が必要です（内定し入所予定となった月の翌月からの利用申込みが可能となります）。

<入所内定の取消しについて>

利用調整は、申請締切日時点の保護者の状況等によりランク等を判定して行いますが、入所時まで申請時と同内容のランク等を維持していただくことが前提となります。申請後、申請内容と状況が異なることや虚偽申請が判明した場合には、その時点で利用調整のやり直しや入所内定の取消しなどを行いますので、申請関係書類の記載は厳密に行ってください。また、やむを得ず状況に変更が生じた場合には、速やかにお申し出ください。

＜「求職活動等」として申請した場合＞

保育所等の入所後2か月以内に月64時間以上の就労を開始し、異動届、教育・保育給付認定（変更）申請書、就労証明書を、保育所等に速やかに提出する必要があります。提出がない場合には、原則として、入所した保育所等を退所していただきます。

＜「二重在園」について＞

市外の保育所等に在園している児童が、川崎市の保育所等に翌月から入所が決定した場合には、原則1日付けでの入所となり、在園している保育所等は当月末までに退園していただくことになります。

月の途中で在園している保育所等を退園して月の途中から川崎市の保育所等に入所することはできません。



2 入所後の手続き

(1) 申請内容の変更に伴う書類の提出

保育所等の利用開始後も、以下の要件に該当する場合には、次の書類の提出が必要です。提出書類は保育所等にありますが、利用中の保育所等にお問合せください。

提出書類	提出要件
利用状況届	●入所後、引き続き保育を必要とする状況確認のため、原則、全ての継続利用世帯が年1回提出
教育・保育給付認定(変更)申請書(※)	●保育を必要とする事由や、保育の必要量等を変更する場合
異動届	●転居などにより利用中の保育所等の継続が困難となる場合などで、市内の他の保育所等に転園を希望する場合 ●退所、住所の変更、勤務先の変更、家族構成の変更、氏名の変更、産休・育休取得などの場合
育児休業証明書	●利用中のお子さんのきょうだいの育休を取得した場合
育児休業取得による 保育所等利用継続申出書	
就労証明書	●求職活動を理由に入所した場合(利用開始後、2か月以内の提出が必要) ●勤務先が変わった場合

※認定内容の変更は、原則、届出月の翌月1日からとなります。

(2) 保育要件の変更

在園中に保育要件に変更(就労先の変更や退職、就学から就労への変更など)があった場合は、速やかに異動届等の書類をご提出ください。

なお、要件を満たさないとと思われる場合や就労要件において入所前とランクが変わる場合等は、確認のためご連絡させていただくことがあります。

3 保育所等利用に係る留意点

(1) ならし(なれ)保育

利用開始当初は、お子さんが集団生活に慣れるまでの間、通常の保育時間を短縮した「ならし(なれ)保育」を実施します(1週間程度、状況によってそれより長くなる場合もあります。。「ならし(なれ)保育」の期間は、入所する保育所等とご相談ください。

なお、「ならし(なれ)保育」の開始日が入所月の初日でなくても、その月の保育料(月額)が発生します。

(2) 送迎

保育所等の送迎は原則、保護者の方をお願いをしています。

また、車による送迎は、近隣にお住まいの方のご迷惑となるため、川崎市では原則として認めておりません。保育所等ごとに送迎ルールがありますので、見学の際にご確認ください。

(3) 転園希望の取扱い

利用調整にあたっては、保育所等を利用していないお子さんの申請を優先します。

ただし、転居(直線距離で1km以上離れた場所へ、利用開始希望日までに確実に転居する予定がある場合)により利用中の保育所等の利用継続が困難な場合や、きょうだい別の保育所等を利用して、どちらか一方の保育所等への転園を希望する場合等には、保育所等を利用していないお子さんの申請と同等に取り扱います。

また、転居やきょうだい同園希望の場合を除き、転園についても保育所等に申請しない子どもの育児休業を取得している場合等は、入所にあたって、原則、利用開始月の末日までに育児休業を終了し復職する必要があります(詳細は11ページを参照)。

なお、毎月一斉に利用調整を行い、内定者を決定していることから、転園が内定した場合、辞退はできません。現在利用している保育所等に戻ることはできなくなりますのでご注意ください。

4 退園(利用終了)

次のような場合は、保育所等の利用を終了していただきます。

- ① 保護者の退職、入所児童に対する育児休業を取得した等により、保育の必要性の事由を満たさなくなった場合。ただし、退職後に求職活動を行い2か月以内に就労を再開するなど、別の保育を必要とする事由に該当する場合は除く。
- ② 上記2の入所後の手続きを行わない場合
- ③ 利用開始後、集団生活や保育所等の運営に支障をきたした場合
- ④ 虚偽申請の事実が判明した場合

Ⅲ 保育所等（公立保育所・認可保育所・認定こども園(保育所部分)・地域型保育事業）について

1 公立保育所・認可保育所（5ページ参照）

（1）受入年齢

入所日時点で、産休明け（生後43日目）から小学校就学前までのお子さんが対象となりますが、施設によって受入年齢が異なりますので、詳しくは、32～40ページの施設一覧をご覧ください。

なお、令和9年4月1日時点の各受入年齢に該当する生年月日は、表紙をご覧ください。

（2）開所日

月曜～土曜（日曜、祝日、年末年始は休みです。）

ただし、一部、民営の保育所等の中には、上記の休みの他に、独自の休園日を設けているところもありますので、各園の重要事項説明等においてご確認ください。

また、日曜、祝日の休日保育が必要な場合は、62ページをご覧ください。

（3）開所時間・コアタイム

施設の運営形態によって、以下の表のとおり開所時間が異なります。各認可保育所の開所時間については、32～40ページの施設一覧をご覧ください。

また、コアタイムとは、上記開所時間のうち、各保育所の中心となる保育時間をいいます。保育必要量の認定において、「保育短時間」の認定を受けたお子さんが、このコアタイムの範囲外で、保育を利用する場合には、延長保育の扱いとなります（次ページ参照）。

なお、各保育所のコアタイムは、運営形態によって、以下の表のとおりです。詳細は、各園の重要事項説明等においてご確認ください。

運営形態	開所時間	コアタイム
公立保育所	7：30～18：30	8：30～16：30
認可保育所	7：00～18：00(又は7：30～18：30)	8：30～16：30(又は9：00～17：00)

※「川崎あいにく保育園」を除く（27ページ参照）。

（4）延長保育

通常の開所時間では、保護者が、勤務時間や通勤時間などの事情により、お子さんを送り迎えできない場合に、ご利用いただく制度です。川崎市内の全ての公立保育所・認可保育所で実施しています。

ア 延長保育時間

運営形態	延長保育時間
公立保育所	7：00～7：30の朝延長及び18：30～20：00
認可保育所	≪開所時間 7：00～18：00の園≫ 18：00～19：00又は18：00～20：00 ≪開所時間 7：30～18：30の園≫ 7：00～7：30の朝延長及び 18：30～19：00又は18：30～20：00 ※ただし、一部の認可保育所の中には、0歳児クラスの延長保育及び土曜の延長保育を実施していないところもありますので、各園の見学时や重要事項説明等においてご確認ください。 なお、各認可保育所の延長保育時間については、32ページ以降の「川崎市公立保育所・認可保育所・認定こども園一覧」をご覧ください。

※「川崎あいにく保育園」を除く（27ページ参照）

イ 申込方法

各保育所にお申込みください。延長保育の実施決定は、園の承諾が必要です。月齢等によっては、入所と同時にご利用いただけない場合があります。詳細な利用条件等は、園の見学时・重要事項説明等にてご確認ください。

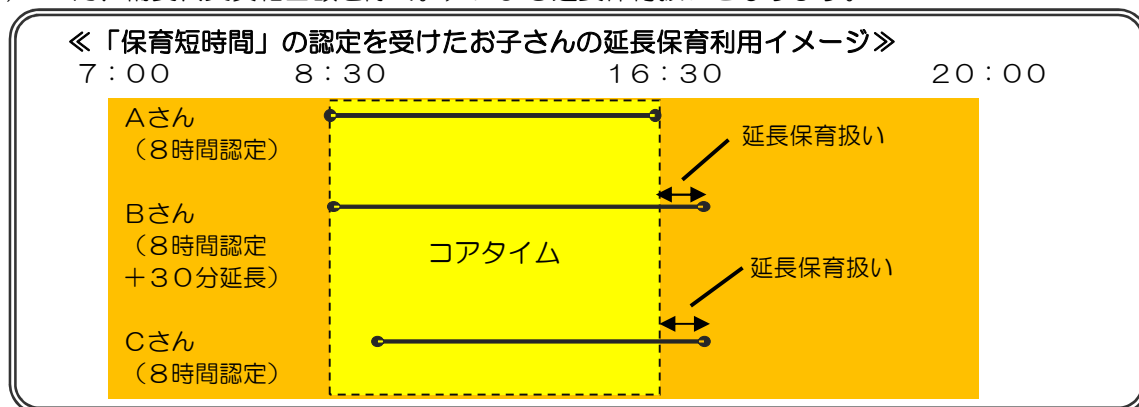
ウ 延長保育料

区 分	金 額
朝・夕の 時間帯に関わらず 徴収するもの	30分延長の保育料 月額1,000円 1時間延長の保育料 月額2,000円 1時間30分延長の保育料 月額3,000円 2時間延長の保育料 月額4,000円 ※上記金額は、実際の毎日の利用の有無にかかわらず、当該延長保育登録をしていることをもって、月額でお支払いいただきます。なお、 <u>生活保護世帯と市民税非課税世帯の場合は、上記延長保育料が免除となります。</u>
夕方のみ徴収するもの	補食代実費相当額 月額1,500円程度 ※園によって異なります。また、 <u>生活保護世帯・市民税非課税世帯であっても補食代は免除されません。</u> なお、延長保育時間が長くなる場合等で、希望制により夕食提供を行う場合等は、上記補食代実費相当額に加え、必要な額を徴収させていただくことがあります。詳しくは、各園の見学時や重要事項説明等においてご確認ください。

また、延長保育料の納入方法は、公立保育所の場合は、通常の保育料と合わせて納入し、認可保育所の場合は、通常の保育料とは別に各保育所に納入することとなります。

エ 「保育短時間」の認定を受けたお子さんの延長保育の取扱い

「保育短時間」の認定を受けたお子さんが、コアタイムの範囲外で保育を利用する場合には、以下の延長保育利用イメージのとおり、その前後30分単位で、上記延長保育料（月額1,000円から30分増えるごとに+1,000円、補食代実費相当額を除く。）による延長保育扱いとなります。



(5) 給食

0～2歳児クラスでは、主食（ごはん・パン等）と副食（おかず・おやつ等）を園から提供します。食事の料金は保育料に含まれています。

3～5歳児クラスでは、副食は園から提供しますが、主食については、ご家庭から持参する場合があります。また、園が副食や主食を提供する場合は保育料とは別に実費相当額をお支払いいただく必要があります。詳しくは、見学の際などに園にご確認ください。副食費の金額（月額）は、川崎市では4,500円を目安としています。

なお、非課税世帯、市民税所得割相当額57,700円未満（ひとり親等は77,100円以下）世帯のお子さん、第3子以降（第1子・第2子ともに保育所等を利用する就学前児童）のお子さんの副食費は徴収を免除します（主食費は免除されません。）。

また、お子さんに食物アレルギーがある場合は、入所申請の際に申し出ていただくほか、内定後の保育所等との面談（23ページ）の際に、必ず園にご相談ください。

(6) 夜間保育所

通常の認可保育所の開所時間ではお子さんを預けられない、夜間にかけての就労などを保護者が行っている場合は、認可保育所「川崎あいにく保育園」があります。通常の認可保育所と同様に、各区役所の窓口で申請してください。

開所時間	11:00～22:00
コアタイム	11:00～19:00
延長保育時間	8:00～11:00

※所在地、電話番号、定員、受入年齢等については、32ページの施設一覧「川崎あいにく保育園」をご覧ください。

※延長保育料は、通常の認可保育所と同様に、開所時間又はコアタイムの範囲外で保育を利用する場合に、30分単位でお支払いいただきます（補食代実費相当額を除く）。

(7) 障害児保育

川崎市では、全ての公立保育所・認可保育所において障害児保育を実施しておりますが、医師法との整合性やお子さんの安全の観点から、一定の条件に適合していることが必要です。このため、入所を希望される場合は、必ず各区役所に事前にご相談いただくとともに、お子さんを連れて事前に希望する施設を見学し、次の①②を了承いただいた上で申請してください。

①法的な制約

医師法第17条では、医師でない者が反復継続する意思をもって「医行為」を行うことを禁じており、保育所にあっても、法や制度で認められている一部の与薬を除き、「医行為」を行うことはできません。したがって、川崎市では障害を持つお子さんが内定となった場合、その後の園医による入園前健診（4月入所であれば2月中旬頃）で、「医行為」が必要でないことを確認する必要があります。

また、園医が健診では判断が付きかねる場合は、医師・保育所等関係者・行政職員などで構成される健康管理委員会（4月入所であれば3月上旬頃）で、園医だけでなく主治医の意見も参考に審議し、「医行為」が必要と判断した場合には、内定を取り消すことがあります（利用調整結果の通知時に、専用の主治医意見書（診断書）の取得をお願いしています。）。

②集団保育が可能であること

障害の程度により現実的に受入体制を整備することが困難で、お子さんの安全な保育の実施が困難な場合もあります。

このため川崎市では、内定後の入園前健診あるいは健康管理委員会で、そのお子さんが集団生活の中で保育が可能であるかを審議し、保育が困難と判断されたお子さんについては、内定が取消しとなる場合があります。

(8) 医療的ケアの提供（利用調整の優先的取扱いについては16ページ参照）

対象となるお子さん

医療的ケアが必要で、かつ、他に重篤な症状がなく、主治医から集団保育（生活行動）が可能と診断され、病状の程度により安全な保育の提供と集団での保育が可能であると健康管理委員会で判断されたお子さんです。

医療的ケアが必要なお子さんについては、必ず事前に、お住まいの区の区役所又は「医療的ケアに関するお問合わせ先」までご相談ください。

対応できる医療的ケア

- たんの吸引（経鼻、経口、気管切開）
- 経管栄養（経鼻）及び経ろう孔（胃ろう・腸ろう）
- 導尿（間欠導尿）
- 酸素管理（一定の酸素流量で集団保育が可能な場合等）※
- 血糖測定、インスリンペン型注射器での注射 ※

※対応できる施設に限られます。また、公立保育所における受入れは1歳児クラス以上となります。

《医療的ケアに関するお問合わせ先》 月曜日～金曜日（祝日は除く）8時30分～17時00分

区	お問合わせ先	電話番号
川崎区	川崎区保育・子育て総合支援センター	044-201-3319
幸区	幸区保育総合支援担当	044-556-6672
中原区	中原区保育・子育て総合支援センター	044-744-3288
高津区	高津区保育総合支援担当	044-861-3372
宮前区	宮前区保育・子育て総合支援センター	044-856-3290
多摩区	多摩区保育・子育て総合支援センター	044-935-3104
麻生区	麻生区保育総合支援担当	044-965-5220

実施施設

公立保育所及び一部の事業所内保育事業（次ページ以降）が受入対象施設となります。

入所状況により受入れが難しい場合があります。

基本的な流れについて

① 事前相談（お早めにご相談ください）

お住まいの区の区役所にご相談ください。

医療的ケア児への保育について、各区の担当がご説明するとともに、必要に応じて、居宅訪問型保育事業（45ページ）のご案内をいたします。

② 園見学

お子さんを連れて希望する施設を見学してください。

③ 体験保育

入所を希望する園の同年齢のクラスに親子で入り、その活動の様子を通じてお子さんが必要とする医療的ケアを見せていただきます。健康管理委員会での審議に必要な書類（主治医意見書等）を配布します。

④ 利用申請

窓口にて直接申請してください（4月申請については可能な限り10月末まで）。

⑤ 園医健診

園医健診には、③で配布する書類（主治医意見書等）が必要となります。

⑥ 健康管理委員会

医師、保育所等関係者、行政職員などで構成される健康管理委員会で、園医、主治医の意見を参考にそのお子さんの病状の程度により、安全な保育の提供と集団での保育が可能か審議し、意見、助言をします。

⑦ 利用調整・結果通知

利用調整を行い、利用調整結果通知書を送付します。

⑧ 入所の可否の決定（福祉事務所）

児童家庭課から入所の可否について連絡があります。

※医療的ケア児への保育につきましては、川崎市ホームページの「医療的ケアが必要なお子さんの保育所の利用をお考えの方へ」をご参照ください。

（<https://www.city.kawasaki.jp/450/page/0000150039.html>）



《医療的ケアを提供する保育所等》

区名	施設名	住所	受け入れ可能数
川崎区	大島保育園 ※1	大島4-17-2	各園 若干名
	藤崎保育園	藤崎1-7-1	
	東小田保育園	小田5-14-1	
	川崎らしくる保育園 ※1※2	日進町5-1	
幸 区	河原町保育園 ※1	河原町1 ※建替えのため、仮設園舎（同河原町団地内の広場）にて運営中	
	古川保育園	古川町120	
	夢見ヶ崎保育園	南加瀬3-4-8	
中原区	中原保育園 ※1	小杉陣屋町2-3-1	
	下小田中保育園	下小田中4-4-17	
	中丸子保育園	中丸子1155	
高津区	梶ヶ谷保育園	梶ヶ谷5-8-2	
	津田山保育園 ※1	下作延5-1-10 ※建替えのため、仮設園舎（下作延5-3-11）にて運営中	
	蟹ヶ谷保育園	蟹ヶ谷339	
宮前区	土橋保育園 ※1	土橋2-14-1	
	中有馬保育園	有馬3-2-10	

区名	施設名	住所	受け入れ 可能数
宮前区	菅生保育園	菅生5-4-10	各園 若干名
多摩区	土淵保育園 ※1	生田2-14-5	
	菅保育園	菅1-5-24	
	生田保育園	西生田3-15-10	
麻生区	白山保育園 ※1	白山4-2-1	
	上麻生保育園	上麻生7-2-35	
	高石保育園	高石1-14-15 ※再整備に伴い、令和13年度以降に移転予定（移転先：王禅寺西1-26-2 現地域子育て支援センターみなみゆりがおか）	
	それいゆ保育園 ※1※2	細山1203	

※1 酸素管理、血糖測定、インスリン注射の対応可能施設です。

※2 事業所内保育事業（45ページ）であり、受入年齢は原則0歳～2歳児です。

(9) 公立保育所等の園舎建替え

現在、公立保育所の建替えの計画を進めている施設があります。

今後も、条件が整い次第、公立・民営の区別にかかわらず老朽化等に伴う園舎建替えが行われる場合があることを、あらかじめご了承ください。

《建替え計画を進めている公立保育所》

区名	施設名
幸区	河原町保育園（今後、近隣に仮設園舎を建設し、移転予定）
高津区	津田山保育園（今後、近隣に仮設園舎を建設し、移転予定）

※詳細は、32ページ以降の「川崎市公立保育所・認可保育所・認定こども園一覧」をご覧ください。

＜保育所等における台風等による風水害への対応について＞

台風等による風水害の発生が予測される場合には、児童・保護者・保育者の安全確保のため、保育所等が臨時休園となる場合があります。また、保育所等の立地している地域の状況により、避難等の風水害への対応が異なります。詳細は各施設にお問合せください。

※公立保育所の対応については、川崎市ホームページ（こども・子育て）の川崎市保育園掲示板をご参照ください。

川崎市保育園掲示板URL

<http://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/17-2-21-6-9-0-0-0-0-0.html>



＜より良い保育環境の確保のためのお願い＞

保育所等では、保護者の皆様からのご意見・ご要望等に対応するため、相談・苦情受付体制を整備しています。寄せられたご意見・ご要望は、保育の質の向上や施設運営の改善につながる大切なものとして真摯に受け止め、適切な対応に努めております。

一方で、暴言や威嚇・脅迫、不当な要求、執拗な言動、SNS等での誹謗中傷など、社会通念上相当な範囲を超える行為は、保育環境や職員の就業環境に影響を及ぼし、保育の質の低下につながるおそれがあります。このため、そのような行為に対しては、施設又は市において対応をお断りし、必要に応じて関係機関と連携して対応する場合があります。

子どもたちにとってより良い保育環境の確保のため、ご理解とご協力をお願いいたします。

2 認定こども園（保育所部分）（5ページ参照）

（1）受入年齢

入園日時点で、0歳（原則、生後5か月）から小学校就学前までのお子さんが対象となりますが、園によって受入年齢が異なりますので、詳しくは、32ページ以降の一覧の該当園（【認定こども園】の表示有）をご覧ください。
なお、令和9年4月1日時点の各受入年齢に該当する生年月日は、表紙をご覧ください。

（2）開園日

施設類型	開園日
幼保連携型	月曜～土曜（日曜、祝日、年末年始は休みです。）
幼稚園型	月曜～金曜（土曜、日曜、祝日、年末年始は休みです。） ※ただし、土曜開園を行う幼稚園型の園もありますので、重要事項説明等にてご確認ください。

なお、日曜、祝日の休日保育が必要な場合は、62ページをご覧ください。

（3）開園時間・コアタイム

幼保連携型・幼稚園型ともに、開園時間は7：00～18：00（又は7：30～18：30）です。

各園の開園時間については、32ページ以降の一覧の該当園（【認定こども園】の表示有）をご覧ください。

また、コアタイムとは、上記開園時間のうち、各園の中心となる保育時間をいいます。保育必要量の認定において、「保育短時間」の認定を受けたお子さんが、コアタイムの範囲外で保育を利用する場合には、延長保育の扱いとなります。なお、コアタイムは以下の表のとおりですが、各園の取扱いについては、園にご確認ください。

施設類型	開園時間	コアタイム
幼保連携型	7：00～18：00（又は7：30～18：30）	8：30～16：30（又は9：00～17：00）
幼稚園型		

（4）延長保育

通常の開園時間では、保護者が、勤務時間や通勤時間などの事情により、お子さんを送り迎えできない場合に、ご利用いただく制度です。川崎市内の全ての認定こども園で実施しています。

ア 延長保育時間

各園の延長保育時間は、32ページ以降の一覧の該当園（【認定こども園】の表示有）をご覧ください。

○「標準時間認定」を受けた方の延長保育の取扱い

施設類型	延長保育時間
幼保連携型	《開園時間 7：00～18：00の園》 18：00～20：00 《開園時間 7：30～18：30の園》 7：00～7：30の朝延長及び18：30～20：00
幼稚園型	《開園時間 7：00～18：00の園》 18：00～20：00の範囲で、30分単位で設定 《開園時間 7：30～18：30の園》 7：00～7：30の朝延長及び 18：30～20：00の範囲で、30分単位で設定

ただし、0歳児クラスの延長保育及び土曜の延長保育を実施していない園もありますので、見学时や重要事項説明等にてご確認ください。

○「保育短時間」の認定を受けた方の延長保育の取扱い

原則として27ページの延長保育利用イメージのとおり、その前後30分単位で、下記の延長保育料（補食代実費相当額を除く。）による延長保育扱いとなります。

イ 申込方法・延長保育料

園にお申し込みください。延長保育の実施決定は、園の承諾が必要です。月齢等によっては、入園と同時にご利用いただけない場合があります。詳細な利用条件等は園の見学时・重要事項説明等にて、ご確認ください。

また、延長保育料の取扱いは、認可保育所と同様です。27ページをご覧ください。

（5）障害児保育

認可保育所と同様です。28ページをご覧ください。

<認定こども園の利用者負担について>

認定こども園では、認定区分に関わらず、入園金や、上乗せ徴収（特定負担額）及び実費徴収を行う場合がありますので、利用を希望する場合は、必ず事前に認定こども園に確認を行ってください。

3 川崎市公立保育所・認可保育所・認定こども園一覧

<川崎区>

令和8年10月1日現在

施設名	所在地	電話番号	受入年齢	定員	うち産休明け	開所時間（延長保育時間）
こあらっこはうす ル・シエルブルー	旭町1-8-6	589-7595	5か月～	50	—	7:00～18:00（～20:00）
京急キッズランド京急川崎保育園	砂子1-3-1	245-5802	5か月～	60	—	7:00～18:00（～20:00）
城南ルミナ保育園川崎	駅前本町22-9	201-8915	5か月～	60	—	7:30～18:30（7:00～、～20:00）
メリー★ポピンズ アトレ川崎ルーム	駅前本町26-1 アトレ川崎4階	276-9453	5か月～	60	—	7:00～18:00（～20:00）
西大島ルーテル保育園	大島1-24-12	280-6222	4か月～	110	若干名	7:30～18:30（7:00～、～20:00）
川崎協立幼稚園【幼稚園型認定こども園】	大島3-5-6	233-8667	3歳児～	30	—	7:30～18:30（～19:00）
大島保育園【公立】	大島4-17-2	222-7252	43日目～	155	若干名	7:30～18:30（7:00～、～20:00）
京進のほいくえんHOPPA大島五丁目	大島5-11-13 2階	589-8704	5か月～	30	—	7:00～18:00（～20:00）
東おおしま保育園	大島5-21-10	246-1212	5か月～	90	—	7:00～18:00（～20:00）
保育園川崎ベアーズ	大島上町22-12	589-7545	5か月～	60	—	7:00～18:00（～20:00）
川崎おおぞら保育園	小川町11-9	200-9481	1歳児～	30	—	7:00～18:00（～20:00）
アスク川崎東口保育園	小川町13-9	233-5030	5か月～	80	—	7:00～18:00（～20:00）
ゆりかご幼稚園【幼稚園型認定こども園】	小田1-16-16	322-3979	3歳児～	10	—	7:30～18:30（～19:00）
聖クララ幼稚園【幼稚園型認定こども園】（※）	貝塚2-8-16	244-4980	3歳児～	24	—	7:30～18:30（～19:00）
京町いづみ保育園	京町3-26-1	322-3811	5か月～	130	—	7:00～18:00（～20:00）
福音幼稚園【幼稚園型認定こども園】	境町3-12	222-4525	3歳児～	10	—	7:30～18:30（7:00～）
境町パイナップル保育園	境町11-9	222-8686	5か月～	90	—	7:00～18:00（～20:00）
キディ鈴木町・川崎保育園	鈴木町3-2	246-0400	5か月～	90	—	7:00～18:00（～20:00）
ランゲージ・ハウスNakajima保育園	大島2-1-8	201-9282	1歳児～	30	—	7:30～18:30（7:00～、～20:00）
まなびの森 川崎もりのこ保育園	日進町1-68 8号棟2階	246-1815	5か月～	60	—	7:00～18:00（～20:00）
ゆめいく日進町保育園	日進町20-3	221-7035	5か月～	100	—	7:00～18:00（～20:00）
あすいく保育園	日進町22-14	221-1015	5か月～	120	—	7:00～18:00（～20:00）
レイモンド川崎保育園	東田町8 バレール川崎3階	201-1313	1歳児～	50	—	7:00～18:00（～20:00）
のぞみ保育園	富士見1-6-10	223-2229	5か月～	90	—	7:00～18:00（～20:00）
ルピナス保育園	本町1-1-1	223-3123	43日目～	90	若干名	7:00～18:00（～19:00）
川崎あいいく保育園	本町1-1-1	222-6019	43日目～	30	若干名	11:00～22:00（8:00～）
京急キッズランド港町駅前保育園	港町5-4	245-0231	5か月～	60	—	7:00～18:00（～20:00）
新町しほかせ保育園	渡田4-9-4	223-8818	5か月～	130	—	7:00～18:00（～20:00）
若草保育園 京町	渡田山王町20-35	329-1180	1歳児～	60	—	7:30～18:30（7:00～、～20:00）
川崎コスモス保育園（※）	渡田東町7-9	0570-00-5363	5か月～	60	—	7:30～18:30（7:00～、～20:00）
大師駅前ひよこ保育園	川中島1-21-4	266-1450	5か月～	60	—	7:30～18:30（7:00～、～20:00）
マジオたんぽぽ保育園観音	観音1-8-20	589-4402	5か月～	60	—	7:00～18:00（～20:00）
かんのん町保育園	観音1-10-3	280-6226	5か月～	120	—	7:00～18:00（～20:00）
江川幼稚園【幼稚園型認定こども園】	江川2-5-5	299-1781	3歳児～	10	—	7:30～18:30（～19:00）
つめくさ保育園	昭和1-5-8	201-9789	5か月～	30	—	7:00～18:00（～20:00）
Nest 川崎大師保育園	大師駅前1-2-15	266-1220	1歳児～	60	—	7:00～18:00（～20:00）
川崎ふたば保育園	大師河原2-2-2	200-4113	5か月～	60	—	7:00～18:00（～20:00）
川崎ふたば幼稚園【幼稚園型認定こども園】	大師河原2-3-20	277-6533	1歳児～	48	—	7:30～18:30（～19:00）
だるま国際こころ園	大師町3-13	288-0116	1歳児～	60	—	7:30～18:30（7:00～、～20:00）
アスク東門前保育園	大師本町9-11 3階	270-3412	1歳児～	60	—	7:00～18:00（～20:00）
大師保育園	出来野1-17	266-7939	43日目～	120	若干名	7:00～18:00（～20:00）
出来野ルーテル保育園	出来野6-7	201-1146	5か月～	90	—	7:30～18:30（7:00～、～20:00）
Gakkenほいくえん川崎大師	中瀬3-14-3	299-2751	1歳児～	60	—	7:30～18:30（7:00～、～20:00）
中瀬新生保育園	中瀬3-20-16	280-1017	5か月～	60	—	7:00～18:00（～20:00）
東門前保育園	東門前1-8-2	266-8984	5か月～	60	—	7:00～18:00（～19:00）
だいの里保育園	日ノ出1-16-11	589-5281	5か月～	60	—	7:00～18:00（～20:00）
藤崎保育園【公立】	藤崎1-7-1	211-1306	5か月～	115	—	7:30～18:30（7:00～、～20:00）
ランゲージ・ハウスFujisaki保育園	藤崎1-23-6	589-8637	1歳児～	30	—	7:30～18:30（7:00～、～20:00）
まなびの森 かわなかじま保育園	藤崎2-19-2	246-7510	2か月～	120	若干名	7:00～18:00（～20:00）
よつば保育園	四谷上町14-8	288-4289	5か月～	60	—	7:00～18:00（～20:00）
バビー保育園	小田2-2-3	742-9476	5か月～	30	—	7:30～18:30（7:00～、～20:00）
竹園幼稚園【幼稚園型認定こども園】	小田3-13-16	322-7716	3歳児～	10	—	7:30～18:30（～19:00）
小田さくら保育園	小田3-17-3	280-7922	5か月～	135	—	7:30～18:30（7:00～、～20:00）
東小田保育園【公立】	小田5-14-1	355-6620	5か月～	90	—	7:30～18:30（7:00～、～20:00）
ベネッセ川崎新町保育園	小田栄2-3-2	329-1281	1歳児～	60	—	7:00～18:00（～20:00）
わたりだ保育園	鋼管通1-11-4	223-8257	5か月～	130	—	7:30～18:30（7:00～、～20:00）
桜本保育園（※）	桜本1-9-6	288-2545	5か月～	79	—	7:00～18:00（～20:00）
聖美保育園	桜本2-41-11	266-7227	5か月～	90	—	7:00～18:00（～20:00）
あいせん保育園	浜町2-22-16	344-5365	5か月～	70	—	7:00～18:00（～20:00）

※聖クララ幼稚園【幼稚園型認定こども園】は、令和9年4月に定員を20名に変更する予定です。

※川崎コスモス保育園は、令和9年4月に名称をCOSMOS kids campus 川崎に変更する予定です。

※桜本保育園は、令和9年4月に定員を77名に変更する予定です。

施設名	所在地	電話番号	受入年齢	定員	うち産休明け	開所時間（延長保育時間）
メリー★ポピンズ 川崎西口ルーム	大宮町1-5	200-4783	5か月～	60	—	7:00～18:00（～20:00）
ドリームマーチ保育園	大宮町2-8 イクス川崎ザ・タワー2階	201-1400	5か月～	30	—	7:30～18:30（7:00～、～20:00）
かわさき大宮町保育園	大宮町9-1 ヴィルクレール川崎タワー1階	520-1070	5か月～	30	—	7:30～18:30（7:00～、～20:00）
YMCAかわさき保育園	大宮町26-3 3号棟102	520-1825	2か月～	90	若干名	7:00～18:00（～20:00）
ゲートタワーローズ保育園	大宮町31-1 川崎ゲートタワー1階	589-3552	1歳児～	30	—	7:00～18:00（～20:00）
アスク川崎西口保育園	大宮町1310 ミューザ川崎1階	520-8025	5か月～	60	—	7:00～18:00（～20:00）
河原町保育園【公立】（※）	河原町1	522-6650	5か月～	195	—	7:30～18:30（7:00～、～20:00）
みなみがわら保育園	河原町1-77	396-3171	5か月～	204	—	7:30～18:30（7:00～、～20:00）
小向さくら保育園	小向西町3-52-3	511-6555	5か月～	120	—	7:30～18:30（7:00～、～20:00）
わらべうた幸町保育園	幸町1-749-2	511-1277	1歳児～	30	—	7:00～18:00（～20:00）
女衾神社こども園【幼保連携型認定こども園】	幸町1-992-3	742-6211	3歳児～	30	—	7:30～18:30（7:00～、～20:00）
キッズガーデン川崎幸町	幸町2-593 6階	589-6200	1歳児～	50	—	7:30～18:30（7:00～、～20:00）
まなびの森保育園川崎	幸町4-2-2	589-5800	5か月～	60	—	7:00～18:00（～20:00）
かしまだ保育園	下平間1-10	200-4991	5か月～	204	—	7:30～18:30（7:00～、～20:00）
ミアヘルサ保育園ひびき鹿島田	下平間143-16 2階	280-6121	1歳児～	60	—	7:00～18:00（～20:00）
SPACE KID保育園	下平間259-1	201-7751	5か月～	80	—	7:30～18:30（7:00～、～20:00）
まなびの森 鹿島田もりのこ保育園	下平間290	522-3565	5か月～	40	—	7:00～18:00（～20:00）
しもひらま ゆずのき保育園	下平間318-6	742-9111	5か月～	60	—	7:00～18:00（～20:00）
Nest 鹿島田保育園	下平間326-8	542-6134	57日目～	50	若干名	7:00～18:00（～20:00）
マジオたんぽぽ保育園下平間	下平間386-1	511-8000	5か月～	30	—	7:00～18:00（～20:00）
京進のほいえんHOPPA南河原	神明町2-29-6	276-9507	5か月～	30	—	7:00～18:00（～20:00）
らいらつく山吹保育園	塚越1-60-160	223-8388	5か月～	40	—	7:00～18:00（～20:00）
らいらつくみゆき保育園	塚越2-159-28	223-7922	5か月～	120	—	7:00～18:00（～20:00）
らいらつく幸保育園	塚越2-220-37	589-8601	5か月～	90	—	7:00～18:00（～20:00）
にじいろ保育園塚越	塚越4-345-11	555-0553	5か月～	90	—	7:00～18:00（～20:00）
かわの風保育園	戸手2-12-10	542-8133	5か月～	120	—	7:00～18:00（～20:00）
つくし保育園	戸手本町2-420-1	223-7531	43日目～	120	若干名	7:00～18:00（～20:00）
キディ古市場保育園	古市場2-97	542-1711	5か月～	130	—	7:00～18:00（～20:00）
古川保育園【公立】	古川町120	522-6301	5か月～	130	—	7:30～18:30（7:00～、～20:00）
保育園リエッタ	南幸町2-9 2・3階	541-9885	5か月～	100	—	7:30～18:30（7:00～、～20:00）
保育園フェリッチタ	南幸町2-76	544-5033	1歳児～	30	—	7:30～18:30（7:00～、～20:00）
保育園HKARIE	南幸町2-80ハクベリー86 1階	542-3820	1歳児～	30	—	7:30～18:30（7:00～、～20:00）
保育園アレッタ	南幸町3-3	742-3550	5か月～	30	—	7:30～18:30（7:00～、～20:00）
小学館アカデミー南さいわい町保育園	南幸町3-97	542-4151	1歳児～	30	—	7:00～18:00（～20:00）
幸いづみ保育園（※）	南幸町3-149-3 5階	542-5696	5か月～ 90 (60)	—	—	7:00～18:00（～20:00）
新川崎えほんの森保育園（※）	北加瀬1-10-1	280-9450	5か月～	100	—	7:00～18:00（～20:00）
新川崎みらいのそら保育園	北加瀬1-11-4	589-5588	5か月～	60	—	7:00～18:00（～20:00）
どりーむ保育園	北加瀬1-31-5	580-3020	5か月～	120	—	7:00～18:00（～20:00）
第2ひまわりまいえん	北加瀬2-1-24	280-9500	5か月～	60	—	7:00～18:00（～20:00）
にじいろ保育園北加瀬	北加瀬2-11-4	589-6003	5か月～	70	—	7:00～18:00（～20:00）
ねむの樹北加瀬保育園	北加瀬3-19-1	789-8527	5か月～	70	—	7:30～18:30（7:00～、～20:00）
ミアヘルサ保育園ひびき夢見ヶ崎	南加瀬1-13-5	200-4612	1歳児～	60	—	7:00～18:00（～20:00）
ひよし保育園	南加瀬2-9-20	588-3555	5か月～	80	—	7:00～18:00（～20:00）
夢見ヶ崎えほんの森保育園	南加瀬3-3-40	742-9003	1歳児～	60	—	7:00～18:00（～20:00）
夢見ヶ崎保育園【公立】	南加瀬3-4-8	588-4130	5か月～	85	—	7:30～18:30（7:00～、～20:00）
あいみー南加瀬保育園	南加瀬3-4-20	200-4266	5か月～	30	—	7:00～18:00（～20:00）
ミアヘルサ保育園ひびき南加瀬	南加瀬3-6-21	280-9331	1歳児～	70	—	7:00～18:00（～20:00）
みなみかせ保育園	南加瀬3-12-8	201-8042	5か月～	120	—	7:30～18:30（7:00～、～20:00）
ほくほく保育園	南加瀬4-4-15	201-4666	1歳児～	30	—	7:30～18:30（7:00～、～20:00）
まなびの森 新川崎もりのこ保育園	新川崎3-1 イニシア新川崎	599-3808	1歳児～	60	—	7:00～18:00（～20:00）
マミー保育園新川崎	新川崎5-2 3階	201-8985	5か月～	55	—	7:00～18:00（～20:00）
チャイルドタイム鹿島田エンゼルホーム	新塚越1-2 サウザンシティ2番館2階	520-8135	5か月～	60	—	7:00～18:00（～20:00）
どりーむ東小倉保育園	東小倉2-36	542-7885	4か月～	120	若干名	7:00～18:00（～20:00）
にじいろ保育園新川崎	小倉1-4-24	599-6790	5か月～	60	—	7:00～18:00（～20:00）
和ごころ小倉保育園	小倉2-16-29	589-8408	5か月～	60	—	7:30～18:30（7:00～、～20:00）
まなびの森保育園矢向	小倉3-1-15	588-0180	5か月～	60	—	7:00～18:00（～20:00）
プレシャススターズ保育園小倉園	小倉3-2-23	276-8805	1歳児～	30	—	7:00～18:00（～20:00）
和ごころ小倉第二保育園	小倉3-28-40	742-8832	5か月～	60	—	7:00～18:00（～20:00）
おぐら保育園	小倉4-6-23	223-8012	5か月～	120	—	7:30～18:30（7:00～、～20:00）
小倉はなご保育園	小倉4-15-8	580-1001	5か月～	60	—	7:00～18:00（～20:00）
小学館アカデミーしんかわさき保育園	鹿島田1-1-3 新川崎スクエア3階	542-3561	5か月～	90	—	7:00～18:00（～20:00）
新川崎・学びの保育園	鹿島田1-6-5	201-8340	5か月～	60	—	7:00～18:00（～20:00）
にじいろ保育園鹿島田駅前	鹿島田1-19-14	200-4615	5か月～	110	—	7:00～18:00（～20:00）
ふくじゅ保育園	鹿島田1-21-8	201-8080	5か月～	120	—	7:00～18:00（～20:00）
鹿島田幼稚園【幼稚園型認定こども園】（※）	鹿島田2-22-44	533-0348	3歳児～	100	—	7:30～18:30（～19:00）
尻手すきっぷ保育園（※）	鶴見区矢向4-26-13	045-718-5127	57日目～	59 (20)	若干名	7:30～18:30（7:00～、～20:00）

※河原町保育園は、建て替えのため、仮設園舎（同河原町団地内の広場）にて運営中です。令和12年度以降に新園舎での運営を開始する予定です。

※幸いづみ保育園は、横浜市の共同整備による保育所であり、川崎市児童のための定員は60人となります（18ページ参照）。

※新川崎えほんの森保育園は、令和9年4月に定員を90名に変更する予定です。

※鹿島田幼稚園【幼稚園型認定こども園】は、令和9年4月に定員を60名に変更する予定です。

※尻手すきっぷ保育園は、横浜市の共同整備による保育所であり、川崎市児童のための定員は20人となります（18ページ参照）。

（令和9年4月1日開所予定又は認可化移行予定の保育所及び認定こども園化予定の幼稚園）

施設名（仮称）	所在地	電話番号	受入年齢	定員	うち産休明け	開所時間（延長保育時間）
小峰幼稚園【幼稚園型認定こども園】	小倉5-11-5	511-8811	3歳児～	45	—	7:30～18:30（～19:00）
（仮称）ふれあ保育園・小倉	小倉2-31-10	未定	1歳児～	60	—	7:30～18:30（7:00～、～20:00）

本利用案内末掲載の令和9年度に開所する施設等については随時、川崎市ホームページこども・子育て等で情報提供します。

施設名	所在地	電話番号	受入年齢	定員	うち産休明け	開所時間（延長保育時間）
たんぽぽのはら保育園	市ノ坪223-9	430-0143	5か月～	90	—	7:00～18:00（～20:00）
武蔵小杉雲母保育園	市ノ坪363-7	455-8084	5か月～	60	—	7:00～18:00（～20:00）
ベネッセ市ノ坪保育園	市ノ坪375	431-3185	1歳児～	60	—	7:00～18:00（～20:00）
まなびの森 小杉もりのこ保育園	市ノ坪386-4	411-5855	5か月～	60	—	7:00～18:00（～20:00）
ポポラー川崎武蔵小杉園	市ノ坪449-3 シティタワー武蔵小杉2階	431-8030	5か月～	70	—	7:30～18:30（7:00～、～20:00）
ChaCha Children Nakamachi	今井仲町2-28	738-0221	5か月～	70	—	7:00～18:00（～20:00）
第2武蔵小杉コスモス保育園(※)	今井仲町2-32	0570-00-5363	5か月～	70	—	7:30～18:30（7:00～、～20:00）
ChaCha Children Musashikosugi	今井仲町5-25	739-8001	5か月～	70	—	7:00～18:00（～20:00）
ChaCha Children Imai	今井仲町5-31	739-8551	5か月～	120	—	7:00～18:00（～20:00）
にじいろ保育園上新城	上新城1-3-28	948-8395	5か月～	60	—	7:00～18:00（～20:00）
にじいろ保育園南平間	上平間1183	511-0010	4か月～	105	若干名	7:00～18:00（～20:00）
そらい武蔵小杉保育園	上丸子山王町1-1390	948-6344	5か月～	30	—	7:30～18:30（7:00～、～20:00）
しらかし保育園	上丸子山王町1-1454	982-3433	5か月～	150	—	7:00～18:00（～20:00）
多摩保育園	上丸子山王町2-1337	411-1122	6か月～	90	—	7:00～18:00（～20:00）
天才キッズクラブ楽学館武蔵小杉園	上丸子山王町2-1369-1	982-9638	5か月～	60	—	7:00～18:00（～20:00）
アスク平間保育園	北谷町7-7 田島ビル II 1・2階	542-6920	1歳児～	60	—	7:00～18:00（～20:00）
あいみー平間保育園	北谷町21-2	201-6941	5か月～	60	—	7:00～18:00（～20:00）
ニチキッズひらま保育園	北谷町24-3	542-7577	5か月～	60	—	7:30～18:30（7:00～、～20:00）
社会福祉法人長幼会玉川保育園	北谷町61	555-1778	5か月～	135	—	7:00～18:00（～20:00）
ぶどうの実平間園	北谷町693-10	540-3355	1歳児～	30	—	7:30～18:30（7:00～、～20:00）
すみれ保育園	木月住吉町1-12	430-5544	5か月～	120	—	7:00～18:00（～20:00）
レイモンド元住吉保育園	木月住吉町2-24	789-5695	5か月～	70	—	7:00～18:00（～20:00）
ピュアリー小杉御殿町保育園	小杉御殿町2-119-14	819-5707	5か月～	50	—	7:00～18:00（～20:00）
中原保育園【公立】	小杉陣屋町2-3-1	733-3835	43日目～	120	若干名	7:30～18:30（7:00～、～20:00）
アスク武蔵小杉保育園	小杉町1-526-5	739-4750	1歳児～	45	—	7:00～18:00（～20:00）
スターチャイルド《新丸子ナースリー》	小杉町2-197-9 first place kosugi 1階	722-8280	5か月～	60	—	7:00～18:00（～20:00）
京進のほいへんHOPPA パークシティ武蔵小杉 ザガーデンタワーズウエストW9 2階	小杉町2-228-1 パークシティ武蔵小杉 ザガーデンタワーズウエストW9 2階	712-5071	5か月～	70	—	7:30～18:30（7:00～、～20:00）
アイン武蔵小杉北保育園	小杉町2-307-7	722-5588	5か月～	55	—	7:30～18:30（7:00～、～20:00）
エクセレント武蔵小杉保育園	小杉町2-313	733-5106	5か月～	120	—	7:30～18:30（7:00～、～20:00）
ポピンズナーサリースクール 武蔵小杉	小杉町3-472	738-2127	5か月～	60	—	7:00～18:00（～20:00）
ベネッセ武蔵小杉第二保育園	小杉町3-600 コスギサードアベニュー3階	738-1290	5か月～	60	—	7:00～18:00（～20:00）
まめの木保育園	小杉町3-1501 セントア武蔵小杉A棟3	281-0565	5か月～	120	—	7:00～18:00（～20:00）
ソラスト大戸保育園	下小田中1-7-23	982-1350	5か月～	80	—	7:00～18:00（～20:00）
さくらの木保育園(※)	下小田中1-11-1	766-6001	5か月～	140	—	7:00～18:00（～20:00）
ウバウバハウスノア	下小田中1-13-14	750-0520	5か月～	60	—	7:30～18:30（7:00～、～20:00）
アートチャイルドケア武蔵中原	下小田中1-22-11	750-2123	1歳児～	30	—	7:00～18:00（～20:00）
あおぞらこ保育園	下小田中2-4-27	777-7607	1歳児～	30	—	7:30～18:30（7:00～、～20:00）
勇気りんりん保育園	下小田中2-8-20 KRSビル2階	948-6507	1歳児～	60	—	7:00～18:00（～20:00）
まなびの森 武蔵中原もりのこ保育園	下小田中3-7-20	777-5666	5か月～	90	—	7:00～18:00（～20:00）
アスク下小田中保育園	下小田中3-29-16	741-1230	1歳児～	60	—	7:00～18:00（～20:00）
下小田中保育園【公立】	下小田中4-4-17	788-5890	5か月～	85	—	7:30～18:30（7:00～、～20:00）
まなびの森保育園武蔵中原	下小田中6-15-13	740-0404	5か月～	60	—	7:00～18:00（～20:00）
みらいな保育園(※)	下新城1-10-8 ケイハウス東館1階	863-3150	1歳児～	20	—	7:30～18:30（7:00～、～20:00）
田園調布学園大学みらいこども園 【幼保連携型認定こども園】	下新城1-15-3	751-1211	6か月～	120	—	7:00～18:00（～20:00）
にじいろ保育園下新城	下新城2-4-45	789-5541	5か月～	60	—	7:00～18:00（～20:00）
木下の保育園武蔵新城	下新城3-13-12	872-8110	5か月～	60	—	7:00～18:00（～20:00）
エクセレント武蔵新城保育園	新城1-10-17 4階	755-5106	5か月～	30	—	7:30～18:30（7:00～、～20:00）
せせらぎ保育園	新城1-14-7	752-6892	1歳児～	35	—	7:00～18:00（～20:00）
まなびの森 新城もりのこ保育園	新城1-15-13 魚康ビル2階	798-7015	5か月～	40	—	7:00～18:00（～20:00）
まなびの森 ヴィア新城もりのこ保育園	新城1-15-13 魚康ビル1階	948-6550	5か月～	40	—	7:00～18:00（～20:00）
りんご保育園(※)	新城3-8-5 タカセビル1階	863-5505	1歳児～	35	—	7:00～18:00（～20:00）
しらゆり新城保育園	新城中町1-18	948-9610	5か月～	60	—	7:00～18:00（～20:00）
まなびの森保育園新城	新城中町6-20	777-3322	1歳児～	40	—	7:00～18:00（～20:00）
babyhome	新丸子東1-781-2	948-4615	3か月～	105	若干名	7:00～18:00（～20:00）
まなびの森 こすぎこ保育園	新丸子東2-901	411-6594	1歳児～	30	—	7:00～18:00（～20:00）
小学館アカデミーしんまるこ保育園	新丸子東2-902-1 プライムアーバン 武蔵小杉comodo1階	431-3261	1歳児～	60	—	7:00～18:00（～20:00）
わらべうた武蔵小杉保育園	新丸子東2-924-65	948-9252	5か月～	60	—	7:00～18:00（～20:00）
すこやか小杉保育園	新丸子東3-447-2	750-9925	5か月～	60	—	7:00～18:00（～20:00）
ベネッセ武蔵小杉保育園	新丸子東3-1100-12 ミッドスカイトワー3階	430-0203	2か月～	60	若干名	7:00～18:00（～20:00）
グローバルキッズ武蔵小杉園	新丸子東3-1135 グランツリー武蔵小杉3階	433-7007	5か月～	60	—	7:30～18:30（7:00～、～20:00）
まなびの森保育園小杉	新丸子東3-1241-4	422-5111	1歳児～	40	—	7:00～18:00（～20:00）
アスク新丸子保育園	新丸子町718 1・2階	738-0081	5か月～	60	—	7:00～18:00（～20:00）
まるこ保育園	新丸子町726-5	733-8550	1歳児～	70	—	7:00～18:00（～20:00）
マミークラブ小杉	新丸子町744-2 ソレイユ倶楽部ビル	733-7743	1歳児～	80	—	7:00～18:00（～20:00）
にじいろ保育園新丸子	新丸子町964-3	948-7136	5か月～	60	—	7:00～18:00（～20:00）
にじいろ保育園武蔵小杉	中丸子245-5	740-9748	5か月～	60	—	7:00～18:00（～20:00）
まなびの森保育園向河原	中丸子324-1	434-3365	5か月～	70	—	7:00～18:00（～20:00）
アスクバイリンガル保育園 向河原	中丸子364-1	431-3090	1歳児～	60	—	7:00～18:00（～20:00）
中丸子保育園【公立】	中丸子1155	411-5559	1歳児～	65	—	7:30～18:30（7:00～、～20:00）
アイン武蔵小杉保育園	中丸子1246-6	434-0551	5か月～	70	—	7:30～18:30（7:00～、～20:00）

施設名	所在地	電話番号	受入年齢	定員	うち産休明け	開所時間（延長保育時間）
しらゆり宮内保育園	宮内1-4-55	741-1050	5か月～	60	—	7:00～18:00（～20:00）
エクセレント西宮内保育園	宮内1-24-7	740-5106	5か月～	120	—	7:30～18:30（7:00～、～20:00）
ももの里保育園	宮内2-26-40	753-2980	5か月～	120	—	7:00～18:00（～20:00）
ソラスト武蔵中原保育園	宮内4-7-10	740-3680	5か月～	60	—	7:30～18:30（7:00～、～20:00）
にじのそら宮内保育園（※）	宮内4-13-14	982-3266	1歳児～	57	—	7:30～18:30（7:00～、～20:00）
社会福祉法人けいわ会上小田中保育園	上小田中1-28-25	982-9215	5か月～	120	—	7:00～18:00（～20:00）
まんまる保育園	上小田中1-29-20	920-9700	5か月～	80	—	7:00～18:00（～20:00）
小学館アカデミーむさしんじょう保育園	上小田中2-35-44	753-2007	5か月～	65	—	7:00～18:00（～20:00）
アスクバイリンガル保育園 上小田中	上小田中3-25-29	740-5520	1歳児～	30	—	7:00～18:00（～20:00）
ぶれあ保育園・武蔵中原	上小田中5-9-13	948-9634	5か月～	60	—	7:30～18:30（7:00～、～20:00）
ぶれあ保育園・武蔵中原第二	上小田中5-9-16	982-1174	1歳児～	30	—	7:30～18:30（7:00～、～20:00）
にじいろ保育園武蔵中原	上小田中6-18-4	789-5995	5か月～	60	—	7:00～18:00（～20:00）
神地保育園	上小田中6-34-36	948-4854	4か月～	120	若干名	7:30～18:30（7:00～、～20:00）
ひまわりほいくえん	上小田中6-45-5	711-6560	5か月～	60	—	7:00～18:00（～20:00）
しらゆり中原保育園	上小田中6-51-7 1～3階	982-9045	1歳児～	60	—	7:00～18:00（～20:00）
井田保育園	井田1-26-33	751-1637	43日目～	110	若干名	7:00～18:00（～19:00）
レイモンド中原保育園	井田杉山町7-33	750-9912	5か月～	80	—	7:00～18:00（～20:00）
長寿保育園	井田中ノ町12-20	777-5403	5か月～	150	—	7:00～18:00（～19:00）
新日本保育園（※）	木月伊勢町3-3	722-3203	43日目～	160	若干名	7:00～18:00（～19:00）
らいらく保育園	木月伊勢町6-1	872-9888	5か月～	110	—	7:00～18:00（～20:00）
明日葉保育園元住吉園	木月祇園町6-31	982-3102	5か月～	60	—	7:00～18:00（～20:00）
元住吉おおぞら保育園（※）	木月祇園町9-24	433-0005	5か月～	80	—	7:00～18:00（～20:00）
心花保育園	木月祇園町15-6	433-0587	5か月～	80	—	7:30～18:30（7:00～、～20:00）
すみよしのはら保育園	木月祇園町17-2	411-6311	5か月～	100	—	7:00～18:00（～20:00）
かしの実保育園	木月1-33-15	948-4015	5か月～	150	—	7:00～18:00（～20:00）
まなびの森 元住吉わんぱく園	木月2-2-1 シャンブレ元住吉 2階	433-5911	5か月～	40	—	7:00～18:00（～20:00）
わおわ元住吉保育園	木月2-17-1	431-1180	1歳児～	45	—	7:00～18:00（～20:00）
アスク元住吉保育園	木月3-8-19	430-5613	5か月～	60	—	7:00～18:00（～20:00）
はなたば保育園	木月3-20-43	750-9777	5か月～	30	—	7:00～18:00（～20:00）
ミントリーフ元住吉園	木月3-34-5 1階	982-3840	5か月～	30	—	7:30～18:30（7:00～、～20:00）
ベネッセ元住吉保育園	木月3-35-20	431-3171	1歳児～	60	—	7:00～18:00（～20:00）
アスク元住吉南保育園	木月4-1-30	430-3230	1歳児～	70	—	7:00～18:00（～20:00）
木月ほほえみ保育園（※）	木月4-14-5	948-4483	5か月～	60	—	7:00～18:00（～20:00）
大楽幼稚園【幼稚園型認定こども園】（※）	木月4-22-32	431-5850	3歳児～	40	—	7:30～18:30（～19:00）
みらいく木月園	木月4-28-2	750-7191	5か月～	60	—	7:00～18:00（～20:00）
木月保育園（※）	木月4-42-14	433-1958	5か月～	120	—	7:00～18:00（～19:00）
小学館アカデミーかりやど保育園	荻宿3-6	430-0180	1歳児～	60	—	7:00～18:00（～20:00）
ミアヘルサ保育園ひびき元住吉	西加瀬2-2	948-8760	5か月～	60	—	7:00～18:00（～20:00）
しらゆり今井保育園	今井西町1-14	322-8025	5か月～	60	—	7:00～18:00（～20:00）
そらいろ今井西保育園	今井西町3-15	455-7100	1歳児～	30	—	7:30～18:30（7:00～、～20:00）
武蔵小杉おおぞら保育園	今井西町11-12	299-8889	5か月～	80	—	7:00～18:00（～20:00）
武蔵小杉コスモス保育園（※）	今井南町7-54	0570-00-5363	5か月～	30	—	7:30～18:30（7:00～、～20:00）
アスク今井南保育園	今井南町9-35	738-0370	5か月～	60	—	7:00～18:00（～20:00）

※第2武蔵小杉コスモス保育園は、令和9年4月に名称をCOSMOS kids campus 中原に変更する予定です。

※さくらの木保育園は、令和9年4月に定員を128名に変更する予定です。

※みらいな保育園は、令和9年4月に定員を30名に変更する予定です。

※りんご保育園は、令和9年4月に開所時間（延長保育時間）を 7:30～18:30（7:00～、～20:00）に変更する予定です。

※にじのそら宮内保育園は、令和9年4月に定員を58名に変更する予定です。

※新日本保育園は、令和9年4月に定員を150名に変更する予定です。

※元住吉おおぞら保育園は、令和9年4月に名称を第二武蔵小杉おおぞら保育園に変更する予定です。

※木月ほほえみ保育園は、令和9年4月に幼保連携型認定こども園へ移行し、名称を木月ほほえみこども園に変更する予定です。

※大楽幼稚園【幼稚園型認定こども園】は、令和9年4月に受入年齢を 2歳児～、定員を50名に変更する予定です。

※木月保育園は、令和9年4月に幼保連携型認定こども園へ移行し、名称を木月こども園、定員を118名に変更する予定です。

※武蔵小杉コスモス保育園は、令和9年4月に名称をCOSMOS kids campus 武蔵小杉に変更する予定です。

（令和9年4月1日開所予定又は認可化移行予定の保育所及び認定こども園化予定の幼稚園）

施設名（仮称）	所在地	電話番号	受入年齢	定員	うち産休明け	開所時間（延長保育時間）
（本園）EGAQの保育みらいっこぶち（認可化）	木月3-37-5 スタイル元住吉Ⅱ	434-1996	6か月～ 2歳児	27	—	7:00～18:00（～20:00）
（分園）EGAQの保育みらいっこきつづ（認可化）	木月1-33-3 S-FLATⅡ	434-1996	3歳児～	36	—	7:00～18:00（～20:00）

※（本園）EGAQの保育みらいっこぶちと（分園）EGAQの保育みらいっこきつづは、本園・分園となります。本園・分園については一体的な運営（土曜保育、健康診断、行事等）を行っており、本園の上限年齢到達後は、分園に入所していただきます。

施設名	所在地	電話番号	受入年齢	定員	うち産休明け	開所時間（延長保育時間）
ニチキッズ梶が谷保育園	梶ヶ谷2-7-7	860-1031	5か月～	60	—	7:30～18:30（7:00～、～20:00）
アスクスポーツ保育園 かじがや	梶ヶ谷3-12-6	871-7256	1歳児～	60	—	7:00～18:00（～20:00）
梶ヶ谷保育園【公立】	梶ヶ谷5-8-2	865-0355	5か月～	115	—	7:30～18:30（7:00～、～20:00）
ベネッセ津田山保育園	上作延1-3-33	870-1188	5か月～	60	—	7:00～18:00（～20:00）
まなびの森 溝の口もりのこ保育園	坂戸1-8-20	813-5335	5か月～	80	—	7:00～18:00（～20:00）
アートチャイルドケア坂戸くれよん保育園	坂戸1-17-20	299-9010	5か月～	60	—	7:30～18:30（7:00～、～20:00）
スターチャイルド《KSPナーサリー》	坂戸3-2-1	820-8331	1歳児～	30	—	7:00～18:00（～20:00）
坂戸保育園	坂戸3-7-21	811-6922	5か月～	100	—	7:00～18:00（～20:00）
優待会わかば保育園	坂戸3-8-2 荻島マンション1階	455-5292	5か月～	30	—	7:30～18:30（7:00～、～20:00）
あぶりこつと保育園エミタス久本	久本2-8-18	982-9507	5か月～	100	—	7:00～18:00（～20:00）
（分園）みつばち保育園～Flower～（※）	久本3-1-14	455-4170	1～2歳児	24	—	7:00～18:00（～20:00）
にじのそら溝の口保育園	久本3-9-9	455-7620	5か月～	50	—	7:00～18:00（～20:00）
レッツ・びー久本保育園	久本3-13-5 1階	299-9472	1歳児～	60	—	7:00～18:00（～20:00）
川崎たちばな保育園	向ヶ丘1-3	789-9710	5か月～	150	—	7:30～18:30（7:00～、～20:00）
保育園きのね	向ヶ丘62-2	872-7920	5か月～	28	—	7:00～18:00（～20:00）
諏訪幼稚園【幼稚園型認定こども園】（※）	諏訪2-16-18	833-6765	3歳児～	25	—	7:30～18:30（～19:00）
すこやか諏訪保育園	諏訪3-20-15	712-5496	5か月～	90	—	7:00～18:00（～20:00）
ファミリア・キッズニ子新地駅前園	ニ子1-2-25	850-5070	1歳児～	50	—	7:30～18:30（7:00～、～20:00）
にじいろ保育園ニ子新地	ニ子1-17-5	712-3806	1歳児～	30	—	7:00～18:00（～20:00）
バレット保育園・高津	ニ子2-13-5	829-0149	5か月～	60	—	7:00～18:00（～20:00）
ソラスト高津保育園	ニ子3-31-3	299-6191	5か月～	60	—	7:00～18:00（～20:00）
すこやか高津保育園	ニ子5-1-5	833-8862	5か月～	120	—	7:00～18:00（～20:00）
くすのき保育園（※）	ニ子5-11-22	712-0600	1歳児～	30	—	7:00～18:00（～20:00）
すこやかニ子保育園	ニ子5-14-56	812-0088	43日目～	120	若干名	7:00～18:00（～20:00）
スターチャイルド《高津ナーサリー》	ニ子6-2-5	829-6370	5か月～	60	—	7:00～18:00（～20:00）
わらべうた溝の口南口保育園	溝口1-1-30 201	870-6633	1歳児～	60	—	7:00～18:00（～20:00）
YMCAたかつ保育園（※）	溝口1-19-1	281-7833	5か月～	120	—	7:00～18:00（～20:00）
スマイスセレスンススポーツ保育園溝の口	溝口1-19-11	712-0044	5か月～	70	—	7:00～18:00（～20:00）
（本園）みつばち保育園～Sunshine～（※）	溝口1-22-2	820-1212	3歳児～	60	—	7:00～18:00（～20:00）
レッツ・びー溝の口保育園	溝口2-16-6 1階	811-7230	1歳児～	35	—	7:00～18:00（～20:00）
すこやか溝口保育園（※）	溝口2-31-1	543-8120	5か月～	120	—	7:00～18:00（～20:00）
アスク高津えきまえ保育園	溝口3-8-17 Maiyer's 1 1・2階	833-5590	1歳児～	60	—	7:00～18:00（～20:00）
ヴィラまなびの森保育園高津	溝口3-9-12	328-5335	1歳児～	60	—	7:00～18:00（～20:00）
天才キッズクラブ楽学館溝の口園	溝口3-11-20	281-3930	5か月～	60	—	7:00～18:00（～20:00）
あいみー溝口保育園	溝口3-14-4	455-6911	1歳児～	30	—	7:00～18:00（～20:00）
溝口ピノキオ保育園	溝口3-24-5	712-5301	5か月～	60	—	7:00～18:00（～20:00）
スターチャイルド《高津溝口ナーサリー》	溝口4-15-18	850-2700	5か月～	60	—	7:00～18:00（～20:00）
みぞのくち保育園	溝口4-19-2	811-5081	5か月～	120	—	7:00～18:00（～20:00）
あいみー高津保育園	溝口5-21-12	281-3883	5か月～	30	—	7:00～18:00（～20:00）
西高津くさはな保育園	溝口6-10-2	543-9311	4か月～	200	若干名	7:30～18:30（7:00～、～20:00）
アスクバイリンガル保育園 高津	溝口6-23-16	829-4110	1歳児～	30	—	7:00～18:00（～20:00）
まなびの森保育園高津分園（※）	溝口3-9-4	833-7558	3か月～ 3歳児	40	—	7:00～18:00（～20:00）
まなびの森保育園高津（※）	久地1-8-1	813-5520	1歳児～	70	—	7:00～18:00（～20:00）
うめのき保育園	久地3-13-1	829-1830	5か月～	120	—	7:00～18:00（～20:00）
くじ保育園	久地3-16-1	829-0150	5か月～	60	—	7:00～18:00（～20:00）
ぶどうの実久地園	久地4-24-5 4階	829-6550	5か月～	60	—	7:30～18:30（7:00～、～20:00）
緑の杜保育園	下作延2-6-3	866-6914	4か月～	120	若干名	7:00～18:00（～20:00）
アスク溝の口保育園	下作延2-7-41 1階	862-4187	1歳児～	40	—	7:00～18:00（～20:00）
チャイルドケアセンター青い鳥溝の口園	下作延2-8-17 1階	860-5061	1歳児～	30	—	7:30～18:30（7:00～、～20:00）
和ごころ溝口保育園	下作延2-28-23	948-5737	5か月～	60	—	7:00～18:00（～20:00）
レッツ・びー梶ヶ谷保育園	下作延2-35-1 1階	856-3721	5か月～	90	—	7:00～18:00（～20:00）
こもれび保育園梶が谷園	下作延4-27-1	920-9984	5か月～	30	—	7:30～18:30（7:00～、～20:00）
津田山幼稚園【幼稚園型認定こども園】（※）	下作延4-30-28	865-5121	3歳児～	105	—	7:30～18:30（～19:00）
津田山保育園【公立】（※）	下作延5-3-11（仮設園舎）	888-5291	5か月～	120	—	7:30～18:30（7:00～、～20:00）
アートチャイルドケア津田山きらら	下作延6-6-21	281-8889	1歳児～	30	—	7:00～18:00（～20:00）
蟹ヶ谷保育園【公立】	蟹ヶ谷339	751-9040	43日目～	85	若干名	7:30～18:30（7:00～、～20:00）
わかばの杜保育園（※）	子母口378	755-2271	5か月～	130	—	7:00～18:00（～20:00）
川崎子母口雲母保育園	子母口545-1	788-5588	5か月～	60	—	7:00～18:00（～20:00）
ぶどうの実梶ヶ谷園	新作1-18-4	870-3553	5か月～	50	—	7:30～18:30（7:00～、～20:00）
ちやいれつく新作保育園	新作4-8-11	789-5665	5か月～	60	—	7:30～18:30（7:00～、～20:00）
アスク武蔵新城保育園	新作4-19-4	870-2133	1歳児～	60	—	7:00～18:00（～20:00）
新作やはた幼稚園【幼稚園型認定こども園】	新作4-19-10	888-6008	3歳児～	30	—	7:30～18:30（～19:00）
にじいろ保育園武蔵新城	新作5-17-18	982-0532	5か月～	70	—	7:00～18:00（～20:00）
ベネッセ武蔵新城保育園	新作6-5-1	871-6502	1歳児～	30	—	7:00～18:00（～20:00）

施設名	所在地	電話番号	受入年齢	定員	うち産休明け	開所時間（延長保育時間）
千年たちばな保育園	千年107	741-5510	1歳児～	60	—	7:00～18:00（～20:00）
レッツ・びー千年保育園	千年717	863-7300	1歳児～	60	—	7:00～18:00（～20:00）
ちとせ山ゆり保育園	千年970-1	755-9211	5か月～	130	—	7:00～18:00（～20:00）
明日葉保育園武蔵新城園	千年1026	740-9993	5か月～	65	—	7:00～18:00（～20:00）
たちばな中央保育園	千年1300	753-2525	5か月～	90	—	7:00～18:00（～20:00）
まなびの森保育園梶が谷	末長1-9-1	877-1900	5か月～	80	—	7:00～18:00（～20:00）
保育園アンジェ	末長1-21-20メルベージュ梶が谷101	865-1640	5か月～	30	—	7:30～18:30（7:00～、～20:00）
スターチャイルド《梶ヶ谷ナーサリー》	末長1-51-5	870-6102	1歳児～	60	—	7:00～18:00（～20:00）
保育園ゆいまあむ	末長2-15-6	948-6300	5か月～	60	—	7:00～18:00（～20:00）
末長こぐま保育園	末長3-25-5	948-6615	5か月～	90	—	7:00～18:00（～20:00）
川崎たまがわ幼稚園【幼稚園型認定こども園】（※）	末長4-4-1	822-7962	3歳児～	70	—	7:30～18:30（～19:00）
小学館アカデミーむさしんじょう第2保育園	末長4-17-17	850-8651	1歳児～	60	—	7:00～18:00（～20:00）
野川ほのぼの保育園	東野川2-31-8	750-8600	5か月～	120	—	7:00～18:00（～20:00）

※（本園）みつばち保育園～Sunshine～と（分園）みつばち保育園～Flower～は、本園・分園となります。本園・分園については一体的な運営（土曜保育、健康診断、行事等）を行っており、分園の上限年齢到達後は、本園に入所していただきます。

※諏訪幼稚園【幼稚園型認定こども園】は、令和9年4月に定員を15名に変更する予定です。

※くすのき保育園は、令和9年4月に定員を25名に変更する予定です。

※YMCAたかつ保育園は、令和9年4月に幼保連携型認定こども園へ移行する予定です。

※すこやか溝口保育園は、令和9年4月に幼保連携型認定こども園へ移行し、名称をすこやか溝口こども園に変更する予定です。

※まなびの森保育園高津とまなびの森保育園高津分園は、本園・分園となります。本園・分園については一体的な運営（土曜保育、健康診断、行事等）を行っており、分園の上限年齢到達後は、本園に入所していただきます。

※津田山幼稚園【幼稚園型認定こども園】は、令和9年4月に受入年齢を2歳児～に変更する予定です。

※津田山保育園は、建替えのため、仮設園舎（下作延5-3-11）にて運営中です。令和9年度以降に新園舎での運営を開始する予定です。

※わかばの杜保育園は、令和9年4月に幼保連携型認定こども園へ移行し、名称をわかばの杜こども園に変更する予定です。

※川崎たまがわ幼稚園【幼稚園型認定こども園】は、令和9年4月に定員を50名に変更する予定です。

（令和9年4月1日開所予定又は認可化移行予定の保育所及び認定こども園化予定の幼稚園）

施設名（仮称）	所在地	電話番号	受入年齢	定員	うち産休明け	開所時間（延長保育時間）
たちばな幼稚園【幼稚園型認定こども園】	久末1892-1	766-8711	3歳児～	70	—	7:30～18:30（～19:00）

＜宮前区＞

令和8年10月1日現在

施設名	所在地	電話番号	受入年齢	定員	うち産休明け	開所時間（延長保育時間）
西有馬おひさま保育園	有馬1-8-6	855-2525	5か月～	130	—	7:00～18:00（～20:00）
中有馬保育園【公立】	有馬3-2-10	854-0425	5か月～	110	—	7:30～18:30（7:00～、～20:00）
有馬の杜コスモス保育園	有馬6-10-31	982-3380	5か月～	90	—	7:00～18:00（～20:00）
にじいろ保育園有馬	有馬7-8-24	982-0721	5か月～	60	—	7:00～18:00（～20:00）
クレアナーサリー宮前平	小台2-11-3	872-9368	1歳児～	60	—	7:30～18:30（7:00～、～20:00）
明日葉保育園鷺沼園	鷺沼1-6-3	982-9186	5か月～	65	—	7:00～18:00（～20:00）
わらべうた鷺沼保育園	鷺沼1-8-5	982-1313	5か月～	60	—	7:00～18:00（～20:00）
ドリームキッズさぎぬまナーサリー	鷺沼1-11-3メゾン鷺沼101・102・103・205号	750-9246	1歳児～	30	—	7:30～18:30（7:00～、～20:00）
ハッピーキッズ・ちびっこ園	鷺沼1-18-10 フレンドベース201	863-3330	1歳児～	40	—	7:30～18:30（7:00～、～20:00）
アスクさぎぬま保育園	鷺沼1-22-6	860-2708	5か月～	60	—	7:00～18:00（～20:00）
小学館アカデミーさぎぬま保育園	鷺沼1-23-7 1階	862-8721	1歳児～	40	—	7:00～18:00（～20:00）
ぶどうの実第2さぎぬま園	鷺沼2-6-5	860-3315	5か月～	60	—	7:30～18:30（7:00～、～20:00）
ぶどうの実鷺沼園	鷺沼2-7-23	870-7171	5か月～	70	—	7:30～18:30（7:00～、～20:00）
ピュアリー鷺沼保育園	鷺沼3-2-4	948-8458	5か月～	40	—	7:00～18:00（～20:00）
ナーサリールームベリーベアー鷺沼	鷺沼3-5-2 1～3階	948-7941	1歳児～	90	—	7:30～18:30（7:00～、～20:00）
まなびの森保育園鷺沼	鷺沼4-2-8	948-5225	1歳児～	60	—	7:00～18:00（～20:00）
宮前空翠保育園	土橋1-2-3	855-8815	5か月～	120	—	7:00～18:00（～20:00）
くぬぎ保育園	土橋1-4-5	750-9889	1歳児～	30	—	7:00～18:00（～20:00）
土橋宝翠保育園	土橋1-6-7	865-4188	5か月～	130	—	7:00～18:00（～20:00）
土橋郁翠保育園	土橋1-6-34	872-8651	1歳児～	60	—	7:00～18:00（～20:00）
AIAI NURSERY 宮前平	土橋2-1-7	750-7288	5か月～	60	—	7:00～18:00（～20:00）
まなびの森保育園宮前平	土橋2-5-1	855-5123	5か月～	60	—	7:00～18:00（～20:00）
土橋保育園【公立】	土橋2-14-1	855-2877	43日目～	120	若干名	7:30～18:30（7:00～、～20:00）
ばぶりか保育園宮前平	土橋2-11-12 2階	820-6852	5か月～	30	—	7:00～18:00（～20:00）
さぎ沼なごみ保育園	土橋3-1-6	871-7531	5か月～	120	—	7:00～18:00（～20:00）
たつのこのはら保育園	土橋4-7-1	920-9200	5か月～	240	—	7:00～18:00（～20:00）
ゆいまるる保育園東有馬	東有馬2-2-20	750-8155	5か月～	60	—	7:00～18:00（～20:00）
有馬白百合幼稚園【幼稚園型認定こども園】	東有馬2-35-30	855-7777	3歳児～	30	—	7:30～18:30（～19:00）
ナーサリールームベリーベアー鷺沼Annex(※)	東有馬2-35-38	863-6007	5か月～	60	—	7:30～18:30（7:00～、～20:00）
鷺沼ピノキオ保育園	東有馬4-5-20	863-8280	5か月～	60	—	7:00～18:00（～20:00）
有馬川はなみずき保育園	東有馬5-23-43	870-3434	5か月～	60	—	7:00～18:00（～20:00）
すきっぷ保育園	宮崎2-1-1 2階	877-6215	1歳児～	40	—	7:00～18:00（～20:00）
宮崎台幼稚園【幼稚園型認定こども園】(※)	宮崎2-3-3	855-1818	3歳児～	97	—	7:30～18:30（～19:00）
まなびの森保育園宮崎台	宮崎2-3-11	853-0020	5か月～	60	—	7:00～18:00（～20:00）
宮崎台コスモス保育園(※)	宮崎2-6-10 1F	0570-00-5363	5か月～	90	—	7:30～18:30（7:00～、～20:00）
わらべうた宮崎台保育園	宮崎2-9-3 3階	870-1144	5か月～	40	—	7:00～18:00（～20:00）
保育園SCOPS宮崎台	宮崎2-9-15 アーバンコート宮崎台 1階	861-1150	1歳児～	30	—	7:30～18:30（7:00～、～20:00）
すきっぷドレミ園分園(※)	宮崎3-1-13 アズマビル1・2階	750-7035	5か月～	22	—	7:00～18:00（～20:00）
ナーサリールームベリーベアー宮崎台	宮崎3-13-27	750-9800	5か月～	60	—	7:30～18:30（7:00～、～20:00）
すきっぷドレミ園(※)	宮崎175-62	982-9455	3歳児～	36	—	7:00～18:00（～20:00）
アスク宮崎台保育園(※)	宮前平1-1-15	871-2108	5か月～	87	—	7:00～18:00（～20:00）
せみなーれ幼保園(※)	宮前平1-2-2	855-7520	5か月～	180	—	7:00～18:00（～20:00）
可愛保育園	宮前平1-9-24 A101・102	855-8496	1歳児～	30	—	7:00～18:00（～20:00）
小学館アカデミーみやまえだいら保育園	宮前平2-1-2 1階	862-8615	1歳児～	30	—	7:00～18:00（～20:00）
まなびの森 ヴィラ宮前平もりのこ保育園	宮前平2-5-16	865-2116	5か月～	60	—	7:00～18:00（～20:00）
アスク宮前平保育園	宮前平2-11-6	854-4855	5か月～	150	—	7:00～18:00（～20:00）
ヴィラまなびの森保育園宮崎台	宮前平3-3-2	750-0560	5か月～	60	—	7:00～18:00（～20:00）
みやまの杜保育園	宮前平3-9-1	872-7455	5か月～	60	—	7:00～18:00（～20:00）
にじいろ保育園宮前平	馬絹1-6-2	982-0790	5か月～	60	—	7:00～18:00（～20:00）
スターチャイルド《宮前平ナーサリー》	馬絹1-6-8 宮前平DRビル2階	870-0888	5か月～	60	—	7:00～18:00（～20:00）
もものか保育園	馬絹1-9-2	860-2781	1歳児～	45	—	7:00～18:00（～20:00）
こどものいえもも保育園	馬絹1-24-9	860-2415	2か月～	140	若干名	7:00～18:00（～20:00）
ピュアリー宮前平保育園	馬絹1-28-12	852-0007	1歳児～	30	—	7:00～18:00（～20:00）
明日葉保育園宮崎台園	馬絹2-2-3	948-7080	5か月～	60	—	7:00～18:00（～20:00）
まなびの森保育園馬絹	馬絹4-1-18	750-7878	5か月～	60	—	7:00～18:00（～20:00）
保育園アリス馬絹	馬絹4-18-27	872-7071	5か月～	120	—	7:30～18:30（7:00～、～20:00）
宮前幼稚園【幼保連携型認定こども園】(※)	西野川2-22-5	872-7903	5か月～	169	—	7:30～18:30（7:00～、～20:00）
ティンクル上野川保育園	西野川2-37-13 1階	752-2868	1歳児～	50	—	7:00～18:00（～20:00）
野川南台保育園	南野川3-7-1	740-1833	5か月～	70	—	7:00～18:00（～20:00）
ティンクルくぬぎ坂保育園	南野川3-28-11	920-9611	5か月～	60	—	7:00～18:00（～20:00）
健康学園ゆりかご幼稚園 【幼保連携型認定こども園】	犬蔵1-19-16	977-1623	1歳児～	156	—	7:30～18:30（7:00～、～20:00）
かわさき犬蔵保育園	犬蔵2-4-29 1階	978-5080	5か月～	65	—	7:30～18:30（7:00～、～20:00）
にじいろ保育園犬蔵	犬蔵2-24-10	982-3144	5か月～	65	—	7:00～18:00（～20:00）
グリーンフォレスト神木保育園	神木本町2-5-5	871-7010	5か月～	65	—	7:00～18:00（～20:00）
潮見台みどり幼稚園【幼稚園型認定こども園】(※)	潮見台6-1	976-1000	3歳児～	20	—	7:30～18:30（～19:00）
みなみすがお保育園	菅生4-4-1	863-8741	5か月～	100	—	7:30～18:30（7:00～、～20:00）
菅生保育園【公立】	菅生5-4-10	977-9320	5か月～	120	—	7:30～18:30（7:00～、～20:00）
たいら虹保育園	平2-13-1	948-4350	5か月～	120	—	7:00～18:00（～20:00）
向丘はなみずき保育園	南平台4-2	750-0150	5か月～	120	—	7:30～18:30（7:00～、～20:00）

※ナーサリールームベリーベアー鷺沼Annexは、令和9年4月に定員を70名に変更する予定です。

※宮崎台幼稚園【幼稚園型認定こども園】は、令和9年4月に定員を100名に変更する予定です。

※宮崎台コスモス保育園は、令和9年4月に名称をCOSMOS kids campus宮崎台に変更する予定です。

※すきっぷドレミ園とすきっぷドレミ園分園は、本園・分園となります。本園・分園については一体的な運営（土曜保育、健康診断、行事等）を行い、分園の上限年齢到達後は、本園に入所していただきます。

※アスク宮崎台保育園は、令和9年4月に定員を80名に変更する予定です。

※せみなーれ幼保園は、令和9年4月に幼保連携型認定こども園へ移行する予定です。

※宮前幼稚園【幼保連携型認定こども園】は、令和9年4月に定員を197名に変更する予定です。

※潮見台みどり幼稚園【幼稚園型認定こども園】は、令和9年4月に定員を30名に変更する予定です。

本利用案内末掲載の令和9年度に開所する施設等については随時、川崎市ホームページこども・子育て等で情報提供します。

施設名	所在地	電話番号	受入年齢	定員	うち産休明け	開所時間（延長保育時間）
土淵保育園【公立】	生田2-14-5	933-8942	43日目～	120	若干名	7:30～18:30（7:00～、～20:00）
登戸ピノキオ保育園	生田2-20-23	819-5581	5か月～	60	—	7:00～18:00（～20:00）
そらまめ保育園（※）	宿河原1-1-32	299-8760	1歳児～	70	—	7:00～18:00（～20:00）
そらまめ保育園分園（※）	宿河原1-1-40	900-1527	5か月～ 2歳児	20	—	7:00～18:00（～20:00）
アスク宿河原保育園	宿河原2-5-1	934-1415	5か月～	90	—	7:00～18:00（～20:00）
西しゅくまろ保育園	宿河原2-19-6	933-1152	4か月～	130	若干名	7:00～18:00（～20:00）
宿河原幼稚園【幼稚園型認定こども園】	宿河原2-24-4	911-3199	3歳児～	30	—	7:30～18:30（～19:00）
アスク向ヶ丘遊園南保育園	宿河原2-48-36	930-0102	5か月～	60	—	7:00～18:00（～20:00）
すみれいる保育園	宿河原3-3-15	543-8410	6か月～	60	—	7:00～18:00（～20:00）
保育園アリス宿河原	宿河原3-13-9	455-5211	5か月～	120	—	7:00～18:00（～20:00）
ひばりっこらぶ保育園	宿河原6-35-16	844-7448	5か月～	90	—	7:00～18:00（～20:00）
ひばり保育園	宿河原6-46-6	811-1255	5か月～	130	—	7:00～18:00（～19:00）
保育所くまのこ園	菅1-2-31-203	945-0265	1歳児～	30	—	7:00～18:00（～20:00）
菅保育園【公立】	菅1-5-24	945-5109	5か月～	90	—	7:30～18:30（7:00～、～20:00）
天宿愛児園	菅3-1-7	819-8511	5か月～	90	—	7:00～18:00（～20:00）
のらぼう愛児園	菅5-2-1	945-6331	5か月～	70	—	7:00～18:00（～20:00）
菅の子愛児園	菅稲田堤1-3-16	945-2221	5か月～	70	—	7:00～18:00（～20:00）
至誠館なしのほな保育園	菅稲田堤1-10-5	944-7451	5か月～	70	—	7:00～18:00（～20:00）
厚生館愛児園	菅稲田堤1-11-8	944-4733	5か月～	120	—	7:00～18:00（～20:00）
星の子愛児園（※）	菅稲田堤1-17-25	944-8181	43日目～	169	若干名	7:00～18:00（～20:00）
第2くまのこ園	菅稲田堤3-1-2 1階	819-5263	5か月～	60	—	7:00～18:00（～20:00）
なごみ保育園	菅稲田堤3-9-2	944-2082	43日目～	90	若干名	7:00～18:00（～19:00）
ひがしすげ幼稚園【幼稚園型認定こども園】	菅北浦1-6-50	944-4152	2歳児～	70	—	7:30～18:30（～19:00）
にじいろ保育園稲田堤	菅馬場1-23-32	299-8583	5か月～	60	—	7:00～18:00（～20:00）
ういず稲田堤保育園	菅馬場2-5-9	712-7746	1歳児～	30	—	7:00～18:00（～20:00）
こひばり保育園	堰2-6-21	819-5143	1歳児～	60	—	7:00～18:00（～20:00）
龍巖寺保育園	堰3-11-13	811-0436	5か月～	180	—	7:00～18:00（～20:00）
ウィズブック保育園中野島	中野島3-13-11	712-7260	5か月～	60	—	7:30～18:30（7:00～、～20:00）
ハグミー・ナーサリー	中野島3-15-15	935-6788	5か月～	100	—	7:00～18:00（～20:00）
中野島幼稚園【幼稚園型認定こども園】（※）	中野島3-19-2	911-5456	3歳児～	20	—	7:30～18:30（7:00～）
中野島のほら保育園	中野島4-4-15	455-5510	5か月～	130	—	7:30～18:30（7:00～、～20:00）
なかのしまのぞみ保育園	中野島4-20-23	328-5971	5か月～	60	—	7:00～18:00（～20:00）
まなびの森 宿河原もりのこ保育園	長尾1-11-6	900-6080	5か月～	60	—	7:00～18:00（～20:00）
ういず宿河原保育園	長尾4-1-2	299-6846	1歳児～	30	—	7:00～18:00（～20:00）
アスク向ヶ丘遊園北保育園	登戸514-1	922-2280	5か月～	75	—	7:00～18:00（～20:00）
丸山幼稚園【幼稚園型認定こども園】	登戸1293	911-3624	3歳児～	40	—	7:30～18:30（～19:00）
稲田保育園	登戸1416	933-7335	5か月～	150	—	7:00～18:00（～19:00）
Gakkenほいくえん登戸	登戸1612-1	930-1251	1歳児～	60	—	7:30～18:30（7:00～、～20:00）
AIJ NURSERY 向ヶ丘遊園	登戸1917-1	299-8132	1歳児～	60	—	7:30～18:30（7:00～、～20:00）
天才キッズクラブ楽学館登戸園	登戸2184-1 トミタヤBLD1～3階	712-5048	5か月～	100	—	7:00～18:00（～20:00）
KFJ多摩なのはな保育園	登戸2249-1	930-1261	5か月～	120	—	7:00～18:00（～20:00）
ちびっこハウス多摩川園（※）	登戸2385	933-7001	1歳児～	55	—	7:00～18:00（～20:00）
メリー★ポピンズ 登戸ルーム	登戸2432-1 BLUEWATER BUILDING	281-0691	5か月～	70	—	7:00～18:00（～20:00）
きらきらスマイル保育園	登戸2437-1 トウシンビル1階	819-5222	1歳児～	60	—	7:30～18:30（7:00～、～20:00）
スターチャイルド《登戸ナーサリー》	登戸2548-2	911-5100	5か月～	60	—	7:00～18:00（～20:00）
登戸ゆりのき保育園	登戸2596 4・5階	322-8075	5か月～	80	—	7:00～18:00（～20:00）
登戸はないろ保育園	登戸2684-2	819-4148	1歳児～	70	—	7:00～18:00（～20:00）
クレアナーサリー向ヶ丘遊園	登戸2700-4	819-4714	1歳児～	60	—	7:30～18:30（7:00～、～20:00）
ゆりの花保育園	登戸2949-1 井出向ヶ丘ハイツ2・3階	712-5244	1歳児～	30	—	7:30～18:30（7:00～、～20:00）
ミアヘルサ保育園ひびき登戸	登戸3128-2	819-6135	1歳児～	60	—	7:00～18:00（～20:00）
まなびの森 のぼりっこ保育園	登戸3185	932-1558	5か月～	40	—	7:00～18:00（～20:00）
「こころの花」ほいくえん登戸駅前	登戸3277-1	322-0087	5か月～	80	—	7:00～18:00（～20:00）
にじいろ保育園登戸	登戸3329-6	322-8041	5か月～	60	—	7:00～18:00（～20:00）
ぶどうの実登戸園	登戸新町187 スカイノート101	931-3550	1歳児～	30	—	7:30～18:30（7:00～、～20:00）
登戸ルミナス保育園	登戸新町435-1	930-3963	5か月～	70	—	7:00～18:00（～20:00）
ういず向ヶ丘遊園保育園	東生田1-11-12	922-9422	1歳児～	30	—	7:00～18:00（～20:00）
中野島フレンズ保育園	布田18-25	944-9288	5か月～	120	—	7:00～18:00（～20:00）
アスク生田保育園	生田8-8-14	911-7791	1歳児～	60	—	7:00～18:00（～20:00）
生田ひまわり幼稚園【幼稚園型認定こども園】（※）	栗谷1-11-6	955-9998	1歳児～	140	—	7:30～18:30（7:00～、～20:00）
太陽の子保育園	栗谷2-16-14	954-3906	5か月～	150	—	7:00～18:00（～20:00）
第二厚生館愛児園	寺尾台1-1-19	955-2933	5か月～	120	—	7:00～18:00（～20:00）
読売ランド前どろんこ保育園	西生田1-7-1	299-6561	5か月～	90	—	7:00～18:00（～20:00）
小学館アカデミー西いくた保育園	西生田3-13-7	969-7431	1歳児～	60	—	7:00～18:00（～20:00）
生田保育園【公立】	西生田3-15-10	966-2502	5か月～	95	—	7:30～18:30（7:00～、～20:00）
生田ルミナス保育園	三田1-7-7	712-4471	5か月～	60	—	7:00～18:00（～20:00）
三田かしのみ保育園	三田1-18-3	932-2111	5か月～	130	—	7:00～18:00（～20:00）
南いくた保育園	南生田3-2-7	712-4656	5か月～	100	—	7:00～18:00（～20:00）

※そらまめ保育園とそらまめ保育園分園は、本園・分園となります。本園・分園については一体的な運営（土曜保育、健康診断、行事等）を行っており、分園の上限年齢到達後は、本園に入所していただきます。

※星の子愛児園は、令和9年4月に定員を160名に変更する予定です。

※中野島幼稚園【幼稚園型認定こども園】は、令和9年4月に延長保育時間を～19:00に変更する予定です。

※ちびっこハウス多摩川園は、令和9年4月に定員を60名に変更する予定です。

※生田ひまわり幼稚園【幼稚園型認定こども園】は、令和9年4月に定員を150名に変更する予定です。

（令和9年4月1日開所予定又は認可移行予定の保育所及び認定こども園化予定の幼稚園）

施設名（仮称）	所在地	電話番号	受入年齢	定員	うち産休明け	開所時間（延長保育時間）
（仮称）ミアヘルサ保育園ひびき向ヶ丘遊園	登戸1923-2	未定	1歳児～	60	—	7:00～18:00（～20:00）
（仮称）はぶりか保育園向ヶ丘遊園	登戸2052 ヨシザワプラザビル 2階	未定	1歳児～	90	—	7:00～18:00（～20:00）

本利用案内未掲載の令和9年度に開所する施設等については随時、川崎市ホームページ子ども・子育て等で情報提供します。

施設名	所在地	電話番号	受入年齢	定員	うち産休明け	開所時間（延長保育時間）
すぎのこ保育園	岡上1-15-6	988-3415	5か月～	70	—	7:00～18:00（～20:00）
柿生ルミナス保育園	片平2-30-1	980-1622	1歳児～	60	—	7:00～18:00（～20:00）
くりの実保育園	片平4-1-30	712-0660	5か月～	40	—	7:00～18:00（～20:00）
ちよがおか幼稚園【幼稚園型認定こども園】	金程4-25-1	955-0233	3歳児～	30	—	7:30～18:30（～19:00）
天才キッズクラブ楽学館新百合ヶ丘駅園	上麻生1-3-9	959-3773	5か月～	165	—	7:30～18:30（7:00～、～20:00）
太陽の子保育園ひよこ	上麻生1-15-9	954-2214	5か月～	90	—	7:00～18:00（～20:00）
太陽の子保育園シーサズ	上麻生2-27-9	455-4022	1歳児～	60	—	7:30～18:30（7:00～、～20:00）
クレアナーサリー新百合ヶ丘	上麻生3-1-2	322-9251	1歳児～	60	—	7:00～18:00（～20:00）
つくしんぼ保育園	上麻生3-3-11	967-0331	5か月～	60	—	7:00～18:00（～20:00）
あさのみ保育園	上麻生3-22-14	969-5403	43日目～	120	若干名	7:00～18:00（～20:00）
川崎青葉幼稚園【幼稚園型認定こども園】	上麻生4-2-2	966-3179	3歳児～	60	—	7:30～18:30（～19:30）
柿生保育園	上麻生5-23-1	988-1453	4か月～	150	若干名	7:00～18:00（～19:00）
アスク柿生保育園	上麻生5-40-4 2・3階	980-0750	1歳児～	60	—	7:00～18:00（～20:00）
かくれんぼ保育園	上麻生5-45-12 GRAN HILLS 1階	322-9766	1歳児～	40	—	7:00～18:00（～20:00）
上麻生保育園【公立】	上麻生7-2-35	988-8520	5か月～	85	—	7:30～18:30（7:00～、～20:00）
はじめの一步保育園	上麻生7-41-5	981-5105	5か月～	90	—	7:00～18:00（～20:00）
アイン栗平保育園	栗木台1-1-16	988-3115	1歳児～	60	—	7:30～18:30（7:00～、～20:00）
五月台ルミナス保育園	五力田3-18-3	299-9111	1歳児～	70	—	7:00～18:00（～20:00）
社会福祉法人横浜悠久会白鳥保育園	白鳥1-17-2	987-8206	5か月～	130	—	7:00～18:00（～20:00）
ぶれすと白鳥ほいくえん	白鳥3-5-1	455-7266	5か月～	30	—	7:00～18:00（～20:00）
高石保育園【公立】(※)	高石1-14-15	954-5355	4か月～	85	—	7:30～18:30（7:00～、～20:00）
麻生ゆりのき保育園	千代ヶ丘1-17-2	543-9041	5か月～	60	—	7:00～18:00（～20:00）
にじのそら虹ヶ丘保育園(※)	虹ヶ丘2-2-20	986-2424	1歳児～	53	—	7:30～18:30（7:00～、～20:00）
白山保育園【公立】	白山4-2-1	987-7722	43日目～	115	若干名	7:30～18:30（7:00～、～20:00）
天才キッズクラブ楽学館古沢園	古沢8-1	455-5651	5か月～	60	—	7:00～18:00（～20:00）
木下の保育園 新百合ヶ丘	古沢43 2階	959-1169	5か月～	90	—	7:00～18:00（～20:00）
アスク新百合ヶ丘保育園	古沢197-6	969-5002	1歳児～	60	—	7:00～18:00（～20:00）
こうりんじ幼稚園【幼稚園型認定こども園】	細山3-2-1	966-1089	3歳児～	50	—	7:30～18:30（～19:00）
百合丘めぐみ幼稚園【幼稚園型認定こども園】(※)	百合丘1-12	954-4665	3歳児～	18	—	7:30～18:30（～19:00）
保育園キディ百合丘・川崎	百合丘1-16 サンラフレ百合ヶ丘7-201	322-0510	5か月～	70	—	7:00～18:00（～20:00）
天才キッズクラブ楽学館百合ヶ丘園	百合丘1-16-16	712-5025	5か月～	60	—	7:00～18:00（～20:00）
至誠館ゆりがおか保育園	百合丘1-18-3	966-5555	5か月～	90	—	7:00～18:00（～20:00）
百合丘ルミナス保育園	百合丘1-19-2 3F	969-5258	5か月～	50	—	7:00～18:00（～20:00）
ポピンズナーサリースクール 百合ヶ丘	百合丘1-24-9	959-5421	1歳児～	60	—	7:00～18:00（～20:00）
ルミエール幼稚園【幼稚園型認定こども園】	百合丘2-13-1	966-4567	3歳児～	20	—	7:30～18:30（～19:00）
王禅寺しらゆり保育園	王禅寺東5-3-53	988-0700	5か月～	100	—	7:00～18:00（～20:00）
はるひ野保育園(※)	はるひ野2-7-1	281-8787	5か月～	110	—	7:00～18:00（～20:00）
くろかわのぞみ保育園	はるひ野4-7-1	819-7481	5か月～	120	—	7:00～18:00（～20:00）
カスターッチこどもclub	はるひ野5-3-7	567-1046	1歳児～	60	—	7:00～18:00（～20:00）
AIAI NURSERY 新百合ヶ丘	万福寺3-12-7	455-4634	5か月～	60	—	7:00～18:00（～20:00）
天才キッズクラブ楽学館万福寺園	万福寺4-9-1 サンヒル・コザワ1階	322-9739	1歳児～	30	—	7:00～18:00（～20:00）
小学館アカデミー新ゆり山手保育園	万福寺4-19 1階	959-2156	1歳児～	60	—	7:00～18:00（～20:00）

※高石保育園は、再整備に伴い、令和13年度以降に移転予定です。（移転先：王禅寺西1-26-2 現地域子育て支援センターみなみゆりがおか）

※にじのそら虹ヶ丘保育園は、令和9年4月に定員を50名に変更する予定です。

※百合丘めぐみ幼稚園【幼稚園型認定こども園】は、令和9年4月に定員を20名に変更する予定です。

※はるひ野保育園は、令和9年4月に定員を99名に変更する予定です。

（令和9年4月1日開所予定又は認可化移行予定の保育所及び認定こども園化予定の幼稚園）

施設名(仮称)	所在地	電話番号	受入年齢	定員	うち産休明け	開所時間（延長保育時間）
エデュケアルームベリーキッズ柿生(認可化)	片平2-25-1 サンパレス日向2F	299-8336	1歳児～	30	—	7:00～18:00（～20:00）

■ 本利用案内未掲載の令和9年度に開所する施設等については随時、川崎市ホームページこども・子育て等で情報提供します。 ■

< よい保育施設の選び方 >

保育施設は、子どもが生活時間の大半を過ごすところで、その環境や保育内容によっては、子どもの安全や健康面だけでなく、健全な発達にも影響を与えることがあります。

利用にあたっては、厚生労働省作成「よい保育施設の選び方十か条」などを参考に、申込の前に施設を見学し、保育内容を確認したうえで施設を選択するようにしましょう。

よい保育施設の選び方 十か条 URL

https://www.mhlw.go.jp/www1/topics/hoiku/tp1212-1_18.html



< 川崎市保護者向け認可保育所等案内サイト >

地図上で、市内の認可保育所等の情報を探すことが可能です。

<https://enmikke.jp/parental/kawasaki/>



< 子ども・子育て支援情報公表システム「ここdeサーチ」について >

川崎市を含む全国の認可保育所や認定こども園、子ども・子育て支援新制度に移行している幼稚園などの情報を、国（こども家庭庁）が構築した子ども・子育て支援情報公表システム「ここdeサーチ」にて、お住まいの地域や最寄り駅などから検索することができます。また、施設の詳細が地図情報とあわせて閲覧できます。

子ども・子育て支援情報公表システム「ここdeサーチ」

<https://www.wam.go.jp/kokodesearch/ANNO10100E00.do>

※PC・スマートフォン共に対応しています。



4 地域型保育事業（小規模保育・家庭的保育・事業所内保育・居宅訪問型保育）（5ページ参照）

（1）受入年齢

原則として、0歳～2歳児を対象としています。卒園後の3歳児からは連携施設などへの優先利用調整を行います。優先利用調整の実施については、卒園年度の8月頃に該当する保護者の方に直接お知らせいたします。

（2）連携施設について

地域型保育事業では、連携施設（認可保育所等）を設定し、保育内容の支援や、3歳児以降の卒園後の受入れなどを調整することとしています。

なお、卒園後の受入れについては、連携施設のみでは卒園後の受入枠を確保することが困難なため、近隣の認可保育所等を協力施設として、優先利用調整を行います。

また、家庭的保育事業では、家庭的保育者の病気等による休園の際に連携施設において代替保育も実施します。各事業類型別の連携施設における連携内容は次のとおりです。

事業類型		保育内容の支援	代替保育	卒園後の受入
小規模 保育事業	A型	すべての事業類型で実施 （集団保育の提供、合同健診、 保育に関する相談・援助など）	家庭的保育者の病気等 による休園の際に連携 施設において実施	連携施設及び協力施設に て優先利用調整実施
	B型			
	C型			
事業所内保育事業				
家庭的保育事業				
居宅訪問型保育事業		障害、疾病等の状態に応じた 適切な専門的支援の提供		

※事業所内保育事業の連携施設などへの優先利用調整は、地域枠の利用児童のみとなっています。

※各施設類型の概要については、5ページをご確認ください。

＜連携施設が認定こども園の場合＞

卒園後に連携先の認定こども園に入園する場合、認定区分に関わらず、入園時や毎月の保育料徴収時に、制服代や施設整備等に充てるための上乗せ徴収が行われる場合があります。

利用を希望する場合は、必ず事前に確認を行ってください。

（3）優先利用調整について

卒園後の受入れを行う連携施設が設定されていない、市内の地域型保育事業実施施設については、卒園後も引き続き保育を必要とする場合、受入可能な近隣の認可保育所（協力施設）を中心に卒園児受入枠を設け、優先利用調整を行っています。ただし、横浜市を除く市外在住者及び2歳児クラスに7月以降に入所した方は、優先利用調整の対象とはなりません。なお、協力施設及び卒園児受入枠は、年度ごとの入所状況等により異なります。

＜優先利用調整を希望しない場合＞

家庭の状況等により、優先利用調整を希望しない場合は、利用調整基準別表2（20ページ）の「連携施設が設定されていない地域型保育事業の卒園児」（指数7点）を適用し、利用調整にあたっての優先度を高めることとします（2歳児クラスに7月以降入所した場合を除く。）。

ただし、卒園後の受入れを行う連携施設が設定されている地域型保育事業を卒園後、連携施設とは別の保育所等への入所を希望される場合には、利用調整にあたり、利用調整基準別表2「地域型保育事業卒園児で、連携施設を希望しない場合」（指数2点）の適用となります。

＜連携施設・協力施設について＞

連携施設及び協力施設の設定については、保育所等の整備状況等により変更となる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

＜優先利用調整対象児童の保護者の育児休業の取扱いについて＞

優先利用調整の希望によらず、4月入所時に限り育児休業中（きょうだいのうち優先利用調整対象児童でない子に係るもの）であっても継続入所が可能です。ただし、対象児童以外の他のきょうだいの保育所等入所を伴う場合は、育児休業からの復職が必要となります。

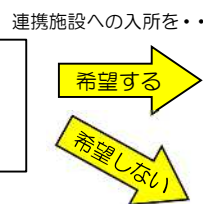
＜優先利用調整のイメージ＞ ※2歳児クラスに7月以降入所した方は原則、優先利用調整の対象とはなりません。

① 家庭的保育事業及び連携施設に受入枠が確保されている地域型保育事業

→卒園児は連携施設で受入れが可能です

連携施設に受入枠が確保されている小規模保育事業・事業所内保育事業は、42～45ページの表中「卒園後の受入れ」に「有」と表示しています。

家庭的保育事業
地域型保育事業
(受入枠あり)



認可保育所
認定こども園
(連携施設)

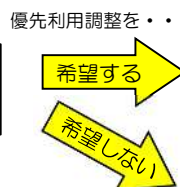
通常の利用調整
(指数2加点)

② 連携施設に受入枠が(十分に)確保されていない地域型保育事業

→卒園児は連携施設及び周辺の協力施設
で受入れを行います

※一部の地域型保育事業では、複数施設合同で優先利用調整を行う場合があります。

地域型保育事業
(受入枠なし)



認可保育所
認定こども園
(連携施設・協力施設)

通常の利用調整
(指数7)

(4) 小規模保育事業A型・B型

小規模保育事業A型・B型の主な運営基準は認可保育所に準じています。

ア 開所日及び開所時間

月曜日から土曜日(日曜、祝日、年末年始は休みです。)

7:00～18:00(又は7:30～18:30)

イ 延長保育・コアタイム・障害児保育など

いずれも認可保育所と同じ基準です。コアタイムの詳細は26ページ、延長保育の詳細は26～27ページ、障害児保育については28ページをご覧ください。

「卒園後の受入れ」が「有」となっている事業所は、卒園後の受入れを行う連携施設が設定されています。それ以外の施設は、卒園後の受入れを行う協力施設を設定する予定です。

令和8年9月1日現在

区	施設名	事業 類型	所在地	電話番号	定員	受入年齢	開所時間(延長保育時間)	連携施設	卒園後の 受入れ
川 崎 区	川崎みどり保育園	A型	榎町7-1-101	589-8877	12	5か月～	7:00～18:00(～20:00)	のぞみ保育園	
	川崎国際保育園	A型	境町10-8	200-7478	12	1歳児～	7:00～18:00(～20:00)	西大島ルーテル保育園	
	なかじま保育園	A型	中島1-4-2	223-6721	19	5か月～	7:00～18:00(～20:00)	藤崎保育園	
	はぐみ保育園	B型	日進町29	589-7345	19	5か月～	7:00～18:00(～20:00)	ゆめいく日進町保育園	
	ミルキーホーム川崎園(※)	A型	東田町2-10 1階	233-8128	12	6か月～	7:30～18:30(7:00～、～20:00)	アスク川崎東口保育園	
	さくらこ保育園	B型	宮前町9-5	272-9211	12	5か月～	7:00～18:00(～20:00)	桜本保育園	
	スクルドエンジェル保育園川崎園	A型	渡田1-1-2	201-7550	19	5か月～	7:30～18:30(7:00～、～20:00)	境町パインアップル保育園	
	サンライズ渡田保育室	B型	渡田2-4-11	322-5545	12	6か月～	7:30～18:30(～19:00)	わたりだ保育園	
	野の花保育園	A型	田町2-10-6	266-1900	18	43日目～	7:00～18:00(～20:00)	つめくさ保育園	有
幸 区	キッズガーデン 川崎幸町小規模園	A型	幸町2-681-23	272-3537	18	5か月～	7:30～18:30(7:00～、～20:00)	キッズガーデン川崎幸町	
	ぶれあ保育園・川崎南幸町(※)	A型	南幸町2-68-1	276-8241	12	1歳児～	7:30～18:30(7:00～、～20:00)	保育園リエッタ	
	こあらっこはうすクレシュ・ラ・ガール	B型	南幸町3-115	533-2876	12	6か月～	7:30～18:30(7:00～、～20:00)	こあらっこはうす ル・シエルブルー	
	ピュアリー鹿島田保育園	A型	古川町140-4	276-8814	12	1歳児～	7:30～18:30(7:00～、～20:00)	小向さくら保育園	
	保育Roomことり	A型	塚越2-161 1階	541-6668	15	5か月～	7:00～18:00(～20:00)	らいらっく幸保育園	
	保育所ひまわり2	B型	小倉1-4-14 1階	589-0076	19	5か月～	7:00～18:00(～20:00)	ミアヘルサ保育園ひびき夢見ヶ崎	
	エンジェルナーサリー鹿島田園	A型	鹿島田2-20-53 1階	572-6609	19	5か月～	7:30～18:30(7:00～、～20:00)	新川崎・学びの保育園	
	保育所アネックス	B型	南加瀬3-4-3-101	589-3300	19	6か月～	7:00～18:00(～20:00)	夢見ヶ崎保育園	
	優祥会かしまだえきまえ保育園	A型	鹿島田1-10-4 2階	742-9470	19	5か月～	7:30～18:30(7:00～、～20:00)	どりーむ東小倉保育園	

※ミルキーホーム川崎園は、令和9年4月に定員を19名に変更する予定です。

※ぶれあ保育園・川崎南幸町は、令和9年4月に受入年齢を5か月～に変更する予定です。

区	施設名	事業 類型	所在地	電話番号	定員	受入年齢	開所時間(延長保育時間)	連携施設	卒園後の 受入枠
中原区	サンライズ新丸子保育室(※)	B型	上丸子天神町301	744-2145	8	2歳児～	7:30～18:30(～19:00)	中原保育園	
	ミントリーフ武蔵小杉園	A型	新丸子東3-953 1階	740-9890	19	6か月～	7:30～18:30(7:00～、～20:00)	アスク武蔵小杉保育園	
	京進のほいくえん HOPPA下沼部園	A型	下沼部1945-1	948-6505	12	5か月～	7:30～18:30(7:00～、～20:00)	京進のほいくえんHOPPA パークシティ武蔵小杉	
	なないろkids武蔵新城	A型	新城3-10-1 1階	920-9116	16	5か月～	7:00～18:00(～20:00)	エクセレント武蔵新城保育園	
	サンライズ武蔵新城保育室(※)	A型	新城3-17-2 2階	798-5518	8	2歳児～	7:30～18:30(～19:00)	そらいろ今井西保育園	
	いちご保育園	A型	新城5-3-10	777-5515	19	5か月～	7:30～18:30(7:00～、～20:00)	りんご保育園	有
	保育ルーム すまいるガーデン祇園町	A型	木月祇園町6-38	948-4712	17	5か月～	7:00～18:00(～20:00)	明日葉保育園元住吉園	
	保育ルームFelice武蔵中原園	A型	上小田中7-4-6 1階	733-7120	19	5か月～	7:30～18:30(7:00～、～20:00)	神地保育園	
	キディ元住吉・川崎	A型	井田中ノ町2-1	797-0900	18	5か月～	7:00～18:00(～20:00)	長寿保育園	
高津区	あいみー梶ヶ谷保育園	A型	梶ヶ谷3-1-6	865-6211	19	5か月～	7:00～18:00(～20:00)	アスクかじがや保育園	
	スクルドエンジェル保育園 梶ヶ谷園	A型	梶ヶ谷4-1-1 102	948-5845	19	6か月～	7:30～18:30(7:00～、～20:00)	ニチキッズ梶ヶ谷保育園	
	サンライズ上作延保育室	B型	上作延2-1-26	856-6366	12	6か月～	7:30～18:30(～19:00)	津田山保育園	
	マジオたんぽぽ保育園 溝のロルーム	A型	坂戸1-6-38	822-2212	12	5か月～	7:00～18:00(～20:00)	YMCAたかつ保育園	
	みつばち保育園～Sky～	A型	久本3-2-1 1F	455-5444	19	6か月～	7:00～18:00(～20:00)	(本園)みつばち保育園～Sunshine～	有
	ベビーチャイルドランド梶ヶ谷園(※)	B型	向ヶ丘130	865-1843	8	2歳児～	7:00～18:00(～20:00)	すきっぷ保育園	
	ファミリア・キッズ保育園	A型	諏訪1-13-2	543-9900	19	6か月～	7:00～18:00(～20:00)	ファミリア・キッズニ子新地駅前園	有
	be'be'保育室	A型	二子5-14-3 1A	567-9397	19	5か月～	7:00～18:00(～20:00)	スターチャイルド《高津ナールサリー》	
	ビタミンキッズ	B型	溝口4-6-24	844-5444	12	5か月～	7:30～18:30(7:00～、～20:00)	スターチャイルド《高津溝口ナールサリー》	
	和ごころ下作延保育園	A型	下作延4-7-33	863-8688	14	5か月～	7:30～18:30(7:00～、～20:00)	津田山保育園	
	保育所くれよん	B型	子母口542	797-0191	19	5か月～	7:00～18:00(～20:00)	川崎子母口雲母保育園	
	ピッコリ・アンジェリ	B型	末長1-40-1-105	877-8348	17	10か月～	7:30～18:30(7:00～、～20:00)	津田山幼稚園	有
宮前区	ハッピーキッズ・ブチ園	A型	鷺沼3-1-12-201	853-3461	15	6か月～	7:30～18:30(7:00～、～20:00)	ハッピーキッズ・ちびっこ園	有
	たけの子保育園	A型	土橋6-6-10	888-0174	19	1歳児～	7:30～18:30(7:00～、～20:00)	向丘はなみずき保育園	
	保育園SCOPS公園前	B型	宮崎2-7-21 103	948-5877	19	6か月～	7:00～18:00(～20:00)	保育園SCOPS宮崎台	
	京進のほいくえんHOPPA宮崎台園	A型	宮崎2-11-1	863-7812	19	5か月～	7:30～18:30(7:00～、～20:00)	アスク宮崎台保育園	
	メロディ宮崎台園(※)	A型	宮崎2-11-14	750-8077	16	5か月～	7:00～18:00(～20:00)	明日葉保育園宮崎台園	
	サンライズ宮前平保育室	B型	宮前平3-4-24	853-6511	19	6か月～	7:30～18:30(～19:00)	せみなーれ幼保園	有
	いぬくらこのはら保育園	A型	犬蔵3-11-4	982-3600	19	5か月～	7:00～18:00(～20:00)	たつのこのはら保育園	有
	宿河原すみれの花保育園	A型	宿河原3-3-9	455-7235	18	6か月～	7:00～18:00(～20:00)	すみれいる保育園	有
多摩区	星の子くるみ保育園	A型	菅稲田堤1-16-15	944-8817	16	1歳児～	7:00～18:00(～20:00)	星の子愛児園 厚生館愛児園 至誠館なしのはな保育園 のらぼう愛児園 菅の子愛児園	有
	モンテッソーリ子どもの家 はるるん保育園	B型	菅北浦1-3-8 1階	945-8688	17	5か月～	7:00～18:00(～20:00)	菅保育園	
	くじこのはら保育園	B型	堰2-7-4 1階	822-5476	19	5か月～	7:00～18:00(～20:00)	龍厳寺保育園 くじ保育園	有
	サンライズ向ヶ丘遊園保育室	A型	登戸1531	934-4088	19	6か月～	7:30～18:30(～19:00)	稲田保育園	
	生田うりぼう愛児園	A型	生田7-16-3	933-0888	19	5か月～	7:00～18:00(～20:00)	第二厚生館愛児園	有
	天才キッズクラブ楽遊館 上麻生園	A型	上麻生1-10-6-101	819-6711	19	5か月～	7:00～18:00(～20:00)	天才キッズクラブ楽学館新百合ヶ丘駅園 天才キッズクラブ楽学館百合ヶ丘園	有
	山口台あおば保育園	A型	上麻生4-49-4	281-0531	19	1歳児～	7:30～18:30(～19:30)	川崎青葉幼稚園	有
	柿生かきっこ保育園(※)	A型	上麻生5-23-14	322-8882	19	4か月～	7:00～18:00(～20:00)	柿生保育園	有
麻生区	きっずぶらす	B型	五力田3-25-1	299-9500	19	6か月～	7:00～18:00(～20:00)	社会福祉法人横浜悠久会白鳥保育園	
	マジオたんぽぽ保育園 百合ヶ丘ルーム	A型	高石3-9-1	455-6663	19	5か月～	7:00～18:00(～20:00)	高石保育園	

※サンライズ新丸子保育室は、令和9年3月をもって閉園する予定です。

※サンライズ武蔵新城保育室は、令和9年3月をもって閉園する予定です。

※ベビーチャイルドランド梶ヶ谷園は、令和9年3月をもって閉園する予定です。

※メロディ宮崎台園は、令和9年4月に定員を19名に変更する予定です。

※柿生かきっこ保育園の連携施設の柿生保育園については、延長保育時間は19:00までとなります。

(5) 小規模保育事業C型

開所日は月曜日から金曜日まで（土曜、日曜、祝日、年末年始は休み）、開所時間は原則、8：30～17：00となります。この範囲を超えて、保育を必要とする場合は、各事業者とご相談ください。別途、延長保育料がかかります。卒園後の受入れを行う協力施設を設定する予定です。（42ページ上部参照）

令和8年9月1日現在

施設名	所在地	電話番号	定員	受入年齢	給食提供	連携施設	卒園後の受入枠
そだち保育室	川崎区小田5丁目	567-9855	10	43日目～	有	小田さくら保育園	
幸ふらむ保育園	幸区神明町1丁目	080-7243-3542	10	43日目～	有	河原町保育園	
あぶりこつと保育園エミタス246(※)	高津区溝口3-21-11	281-4600	10	43日目～	有	あぶりこつと保育園エミタス久本	
たんぽぽ保育室(※)	宮前区鷺沼1-3-15-208	750-9561	6	2歳児～	有	ぶどうの実鷺沼園	
いしたに保育園	宮前区東有馬3-13-34	866-8776	10	43日目～	有	有馬川はなみずき保育園	
ひまわりの家保育室	宮前区有馬1丁目	855-5804	6	43日目～	有	中有馬保育園	
保育室みによん	麻生区東百合丘3-12-3	455-4910	8	43日目～	有	南いくた保育園	

※あぶりこつと保育園エミタス246は、令和9年4月に小規模保育事業B型へ移行し、定員を12名、開所時間(延長保育時間)を 7:00～18:00(～20:00)に変更する予定です。

※たんぽぽ保育室は、令和9年3月をもって閉園する予定です。

(6) 家庭的保育事業

開所日は月曜日から金曜日まで（土曜、日曜、祝日、年末年始は休み）、開所時間は原則、8：30～17：00となります。この範囲を超えて、保育を必要とする場合は、各事業者とご相談ください。別途、延長保育料がかかります。卒園後の受入れを行う連携施設が設定されています。（42ページ上部参照）

令和8年9月1日現在

区	施設名	所在地	電話番号	定員	受入年齢	給食提供	連携施設
川崎区	おぼかた保育室	田町1丁目(大師橋駅から徒歩3分)	276-2169	5	43日目～	有	大師保育園、だいの里保育園
	ひより保育室	田町1丁目(大師橋駅から徒歩1分)	201-6664	5	3か月～	有	東門前保育園、大師駅前ひよこ保育園
	ながた保育室	小田5丁目(東小田保育園から徒歩5分)	333-8642	5	43日目～	有	東小田保育園、小田さくら保育園
	さらら保育室	浜町1-9-14 アカツキビル1階	201-1469	5	5か月～	有	桜本保育園
幸区	保育室さくらんぼ(※)	下作間(ふくじゅ保育園から徒歩2分)	742-6554	5	5か月～	有	キディ古市場保育園、ふくじゅ保育園
	保育室あゆみ	神明町1丁目(河原町保育園から徒歩2分)	511-1826	5	5か月～	有	河原町保育園、みなみがわら保育園
中原区	おひさま保育室	井田中ノ町(井田小学校から徒歩1分)	777-7918	3	43日目～	有	すみよしのはら保育園
高津区	杉山保育室(※)	千年(たちばな中央保育園から徒歩5分)	767-0522	3	2歳児～	有	たちばな中央保育園
	花の美保育室	新作5-16-1 MEBUKI 2階	877-3401	5	5か月～	有	ちとせ山ゆり保育園、末長こぐま保育園
	菜の花保育室	下作延7-5-5	080-3350-7087	5	5か月～	有	津田山保育園、緑の杜保育園
宮前区	白石保育室	東有馬1丁目(寺台バス停から徒歩4分)	767-0606	5	43日目～	有	保育園アリス馬絹、アスク宮前平保育園
多摩区	さくら保育室	中野島2丁目	932-1783	5	5か月～	有	土淵保育園、中野島フレンズ保育園
	ぼのぼの保育室	東生田1-6-20 リッツプラザ102	573-1809	5	5か月～	有	西しゅくまろ保育園、きらきらスマイル保育園
麻生区	あのねほいくしつ	早野393-1	573-2968	5	43日目～	有	はじめの一步保育園、上麻生保育園
	野村保育室	片平5丁目(片平小学校から徒歩3分)	980-4535	5	5か月～	有	柿生保育園、はるひ野保育園
	小さき花保育室	百合丘3-24	573-6621	5	5か月～	有	高石保育園、保育園キディ百合丘

※保育室さくらんぼは、令和9年4月に連携施設をふくじゅ保育園とにじいろ保育園鹿島田駅前に変更する予定です。

※杉山保育室は、令和9年3月をもって閉園する予定です。

(7) 事業所内保育事業

企業や医療機関などの従業員を対象とした保育施設において、定員の一部を地域枠として開放し、お子さんを受入れます。定員が19人までの施設は小規模保育事業A型又はB型、定員が20人以上の施設は認可保育所の運営基準が適用されます。

ア 開所日及び開所時間

原則、月曜日から土曜日（日曜、祝日、年末年始は休みです。）
7：00～18：00（又は7：30～18：30）
※当該事業の勤務形態の関係で異なる場合がありますので、詳細は各施設にお問い合わせください。

イ 延長保育・コアタイム・障害児保育など

いずれも認可保育所と同じ基準です。詳細は26～28ページをご覧ください。

ウ 保育料

施設類型により、保育料金額表（49ページ）における適用区分が異なります。

- さいわい保育園、それいゆ保育園 → 事業所内保育（保育所型）
- 川崎らしくる保育園、ヤクルト鹿島田保育園、ヤクルト高津保育園、ヤクルト百合ヶ丘保育ルーム → 事業所内保育（小規模型）

「卒園後の受入枠」が「有」となっている事業所は、卒園後の受入れを行う連携施設が設定されています。それ以外の事業所は、卒園後の受入れを行う協力施設を設定する予定です。（42ページ上部参照）

※卒園後の優先利用調整の対象は、地域枠の利用児童のみとなっています。

当該事業所の川崎市内在住の従業者のお子さんで、従業員枠で入所されている場合は、卒園後の利用調整において、利用調整基準別表2（20ページ）の「連携施設が設定されていない地域型保育事業の卒園児」（指数7）の項目を適用します。

令和8年9月1日現在

施設名	所在地	電話番号	定員(地域枠)	受入年齢	開所日・時間 (延長保育時間)	連携施設	卒園後の 受入枠
川崎らしくる保育園(※)	川崎区日進町5-1	589-6360	19(14)	5か月～	月～土 7:30～18:30 (18:30～19:00)	幸いづみ保育園	
さいわい保育園	幸区都町36-11	533-1539	30(7)	6か月～	月～土 7:30～18:30 (18:30～20:00)	女衾神社こども園	有
ヤクルト鹿島田保育園(※)	幸区下平間131	533-4766	19(10)	1歳児～	月～金 7:30～18:30 (18:30～19:00)	ミアヘルサ保育園ひびき鹿島田	
ヤクルト高津保育園	高津区二子5-3-10	844-0822	12(6)	12か月～	月～金 7:30～18:30 (18:30～19:00)	二子保育園	
それいゆ保育園	麻生区細山1203	959-3003	25(16)	5か月～	月～土 7:30～18:30 (18:30～19:00)	高石保育園	
神奈川東部ヤクルト販売 (株)百合ヶ丘保育ルーム	麻生区高石3-13-5 101・102	080-4777-6871	12(8)	6か月～	月～土 7:30～18:30 (18:30～20:00)	高石保育園	

※川崎らしくる保育園は、令和9年4月に地域枠を16名に変更する予定です。

※ヤクルト鹿島田保育園は、令和8年10月に定員を12名に変更する予定です。

(8) 居宅訪問型保育事業

川崎市における居宅訪問型保育事業は、医療的ケア等の疾病、障害により、集団保育が困難なお子さんを対象に、そのご自宅に訪問し1対1の保育を行う事業です。

利用にあたっては、必ず事前に、お住まいの区の区役所又は「医療的ケアに関するお問い合わせ先」（28ページ）までご相談ください。

施設名	受入年齢	受入可能日・時間
障害児訪問保育アニー	おおむね 満1歳～	≪保育士派遣型≫ 月曜～金曜 1日最大8時間まで ≪看護師派遣型≫ 月曜～金曜 週3～4日で週最大12時間まで

Ⅳ 保育料について

1 幼児教育・保育の無償化

国による幼児教育・保育の無償化により、保育所等を利用する3歳児から5歳児までのお子さんと、住民税非課税世帯の0歳児から2歳児までのお子さんの**保育料は無料**となります。

3～5歳児の副食費は主食費に加え、各施設で実費徴収します。詳しくは、各施設にご確認ください。副食費の金額（月額）は、川崎市では、4,500円を目安としています。

また、延長保育料や主食代等の各施設が実費徴収する諸費用については無償化の対象外です。

年齢区分	保育料	副食費
0歳児～2歳児	世帯の市民税に応じて算定（※1）	徴収なし（保育料に含まれる）
3歳児～5歳児	無料	徴収あり（※2）

※1 非課税世帯及び第3子以降の保育料は無料です。

※2 保育認定を受けた子どもの副食費は、非課税世帯、市民税所得割相当額57,700円未満（ひとり親等は77,100円以下）世帯、第3子以降（第1子・第2子ともに保育所等を利用する児童）は徴収を免除します。なお、副食費の免除対象者には市からお知らせします。

2 保育料の算定

0～2歳児の保育料は世帯の状況や市民税所得割の合計額に応じて決定される保育料階層、入所施設等に基づき算定されます。49ページの保育料金額表を参考にしてください。

また、令和9年度の算定根拠となる市民税の対象年度については、下表をご覧ください。

4月～8月	9月～翌3月
令和8年度の市民税所得割相当額の合計額 （令和7年1月～12月の所得）	令和9年度の市民税所得割相当額の合計額 （令和8年1月～12月の所得）

（1）算定の基礎（市民税所得割相当額）について

保育料の算定では、市民税額のうち、市民税所得割額を基礎としますが、配当控除、住宅借入金等特別額控除（住宅ローン控除）、市町村等に対する寄附金税額控除（ふるさと納税など）等の控除の適用はありません。

また、平成30年度から、道府県から政令指定都市への税源移譲により、政令指定都市の住民税は税率が6%から8%に変更されましたが、保育料の算定にあたっては、従前の税率6%相当に換算の上、計算します。

これらを踏まえて計算した額を『市民税所得割相当額』としており、世帯（父母）の市民税所得割相当額の合計、入所施設の種別、きょうだい減免等により保育料を決定します。

なお、父母の収入が生活保護水準以下となる世帯については、同居している祖父母等の市民税所得割相当額を算定に含む場合があります。

＜海外収入がある場合の保育料の算定について＞

海外収入がある場合は、国内外の収入を合算した金額から市民税所得割相当額を推計して保育料を決定します。

＜市民税所得割相当額の計算式＞（参考）

$$\{ (\text{税額控除前市民税所得割額}) - (\text{調整控除額}) \} \times (6/8) = (\text{市民税所得割相当額})$$

※100円未満切り捨て

＜保育料の算定に関する注意事項＞

- ・保育所等は原則、月の初日を入所日としており、保育料の算定は月単位となります。
- ・病気や里帰り出産、その他ご家庭の事情などにより登園できない場合であっても、月のうち1日でも在籍していれば保育料（月額）がかかります。
- ・単身赴任等で川崎市に保護者の住民登録が無い場合であっても、保育料算定の対象となります。
- ・市民税が未申告の方は、保育料が最高階層となる場合がありますので、収入がない方であっても、市民税の申告は必要です。
- ・保育所等によっては、主食代等のその他諸費用（実費徴収）がかかる場合がありますので、事前に各保育所等の重要事項説明でご確認ください。
- ・転居等により月途中で利用終了（退園）する場合は、保育料は日割り計算となることがあります。

(2) きょうだい減免について

川崎市では、保育所等の保育料のきょうだい減免について、きょうだいの年齢、利用施設・事業に関わらず、最年長の子どもから順に2人目は半額、3人目以降は無料としています（幼児教育・保育の無償化により保育料が無料となっているお子さんについても、人数の計算に含めます）。なお、保護者とお子さんが住民票上別世帯となっている場合や、19歳以上のお子さんがある場合などについては、減免を受けるために、申立書等の提出が必要となる場合があります。

世帯の状況	減免内容
市民税非課税世帯 (ひとり親等は市民税所得割相当額が77,100円以下の世帯)	全児童 無料
上記以外の世帯	第2子 半額 第3子以降 無料

※延長保育料や主食代等の各施設が実費徴収する諸費用はきょうだい減免の対象とはなりません。

(3) ひとり親世帯等への経済的負担の軽減について

ひとり親世帯等（※）への対応

市民税所得割相当額が77,100円以下の場合、保育料が無料となります。

※ひとり親世帯等とは、保護者又は保護者と同一の世帯に属するものが以下に該当する世帯をいいます。

- ・母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養している者
- ・身体障害者福祉法第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者（在宅の者に限る）
- ・療育手帳制度実施要綱の規定により療育手帳の交付を受けた者（在宅の者に限る）
- ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者（在宅の者に限る）
- ・特別児童扶養手当等の支給に関する法律に定める特別児童扶養手当の支給対象児童（在宅の者に限る）
- ・国民年金法に定める国民年金の障害基礎年金の受給者その他適当な者（在宅の者に限る）

3 保育料の納入

保育所等の保育料は、利用施設・事業により納入方法及び納入先が異なります。

利用施設・事業	保育料の納入方法	納入先
公立保育所、認可保育所	口座振替又は納入通知書払い	川崎市（※）
認定こども園	施設が定める方法	施設
地域型保育事業 (小規模保育、家庭的保育、事業所内保育、居宅訪問型保育)		

※お住まいの市町村と施設の所在する市町村が異なる場合、保育料の納入先は、公立保育所であれば施設の所在する市町村に、認可保育所であればお住まいの市町村になります。

公立保育所、認可保育所の保育料は利用月の当月末日が納期限（口座振替日）となります（末日が金融機関の営業日でない場合は翌営業日）。なお、納期限までに納入がない場合には、延滞金が発生することがあります。

(1) 口座振替払い

原則として、口座振替による納付をお願いしています。各区役所又は川崎市内各公立保育所・認可保育所で『口座振替納付（自動払込）依頼書』を配布していますので、ご希望の金融機関にご提出ください（手続きはお子さんごとに必要となりますのでご注意ください）。また、Web上でも手続き可能です（詳細は川崎市ホームページで「Web 口座振替受付サービス」と検索）。口座振替の手続きについては申し込み後、2か月程度かかります。また、4月から5月にかけては件数が非常に多く、口座登録完了まで通常よりも時間を要します。

口座振替の手続き完了後、口座振替が開始する旨を通知いたします。それまでの間は、納入通知書払いとなりますので、ご了承ください。

(2) 納入通知書払い

口座振替による納付が困難な場合及び口座振替開始までの間については、毎月下旬頃、ご自宅あてに納入通知書（コンビニでも支払い可能）を郵送いたします。（代表保護者（納入義務のある方）の名義あてに送ります。）

なお、モバイルレジ（※）及びモバイルレジクレジットによるお支払いもご利用いただけます。

詳しくは市ホームページ「利用者負担額（保育料）のキャッシュレス決済による納付について」をご確認ください。

<https://www.city.kawasaki.jp/450/page/0000114753.html>

※モバイルレジ…納付書のバーコードをスマートフォンで読み取り、自宅や外出先から簡単にお支払いができるサービス



<保育料が未納の場合の対応について>

保育料は、保育所を運営するための費用にあてられる大切なものです。

保育料を納入期限までにお納めいただけない場合には、法令の規定により、**給料・預貯金など財産の差押処分を実施します。**

なお、川崎市の保育料徴収においては、原則、生計の中心者（世帯内で最も収入の高い保護者）を納入義務者とみなし、納付に関する通知や滞納処分等も納入義務者あてに行っています。

4 保育料の変更・減免

(1) 保育料の変更

結婚や離婚などにより世帯の所得に変更があった場合や市民税の修正申告を行った場合などは、保育料が変更となることがありますので、各区役所にお問い合わせください。ただし、修正申告等により、税額の変更が生じた場合であっても、変更される保育料は現年度分に限りますので、ご注意ください。

(2) 保育料の減免

本人の責に帰さない倒産等による失業・疾病・罹災等の不測の事態により、著しい収入の減少や支出増加（ともに前年又は前々年※の3割以上）があり、保育料の納入が困難となった場合には、保育料が減免される場合がありますので、各区役所までお問い合わせください。

なお、保育料の変更・減免は、申請のあった月の翌月からの適用となります。

※「前年又は前々年」とは保育料の算定根拠となる年となります（1月から8月までは前々年、9月から12月は前年との比較となります。）。

5 川崎市保育料金額表（月額）

（単位：円）

階層 区分	定 義	公立保育所・認可保育所、認定こども園(3号) 小規模保育(A型)、事業所内保育(保育所型)、 居宅訪問型保育事業				小規模保育(B型) 事業所内保育(小規模型)				家庭的保育 小規模保育(C型)		(参考) 国が定める 上限額 保育標準時間	
		保育標準時間		保育短時間		保育標準時間		保育短時間					
		3歳未満児保育料											
		基 本 保育料	第 2 子	基 本 保育料	第 2 子	基 本 保育料	第 2 子	基 本 保育料	第 2 子	基 本 保育料	第 2 子		3歳未満
A	被保護者及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給者、小規模住居型児童養育事業を行う者又は里親である保護者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
B	市民税非課税世帯	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
C 1	市民税均等割のみ	5,300	2,650	5,200	2,600	3,600	1,800	3,500	1,750	2,800	1,400	19,500	
C 2	市民税所得割相当額(※) 5,000 円未満	6,300	3,150	6,100	3,050	4,100	2,050	4,000	2,000	3,400	1,700		
C 3	5,000 円以上 48,600 円未満	7,100	3,550	6,900	3,450	5,000	2,500	4,900	2,450	3,800	1,900		
C 4	48,600 円以上 50,400 円未満	9,200	4,600	9,000	4,500	6,500	3,250	6,400	3,200	4,900	2,450	30,000	
C 5	50,400 円以上 60,000 円未満	11,700	5,850	11,500	5,750	9,400	4,700	9,200	4,600	7,500	3,750		
C 6	60,000 円以上 70,800 円未満	14,700	7,350	14,400	7,200	11,800	5,900	11,600	5,800	9,400	4,700		
C 7	70,800 円以上 84,600 円未満	18,200	9,100	17,800	8,900	14,600	7,300	14,400	7,200	11,600	5,800		
C 8	84,600 円以上 97,000 円未満	22,000	11,000	21,600	10,800	17,600	8,800	17,300	8,650	14,100	7,050		
C 9	97,000 円以上 108,600 円未満	25,700	12,850	25,200	12,600	20,600	10,300	20,300	10,150	16,400	8,200	44,500	
C 10	108,600 円以上 123,000 円未満	29,500	14,750	28,900	14,450	23,600	11,800	23,200	11,600	18,900	9,450		
C 11	123,000 円以上 138,600 円未満	33,300	16,650	32,700	16,350	26,600	13,300	26,200	13,100	21,300	10,650		
C 12	138,600 円以上 154,200 円未満	37,200	18,600	36,500	18,250	29,800	14,900	29,300	14,650	23,800	11,900		
C 13	154,200 円以上 169,000 円未満	41,200	20,600	40,500	20,250	33,000	16,500	32,500	16,250	26,400	13,200		
C 14	169,000 円以上 183,900 円未満	45,200	22,600	44,400	22,200	36,200	18,100	35,600	17,800	28,900	14,450	61,000	
C 15	183,900 円以上 204,600 円未満	50,000	25,000	49,100	24,550	40,000	20,000	39,300	19,650	32,000	16,000		
C 16	204,600 円以上 234,600 円未満	54,500	27,250	53,500	26,750	43,600	21,800	42,900	21,450	34,800	17,400		
C 17	234,600 円以上 258,600 円未満	57,000	28,500	56,000	28,000	45,600	22,800	44,800	22,400	36,500	18,250		
C 18	258,600 円以上 276,600 円未満	59,000	29,500	58,000	29,000	47,200	23,600	46,400	23,200	37,800	18,900		
C 19	276,600 円以上 301,000 円未満	60,500	30,250	59,400	29,700	48,400	24,200	47,600	23,800	38,700	19,350	80,000	
C 20	301,000 円以上 321,700 円未満	65,500	32,750	64,300	32,150	52,400	26,200	51,500	25,750	41,900	20,950		
C 21	321,700 円以上 341,200 円未満	70,000	35,000	68,800	34,400	56,000	28,000	55,100	27,550	44,800	22,400		
C 22	341,200 円以上 366,700 円未満	73,000	36,500	71,700	35,850	58,400	29,200	57,400	28,700	46,700	23,350		
C 23	366,700 円以上 397,000 円未満	74,000	37,000	72,700	36,350	59,200	29,600	58,200	29,100	47,300	23,650		
C 24	397,000 円以上 475,300 円未満	81,500	40,750	80,100	40,050	65,200	32,600	64,100	32,050	52,100	26,050	104,000	
C 25	475,300 円以上	82,800	41,400	81,400	40,700	66,200	33,100	65,100	32,550	52,900	26,450		

注 1 市民税所得割相当額（※）
川崎市を含む政令指定都市において、住民税を課税されている方については、県費教職員の給与負担事務の移譲に伴う税源移譲により、平成30年度より市民税所得割の税率が6%から8%に変更となっています。該当される方は、市民税所得割を従前の税率6%相当に換算の上、保育料を算定します。なお、保育料の算定にあたっては、配当控除、住宅借入金等特別税額控除、市町村等に対する寄附金税額控除等の適用はありません。

＜市民税所得割相当額の計算式＞（参考）

{（税額控除前市民税所得割額）－（調整控除額）} ×（6／8）＝（市民税所得割相当額）※100 円未満切り捨て

- 注 2 3歳以上の保育料は無料です。
- 注 3 この表の市民税の額は、令和9年4月～8月分保育料については、世帯の令和8年度市民税額の年額、令和9年9月～令和10年8月分保育料については、世帯の令和9年度市民税額の年額となります。
- 注 4 きょうだいの年齢、利用施設・事業に関わらず、最年長の子どもから順に2人目は半額、3人目以降は無料としています（幼児教育・保育の無償化により保育料が無料となっているお子さんについても、人数の計算に含めます。）。
- 注 5 児童の年齢が年度途中で満3歳に達した場合でも、年度中は3歳未満児の額を適用します。
- 注 6 延長保育を利用する場合には、別途延長保育料が必要です（A・B階層を除く）。
- 注 7 市民税が未申告の方は、保育料が最高階層（C25）となる場合がありますので、収入がない方であっても市民税の申告は必要です。保育料算定にあたり、可能な限り早期に行うようお願いします。
- 注 8 海外収入がある場合は、国内外の収入を合算した金額から税額を推定計算します。

V 認可外保育施設について

<認可外保育施設における幼児教育・保育の無償化と給付（上限）額について>

公立保育所、認可保育所、認定こども園、幼稚園及び認可外保育施設等を利用するお子さんを対象に「幼児教育・保育の無償化」が適用されます。認可外保育施設における無償化対象額等は次のとおりです。

なお、利用するお子さんが施設等利用給付認定（8ページ）を受ける必要があります。

また、国が定めた認可外保育施設指導監督基準を満たした施設のみが無償化の対象となります。基準を満たす無償化対象施設については、市ホームページをご確認ください。



<https://www.city.kawasaki.jp/450/page/0000110340.html>

施設・事業の種類	対象者	保育の必要性	利用料の無償化対象(上限)額
認可外保育施設等 ・川崎認定保育園 ・年度限定型保育事業 ・地域保育園 ・一時保育 ・病児・病後児保育事業 ・ふれあい子育てサポート事業	0～2歳児 (非課税世帯のみ)	あり	月額 45,700 円まで (令和8年9月分までは 42,000 円)
	3～5歳児		月額 40,300 円まで (令和8年9月分までは 37,000 円)

※無償化の制度の詳細等については、市ホームページでご案内しています。また、川崎市幼保無償化事務センター専用ダイヤル（電話：044-246-2025 平日 10:00～19:00）で問合せを受け付けています。

※企業主導型保育事業は無償化対象ですが、自治体による施設等利用給付認定の対象外です。保育料については各施設にご確認ください。

1 川崎認定保育園

(1) 施設の概要

川崎認定保育園は、川崎市が定めた一定の要件に基づき市長が認定し、川崎市から運営費の助成を受けている保育施設です。利用条件、保育料、申込方法などは、各園にお問合せください。また、申込の際は、各園の重要事項説明等を必ずご確認ください。

延長保育や送迎サービス、一時保育（リフレッシュ保育）を実施している園があるほか、英語教室や体力づくりに力を入れている園があるなど、各園特色をもった保育を行っています。

利用にあたっては保育料補助制度も実施しています。補助の対象は川崎市内在住で保護者が月64時間以上就労し、保育料を滞納していないなど、一定の条件を満たすお子さんの保護者です。

また、多子軽減制度として、川崎認定保育園に通う児童が第2子以降の場合、月額保育料から16,000円が軽減されます。なお、保護者とお子さんが住民票上別世帯となっている場合や、19歳以上のお子さんがいる場合などについては、軽減されるために、申立書等の提出が必要となる場合があります。

(2) 保育料補助

川崎市内に在住する川崎認定保育園在園児童の保護者に対し、保育料の補助を実施しています。ご不明な点は川崎市幼保無償化事務センター専用ダイヤル（電話：044-246-2025 平日10:00～19:00）までお問合せください。また、この保育料補助は、幼児教育・保育の無償化(上記参照)と併せて適用されます。

《令和9年度保育料補助上限額（予定）》

補助基準税額	0～2歳児	3歳以上児
市民税所得割相当額 321,700円未満の世帯	月額20,000円	月額5,000円
市民税所得割相当額 321,700円以上の世帯	月額10,000円	

※補助対象の条件、期間などの詳細は、川崎市ホームページ（こども・子育て）をご覧ください。

※上記市民税所得割相当額（46ページ参照）は、令和9年度の世帯の合計額によります。

※平成30年度から指定都市において税率が変更となりましたが、本補助金においては、保育所等と同様に旧税率（46ページ参照）を基に補助基準を算定いたします。

<川崎市民が横浜保育室を利用した場合の保育料補助制度の適用について>

川崎市と横浜市は、相互に連携及び協力して待機児童対策の更なる促進を図るため「待機児童対策に関する連携協定」を締結しています。川崎認定保育園と横浜保育室の相互利用を促進するため、川崎市民が横浜保育室を利用した場合も保育料補助制度の対象となります。

※横浜保育室は横浜市が独自に定めた基準を満たし、運営費の助成を行っている認可外保育施設です。

横浜保育室については、横浜市こども青少年局のホームページをご確認ください。

(3) 実施施設

令和8年9月1日現在

区	施設名	所在地	電話番号	受入年齢	開園時間	延長保育時間
川崎区	ひなた園	砂子1-8-4 アサヒヤビル2階	201-1719	8か月～	7:30～18:30	
	保育所キラキラルーム川崎園	小川町12-11	211-4221	3か月～	7:30～19:00	～22:00
	Creative Kids International Preschool	京町1-18-24	223-8689	1歳児～	8:00～18:00	7:00～／～19:00
	★ チャイルドタイムハ丁駿エンゼルホーム	下並木11-5 川崎サイトシティク ラブハウス2階	221-0365	2か月～	7:00～18:00	～20:00
	KINCARN INTERNATIONAL SCHOOL (キンカーンインターナショナルスクール)	堤根37-1	233-3970	2歳児～	8:00～18:00	7:45～／～18:45
	ももんが保育園(※)	渡田山王町20-16	355-9455	4か月～	8:00～19:00	～20:00
	なかよし保育園	東門前1-1-9	288-5050	6か月～	7:00～18:00	～20:00
	うさぎ保育園	東門前3-3-7 グランシェリーイ ウ102	277-3549	5か月～	7:00～17:00	～20:00
	KAWASAKI INTERNATIONAL SCHOOL	追分町11-6	211-6545	2歳児～	9:00～14:00	7:00～／～18:00
	鋼管通乳児園	鋼管通2-2-6	322-2346	2か月～	7:30～18:30	
幸区	★ ちぐさ保育園(※)	下平間108-5-101	555-3903	2か月～	7:30～18:30	7:00～／～20:00
	プレシヤススターズ保育園	塚越3-427-5 1階	201-1184	5か月～	7:00～18:00	～20:00
	保育所tomorrow鹿島田園	古川町7-4 1階・2階	555-6180	6か月～	7:30～18:00	～19:00
	たいよう保育園	南幸町2-14-2	544-6742	2か月～	8:00～18:00	7:30～／～20:00
	神奈川県東部ヤクルト販売㈱幸保育ルーム	柳町9-1	0120-8960-39	1歳児～	7:30～18:30	～19:30
	保育所ひまわり	小倉1-14-9	589-0076	6か月～	7:00～18:00	～20:00
	保育所ひまわり3	新小倉2-3 1階	589-0076	6か月～	7:00～18:00	～20:00
	おひさま保育園	南加瀬3-1-3 1階	201-7008	2か月～	7:30～18:30	
中原区	ローラスインターナショナルスクールオブ サイエンス武蔵小杉校	小杉町2-228-1 パークシティ武蔵小杉 ザガーデンタワーズウエスト2F	455-4014	1歳半～	8:30～18:00	8:00～／～19:00
	こどもの森保育園	小杉町3-249-2 1階-C	733-9075	4か月～	8:00～17:00	7:30～／～19:00
	ウバウバハウスベビー	下小田中1-6-2 2階	798-7089	2か月～	7:00～18:00	～20:00
	ウバウバハウスジャンプ	下小田中1-32-1 2階	797-2340	3歳児～	7:00～18:00	～20:00
	みらいな下小田中保育園	下小田中2-8-13 ハイッ福本102	948-7500	6か月～	8:00～18:00	～19:00
	さわやか保育園	新城1-11-11	872-8828	6か月～	8:00～18:00	7:30～／～19:00
	!!ちーとも園	新城5-8-13 1・2階	750-9187	57日目～	8:00～18:00	7:30～／～20:00
	スマイリーキッズ武蔵小杉園	新丸子町729 ラフィネコート102号	744-4169	43日目～	8:00～18:00	7:00～／～19:00
	等々力保育園	等々力6-12	733-0714	満2歳～	7:30～18:30	～19:00
	ウバウバハウスキッズ	上小田中5-2-5 2階	752-6773	1歳児～	7:00～18:00	～20:00
	EGA0の保育みらいっこ(※)	木月1-33-3、木月3-37-5	434-1996	10か月～	7:30～18:00	～19:00

★の保育園は市に届出をしている一時保育(リフレッシュ保育)を実施している施設です。

※ももんが保育園は、令和9年4月に名称をALCももんが保育園に変更する予定です。

※ちぐさ保育園は、令和9年3月をもって閉園する予定です。

※EGA0の保育みらいっこは、令和9年4月に(本園)EGA0の保育みらいっこが及び(分園)EGA0の保育みらいっこきつとして、認可保育所へ移行する予定です。

区	施設名	所在地	電話番号	受入年齢	開園時間	延長保育時間
高津区	メロディ梶ヶ谷園	梶ヶ谷2-8-17	866-3991	43日目～	8:00～18:00	7:00～／～19:00
	神奈川県東部ヤクルト販売(株)梶ヶ谷保育ルーム	梶ヶ谷5-6-7	0120-8960-39	満1歳～	7:30～18:30	～19:30
	Three Stars International School(※)	北見方2-16-1 2階	850-2523	2歳児～	9:00～14:00	7:30～／～19:00
	溝の口駅前はっぴー保育園	溝口1-1-17	865-4477	産休明け～	8:00～17:00	7:00～／～20:00
	保育室びすけっと	溝口3-22-43-103	712-3006	4か月～	8:30～17:30	8:00～／～19:30
	乳幼児教室ハッピールーム	溝口6-2-5	812-7923	産休明け～	8:00～17:00	7:00～／～20:00
	ローラスインターナショナルスクールオブサイエンス武蔵新城校	末長4-24-18	322-0182	1歳半～	8:30～18:00	8:00～／～19:00
	Kids Salon(※)	東野川1-1-29	948-5151	3か月～	8:00～18:00	7:30～／～19:00
宮前区	★ 鷺沼なかよし保育園	鷺沼3-5-18	852-4154	産休明け～	7:00～18:00	～20:00
	キッズナーサリー宮前平園	宮崎6-9-6	854-9992	57日目～	7:30～18:30	～20:00
	保育所いつだってひまわり	犬蔵3-9-18 204	975-9346	6か月～	7:30～18:00	～19:00
	★ こどもの丘保育園	菅生2-17-16	948-5575	1歳児～	7:00～18:00	～20:00
	神奈川県東部ヤクルト販売(株)たいら保育ルーム	平2-2-24	0120-8960-39	1歳児～	7:30～18:30	～19:30
多摩区	チャイルドランド稲田堤園	菅1-6-25	944-6210	43日目～	8:00～18:00	7:00～／～19:00
	よつばKids稲田堤	菅2-13-1	944-3660	3か月～	8:30～18:00	7:30～／～18:30
	Montessori カーサ・デ・バンビーニはるるん園(※)	菅北浦1-3-8 1階	712-0017	3歳児～	8:00～19:00	7:30～
	★ ちびっこハウス登戸園	登戸新町403-3	900-7711	3か月～	7:00～18:00	～20:00
	こすもす保育園	東三田3-10-1 1階	934-0180	6か月～	7:00～18:00	～20:00
	保育園シュエット生田	生田7-8-9 2階	933-4335	6か月～	7:30～18:00	～19:00
麻生区	★ エデュケアルームベリーキッズ柿生(※)	片平2-25-1 サンパレス日向2F	299-8336	10か月～	7:30～18:30	7:00～／～20:00
	ルンビニーにこここ園	千代ヶ丘1-10-6	953-7123	4か月～	8:30～18:00	7:30～／～19:30
	★ kid's room みらいっ子 細山 room	細山2-10-7	955-0552	11か月～	7:30～18:30	7:00～／～20:00
	★ エデュケアルームベリーキッズ(※)	はるひ野4-4-6 1階	986-0474	満1歳～	7:30～18:30	7:00～／～20:00

★の保育園は市に届出をしている一時保育（リフレッシュ保育）を実施している施設です。

※Three Stars International Schoolは、令和9年8月をもって閉園する予定です。

※Kids Salonは、令和9年3月をもって閉園する予定です。

※Montessori カーサ・デ・バンビーニはるるん園は、令和9年3月をもって閉園する予定です。

※エデュケアルームベリーキッズ柿生は、令和9年4月に認可保育所へ移行する予定です。

※エデュケアルームベリーキッズは、令和9年8月をもって閉園する予定です。

2 企業主導型保育事業

企業が従業員の働き方に応じた多様で柔軟な保育サービスを提供するために、国からの助成を受けて運営する認可外保育施設であり、事業所内保育事業と同様の運営基準が適用されます。

企業が従業員の子どもを預かることを目的に設置した施設ですが、地域枠を設けて、地域住民で保育を必要とする児童の受入れを実施している施設もあります。利用をお考えの方は、勤務先又は施設に直接お問合せください。

また、幼児教育・保育の無償化の実施については、各施設にお問合せください。

令和8年9月1日現在

区	施設名	所在地	電話番号	定員	うち 地域枠
川崎区	アロハおおしま保育園	大島5-13-3 コーポアラク1階	276-9811	19	9
	JEC保育園	貝塚2-4-17 1階	280-7361	12	6
	アロハバレール保育園(★)	東田町8 バレール川崎ビルディングブルー館4階	223-6930	19	9
	川崎大師わんぱく保育園	大師駅前1-6-1	874-6090	19	9
	ミントリーフ川崎小田園	小田4-36-14 リヴェール小田2階	201-8722	40	20
	優祥会 愛育保育園	小田栄2-4-1	333-8844	19	9
	田島町ヤクルト保育園	田島町10-13	280-6360	30	15
	ten kids川崎大師園	大師町3-13 3階	201-6650	19	9
	大師公園前ひのき保育園(★)(※)	昭和2-2-2	280-6977	12	6
幸区	地域支援保育 アットキッズ鹿島田	小倉1-1 パークシティ新川崎E棟1階	589-3575	19	9
	すたあさっずほいぐえん	中幸町3-13 ソラーナ幸4階	589-6330	19	9
	あいみーBelle鹿島田保育園	下平間207-11 ハイネス新川崎	276-9575	12	6
	ばんび保育室	南幸町2-9 ラゾーナサイドビル1階	589-5931	11	5
中原区	ほたるっこ保育園	上平間171	201-6417	19	9
	天才キッズクラブ陽だまりの家武蔵小杉園	上丸子山王町2-1369-1 1F	982-9770	30	14
	みんなのほいぐえんatむさしこすぎ(※)	小杉町3-260-14	322-8551	15	7
	地域支援保育 アットキッズ中原	下小田中3-16-5(ケアホスピス中原内)	948-4464	19	9
	トウインクルキッズ保育園	木月1-3-1 ファインスマヨシ1階	385-2691	30	4
	ブルーベル元住吉保育園	木月1-33-17 ラ・レーヴ元住吉1階	982-0690	19	9
	ひよこルーム武蔵新城保育園	新城5-3-1 第三花森ビル1階	920-9405	16	8
	ニチキッズ武蔵小杉保育園	中丸子1195-1	434-1621	36	18
	てりは保育園なかほら西	上小田中2-40-2 1階	740-1508	36	18
高津区	てりは保育園たかつ	宇奈根635-2	281-0668	19	9
	あいみーBelle新梶ヶ谷保育園	梶ヶ谷3-14-23	948-6272	12	6
	こころワクワク保育園	二子4-3-13	873-8169	44	22
	ベネッセ溝の口保育園	溝口1-6-12	850-8031	19	9
宮前区	地域支援保育 アットキッズ鷺沼	有馬8-28-27(ケアホスピス鷺沼内)	820-6406	19	9
	保育園SCOPS小台東	小台2-4-2 1階	870-2106	12	6
	すきっぷソラ保育園	宮崎170-3 アルカディア1階	982-1036	22	11
	すきっぷソラ保育園ANNEX	宮崎2-7-15 The Mitz-Miyazakidai1階	948-7581	21	10
	てりは保育園みやまえ	神木本町2-11-5	870-5208	19	9
	フレンド神木保育園	神木本町5-12-15	873-7077	33	16
	どんぐりこころ保育園	東有馬3-20-8	872-8288	12	6
	保育園SCOPS鷺沼	鷺沼3-2-7 アルモニS102	750-8510	12	6
多摩区	ゆい保育園たまがわ(※)	中野島1655-1	455-4800	19	9
	第三ゆりの花保育園(★)	中野島4-19-2 1階	322-9331	12	6
	第四ゆりの花保育園	登戸495-3 アミニティシマ第五ビル	455-5273	12	6
	第二ゆりの花保育園(★)	登戸1858-1	328-9344	19	9
	小ルビエノ保育園登戸room	登戸2178-101	712-5212	12	6
	第六ゆりの花保育園(★)	登戸2949-1 井出向ヶ丘ハイツ1階	819-4207	12	6
	ぼっけナーサリールーム	登戸3057 ピュアハイム1階	819-8332	12	6
	ベネッセ登戸保育園	登戸3135 ブライオール協和登戸2階	930-3551	30	15
	アイアイ会登戸保育園	登戸3306-1	455-7623	17	7
	えみのき保育園	西生田2-1-6	322-9292	40	20
	どんぐり保育園(※)	片平4-1-30	819-7351	36	17
麻生区	小ルビエノ保育園新百合ヶ丘room	上麻生1-9-17	299-6651	11	5
	小ルビエノ保育園上麻生room	上麻生1-10-6-103	819-5890	12	6
	あかとんぼ保育園	白鳥1-1-1	543-9770	60	20
	天才キッズクラブ陽だまりの家百合ヶ丘園	百合丘1-4-13	819-6421	25	12

※令和8年9月1日現在で、地域枠を設定していない施設は未掲載です。また、施設の入所状況により地域枠の受入ができない場合があります。

※表中の(★)については一時預かり事業を実施している施設、(※)については病児保育事業を実施している施設です(市に届出を行い、無償化対象施設として公示している施設です。)。詳細は各施設にお問い合わせください。

3 年度限定型保育事業

開設1・2年度目の保育所等に生じる4・5歳児枠の空きスペース等の有効活用により、単年度に限定して1・2歳児の受入枠を一時的かつ臨時的に確保しお預かりする事業です。

令和9年度の実施については、令和9年1月下旬までに検討し、実施する場合には、川崎市ホームページ（こども・子育て）に掲載し、保育所等を申請し入所保留となった方に案内を送付いたします。

なお、年度限定型保育事業を利用中に保育所等に内定した場合は、内定した保育所等に入所していただくこととなり、辞退した場合であっても事業の継続利用はできません。また、年度限定型保育でのお預かりは当該年度限定のため、翌年度も引き続き保育を希望される場合は、改めて保育所等の申請が必要となります。

◎年度限定型保育事業の保育料

保育料金額表の階層区分	基本保育料(月額) ※給食費含む	第2子 基本保育料(月額)	第3子 基本保育料(月額)
A～B	1・2歳児：20,000円	1・2歳児：10,000円	0円
C1～C12	1・2歳児：20,000円	1・2歳児：10,000円	0円
C13～C18	1・2歳児：40,000円	1・2歳児：20,000円	0円
C19～C23	1・2歳児：60,000円	1・2歳児：30,000円	0円
C24～C25	1・2歳児：80,000円	1・2歳児：40,000円	0円

※保育料については、4月から翌年3月まで年度中は同じ金額が適用されます。
 ※市民税が未申告の方は最高所得の世帯と判定します。
 ※階層区分については、保育料金額表（49ページ）を参照してください。
 ※保護者と生計が同一の子が2人以上いる場合、きょうだいの年齢、利用施設等に関わらず、第2子は半額、第3子以降は無料となります。
 ※市民税非課税世帯の方は、幼児教育・保育の無償化により、月額45,700円（令和8年9月分までは月額42,000円）を上限に無償化の対象となります。

4 地域保育園

地域保育園の利用条件、保育料、申込方法などは、各園にお問合せください。

令和8年9月1日現在

区	施設名	所在地	電話番号
川崎区	小花インターナショナルスクール	榎町5-5	276-9494
	Hi5 Kids International	渡田1-16-4	223-7646
	ひまわり保育園	渡田新町1-13-11 TMマンション101	090-6128-5947
	ALC ACADEMY(★)	田島町15-19	366-3841
幸区	ラク育POPOP託児所新川崎店	鹿島田2-20-53 山崎ビル202	080-8733-5955
中原区	ママズスマイル新丸子店	丸子通1-653-7 藤和シティコープ新丸子202	789-9377
	キッズインターナショナル武蔵小杉	今井南町27-6 STEPS-2 2階	733-6031
	WORLD KIDS Creative English	今井南町30-23	738-0028
	WORLD KIDS Kindergarten	木月2-3-5	982-9782
	一時預かり保育いいんだよHOME	木月3-9-10 1階	379-9268
	Hippopot	新城3-9-19 荒井ビル2階	080-4453-3491
	キティインターナショナルスクールニ子玉川SOUTH	上小田中1-4-25	03-3700-2226
高津区	Global kids Academy	新作4-12-12 エスポワール 1階	863-6944
	English Express International School	末長1-23-21 関口ビル	872-8890
宮前区	ICEモンテッソーリこどものいえ 宮前平	宮前平1-10-15 B1F	050-1790-0498
	チューリップルーム(★)(※)	宮前平2-9-23 ヒカリコホB	865-6766
多摩区	学校法人三幸学園 キッズ大陸フロンタウン生田園	生田1-1-1 Ankerフロンタウン生田内	819-6613
麻生区	i Kids Star 新百合ヶ丘	万福寺1-1-2 5F	953-2001
	保育園cotori	百合ヶ丘1-3-11	701-9642
	パティスポーツ幼児園はるひ野(★)	はるひ野4-3-2	819-4601

※令和8年9月現在で、「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書」発行施設のみ掲載しています。
 ※チューリップルームは、令和9年3月をもって閉園する予定です。
 ※表中の(★)については「幼稚園類似施設利用料等補助金」対象施設です。
 「幼稚園類似施設利用料等補助金」は幼児教育・保育の無償化の給付(50ページ)を受けていない、満3歳以上の保護者の方へ幼児一人につき月額上限20,000円を補助するものです。申請については、通園している施設を通じて申請してください。
 問い合わせ先：こども未来局保育・幼児教育部 幼児教育担当 TEL:044-200-3179

第3章 幼稚園・認定こども園（幼稚園部分）の利用について

1 施設の概要

さまざまな遊びを中心とした教育により、小学校以降の教育の基盤を培うことのできる学校教育施設です。

受入年齢	3歳児～5歳児
開園日	月曜日～金曜日 夏休みや冬休みなどの長期休業期間があります。
教育時間	1日4時間を標準とします。
預かり保育	教育時間の前後、長期休業日等に、預かり保育を実施している園があります。 園によっては、就労家庭の在園児の長時間預かりを定額の保育料で実施しています。

なお、子ども・子育て支援新制度の施設型給付の対象となる幼稚園及び認定こども園（幼稚園部分）と、私学助成を受ける幼稚園とでは、認定区分、申請書及び保育料が異なります。

施設類型	制度別種類	認定区分
幼稚園	施設型給付制度（新制度移行園）	教育・保育給付認定（1号認定）
	私学助成制度	施設等利用給付認定（新1号認定）
認定こども園（幼稚園部分）	—	教育・保育給付認定（1号認定）

※幼稚園・認定こども園（幼稚園部分）の預かり保育の無償化については、施設等利用給付認定（新2号・新3号）を受けた方が対象となります。

※認定こども園（保育所部分）については31ページをご覧ください。

2 入園までのながれ

※認定こども園の1号認定児（幼稚園利用）として入園される場合を含みます。

① 園見学・入園説明会	希望する園の見学や説明会にご参加ください。日程は各園へお問い合わせください。
-------------	--

② 入園要項・願書配布 （10月15日以降）	希望する園の願書を入手してください。願書は、有料の園や配布数に限りがある園もありますので、配布日時・方法については各園にお問い合わせください。
---------------------------	---

③ 願書受付・審査 （11月1日以降）	希望する園を決め、各園の定める方法に従って願書をご提出ください。申込者が定員を超えると抽選などの方法をとる園もあります。その後、面接に合格すると入園決定となります。
------------------------	--

施設型給付幼稚園・認定こども園（幼稚園部分）

④ 教育・保育給付認定（1号認定）申請書及び施設等利用給付認定（新2号・新3号申請希望者のみ）申請書の提出（11月予定）
--

入園の内定を受けた新入園児については、園を通して教育・保育給付認定申請書及び施設等利用給付認定申請書を受け取り、必ず入園前に園にご提出ください。園で申請書をまとめて区役所及び川崎市幼保無償化事務センターに送り、市で内容を確認します。教育・保育給付の場合は教育・保育給付認定決定通知書を交付します。なお、施設等利用給付認定申請書は保育の必要性があり、預かり保育を利用する場合にのみ提出が必要です。

⑤ 利用者負担額等決定通知書及び施設等利用給付認定通知書の受領（令和9年3月予定）

教育・保育給付認定を受けた子どもの利用者負担額等決定通知書及び施設等利用給付認定を受けた子どもの認定通知書を交付します。

従来制度（私学助成）の私立幼稚園

④ 施設等利用給付認定（新1号・新2号・新3号）申請書の提出（11月予定）

入園の内定を受けた新入園児については、園を通して施設等利用給付認定申請書を受け取り、必ず入園前に園にご提出ください。園で申請書をまとめて川崎市幼保無償化事務センターに送り市で内容を確認します。

⑤ 施設等利用給付認定通知書の受領（令和9年3月予定）

施設等利用給付認定を受けた子どもの認定通知書を交付します。

※川崎市外の幼稚園又は認定こども園に入園を希望し、その施設が新制度の給付対象となる（新制度への移行予定を含む）幼稚園又は認定こども園の場合、入園が内定しましたら、園を通して川崎市へ教育・保育給付認定申請等を行い、教育・保育給付認定決定通知書等を川崎市から交付します。ご不明な点は川崎市こども未来局保育・幼児教育部幼児教育担当（TEL044-200-3179）までお問い合わせください。

3 費用負担

園によっては、保育料の他に、その他の諸費用（入園金・上乗せ徴収・実費徴収）がかかる場合がありますので、必ず事前に園に確認してください。無償化の制度の詳細等については、市ホームページでご案内しています。また、川崎市幼保無償化事務センター専用ダイヤル（電話：044-246-2025 平日 10：00～19：00）で問合せを受け付けています。

（１）保育料

子ども・子育て支援新制度の施設型給付の対象となる幼稚園及び認定こども園（幼稚園部分）と、私学助成を受ける幼稚園で、保育料の取扱いが異なります。

ア 施設型給付幼稚園・認定こども園（幼稚園部分）

世帯の所得に関わらず、3歳以上（※）のすべての園児の保育料は無料です。

特定負担額（上乗せ徴収）や各園が実費で徴収している費用（教材費、通園バス費、給食費、行事費等）は、無償化の対象外です。

※ 満3歳児については、通常の幼稚園教育と同じ日数・時間数のクラスの園児の保育料が無料となります。

イ 従来制度（私学助成）の私立幼稚園

月額 28,000 円（令和8年9月分までは 25,700 円）を上限額として無償化（上限額を超える費用については保護者負担）します。

園が実費徴収している費用（教材費、通園バス費、給食費、行事費等）は無償化の対象外です。

（２）預かり保育の保育料

ア 無償化の対象者

保育の必要性の認定を受けた方（共働き世帯等、保育所の2号認定と同等（8ページ参照））

イ 無償化の範囲

園に納付した預かり保育料に依りて、1日あたり490円（令和8年9月分までは450円）、月額12,300円（令和8年9月分までは11,300円）までの範囲で無償化

※ 幼稚園が実施する預かり保育の、教育時間を含む平日の実施時間が8時間未満又は年間実施日数が200日未満の場合、さらに認可外保育施設等を利用する場合も無償化の対象（上限額は預かり保育利用料とあわせて月額12,300円（令和8年9月分までは11,300円））

※ 満3歳児については、保育の必要性があると認定された住民税非課税世帯の園児を対象として、利用実態に依りて、1日あたり490円（令和8年9月分までは450円）、月額17,700円（令和8年9月分までは16,300円）までの範囲で無償化

ウ 幼稚園型一時預かり事業実施園における預かり保育料補助

地域型保育事業等（2歳児までの受入施設）の卒園児が幼稚園・認定こども園で実施する幼稚園型一時預かりを利用した場合、預かり保育の利用料のうち、（２）イの無償化の範囲を超える利用料に対して月額5,000円を上限に補助

※ 幼稚園型一時預かり事業実施園については、次ページの施設一覧を参照ください。

（３）給食費について

幼稚園又は認定こども園（幼稚園部分）が給食を提供する場合、非課税世帯、年収360万円未満相当（市民税所得割額77,100円以下）世帯の全ての子ども、第3子以降の子ども（※）を対象として、費用の一部を補助します。詳細な手続きについては、各施設からご案内します。

※ 第3子以降の子どもとは、小学校3年生以下の年長の子どもから順に3番目以降の幼稚園、認定こども園（幼稚園部分）を利用している子どもをいいます。

（４）申請手続き

手続きに必要な申請書等は、幼稚園を通して配布します。

なお、施設型給付幼稚園及び認定こども園（幼稚園部分）の園児で、（２）（３）の対象とならない場合は、手続きは不要です。ご不明な点は川崎市こども未来局保育・幼児教育部幼児教育担当（TEL044-200-3179）までお問合せください。

4 施設一覧

＜施設一覧の表の見方＞

名称の末尾のマークについて

☆マーク：子ども・子育て支援新制度（施設型給付）に移行した幼稚園

◆マーク：子ども・子育て支援新制度（施設型給付）に移行した認定こども園

預かり保育の欄のマークについて

◎マーク：子ども・子育て支援新制度の「幼稚園型一時預かり事業」を行っている園で、
1日11時間以上かつ長期休業期間の預かりを行っている園（34園）

○マーク：子ども・子育て支援新制度の「幼稚園型一時預かり事業」を行っている園で、
1日8時間以上かつ長期休業期間の預かりを行っている園（27園）

□マーク：標準の教育時間を超えて預かり保育を行っている園（17園）

※預かり保育の実施日・実施時間等の詳細は各園にお問合せください。

令和8年9月1日現在

区	名称	所在地	電話番号	園バス	給食【回／週】	預かり保育
川崎区	江川幼稚園（◆）	江川2-5-5	299-1781	○	5	◎
	川崎ふたば幼稚園（◆）	大師河原2-3-20	277-6533	○	1	◎
	川崎さくら幼稚園	台町20-1	266-5252	○	2	□
	観音幼稚園	観音2-1-7	276-0011	○	3	□
	若宮幼稚園 ※	大師駅前2-13-16	233-4858	○	4	□
	東三輪幼稚園（☆）	浜町1-4-15	333-7075	○	2	○
	三輪幼稚園（☆）	渡田向町4-5	233-7574	○	2	○
	小田双葉幼稚園（☆）	小田5-25-8	322-3380	○	3	○
	竹園幼稚園（◆）	小田3-13-16	322-7716	○	2	○
	川崎青い鳥幼稚園（☆）	小田2-17-29	344-2798	○	3	○
	川崎頌和幼稚園（☆）	小川町11-13	222-3120	○	5	○
	川崎協立幼稚園（◆）	大島3-5-6	233-8667	-	5	◎
	福音幼稚園（◆）	境町3-12	222-4525	-	2	◎
	ゆりかご幼稚園（◆）	小田1-16-16	322-3979	○	5	◎
	浅田幼稚園（☆）	浅田2-15-5	322-4815	○	1	○
	聖クララ幼稚園（◆）	貝塚2-8-16	244-4980	-	3	◎
	大師幼稚園（☆）	東門前1-4-9	288-4095	-	5	○
	第一ひかり幼稚園（☆）	貝塚1-12-12	244-5541	○	5	○
幸区	女躰神社こども園（◆）	幸町1-992-3	742-6211	-	5	◎
	みゆき幼稚園	小向町19-2	511-0261	○	1	□
	みのり幼稚園	紺屋町12	511-0628	-	-	-
	小鳩幼稚園（☆）	古市場1772	511-8811	○	5	◎
	日吉幼稚園 ※	南加瀬3-34-7	588-3456	○	4	□
	小峰幼稚園（☆）※	小倉5-11-5	599-0831	○	5	○
	白山幼稚園（☆）	北加瀬2-13-2	588-0816	○	3	○
	川崎こまどり幼稚園	南加瀬1-18-9	588-3957	○	3	□
	鹿島田幼稚園（◆）	鹿島田2-22-44	533-0348	○	5	◎
	第二ひかり幼稚園（☆）	古川町16	522-4822	○	5	○
中原区	元住吉こばと幼稚園（☆）	木月3-59-20	411-1458	○	-	○
	月影学園幼稚園	木月1-6-36	433-5514	○	4	□
	東住吉幼稚園（☆）	今井南町10-58	722-4782	-	5	○
	すみのえ幼稚園（☆）	下小田中2-32-20	777-6713	○	2	○
	サクラノ幼稚園	下沼部2033	411-5991	○	2	□
	平間幼稚園（☆）	上平間550	511-2473	○	2	○
	太陽第一幼稚園（☆）	新城4-5-1	766-3779	○	-	○
	太陽第二幼稚園（☆）	上小田中6-29-21	722-5715	○	-	○
	大西学園幼稚園（☆）	小杉町2-284	711-6200	○	5	○
	宮内幼稚園 ※	宮内3-16-11	777-0250	○	2	□
	木月カリヨン幼稚園	木月3-52-36	411-8563	○	2	-
	大楽幼稚園（◆）	木月4-22-32	431-5850	○	5	◎
	田園調布学園大学 みらいこども園（◆）	下新城1-15-3	751-1211	-	5	◎

区	名称	所在地	電話番号	園バス	給食【回／週】	預かり保育
高津区	諏訪幼稚園（◆）	諏訪2-16-18	833-6765	○	5	◎
	洗足学園大学附属幼稚園	久本2-3-1	857-1211	-	-	□
	若竹幼稚園（☆）	子母口406	766-6233	○	5	◎
	川崎めぐみ幼稚園	久末50	777-5405	○	2	○
	たちばな幼稚園 ※	久末1892-1	766-8711	○	2	○
	津田山幼稚園（◆）	下作延4-30-28	865-5121	○	5	◎
	梶ヶ谷幼稚園	梶ヶ谷3-6-5	877-8781	○	2	○
	高津幼稚園※	溝口2-29-2	811-3320	○	5	○
	新作やはた幼稚園（◆）	新作4-19-10	888-6008	○	2	◎
	川崎たまがわ幼稚園（◆）	末長4-4-1	822-7962	○	5	◎
	宮前幼稚園	西野川2-24-18	766-7907	○	4	◎
宮前区	有馬白百合幼稚園（◆）	東有馬2-35-30	855-7777	○	5	◎
	宮崎二葉幼稚園 ※	宮前平3-5-1	866-6390	○	4	□
	健爽学園 ゆりかご幼稚園（◆）	犬蔵1-19-16	977-1623 863-9255 (1歳～2歳)	○	5	◎
	初山幼稚園 ※	初山1-2-1	977-5671	○	2	◎
	さぎぬま幼稚園（☆）	小台1-12-16	855-5420	○	5	◎
	ひばり幼稚園	神木2-10	865-0331	○	5	○
	潮見台みどり幼稚園（◆）	潮見台6-1	976-1000	○	5	◎
	宮崎台幼稚園（◆）	宮崎2-3-3	855-1818	○	5	◎
多摩区	丸山幼稚園（◆）	登戸1293	911-3624	○	2	◎
	カリタス幼稚園（☆）	中野島4-6-1	922-2526	○	5	◎
	菅幼稚園	菅2-9-1	944-3277	○	2	□
	西三田幼稚園	三田3-4-3	922-5512	○	5	□
	ひがしすげ幼稚園（◆）	菅北浦1-6-50	944-4152	○	3	◎
	生田ひまわり幼稚園（◆）	栗谷1-11-6	955-9998 322-0710 (1歳～2歳)	○	5	◎
	宿河原幼稚園（◆）	宿河原2-24-4	911-3199	-	4	◎
	桐光学園みどり幼稚園	宿河原3-6-9	911-3227	○	5	□
	玉幼稚園 ※	宿河原5-19-1	911-7324	○	3	□
	川崎若葉幼稚園 ※	長尾4-5-25	911-6227	○	2	□
	玉川幼稚園	登戸2474	322-8225	-	-	○
	中野島幼稚園（◆）	中野島3-19-2	911-5456	○	4	◎
麻生区	桐光学園寺尾みどり幼稚園	寺尾台1-17	955-1717	○	5	□
	百合丘さくら幼稚園（☆）	東百合丘4-1-46	966-0353	○	2	○
	ルミエール幼稚園（◆）	百合丘2-13-1	966-4567	○	2	◎
	柿の実幼稚園	上麻生7-41-1	988-0229	○	5	◎
	川崎青葉幼稚園（◆）	上麻生4-2-2	966-3179	○	5	◎
	こうりんじ幼稚園（◆）	細山3-2-1	966-1089	○	4	◎
	ちよがおか幼稚園（◆）	金程4-25-1	955-0233	○	4	◎
	百合丘めぐみ幼稚園（◆）	百合丘1-12	954-4665	○	4	○
	風の谷幼稚園	片平1510	986-5515	-	-	-

※日吉幼稚園は、令和10年3月末で閉園予定です。

※小峰幼稚園・たちばな幼稚園は、令和9年4月に幼稚園型認定こども園に移行する予定です。

※若宮幼稚園・宮内幼稚園・高津幼稚園・宮崎二葉幼稚園・初山幼稚園・玉幼稚園・川崎若葉幼稚園は、令和9年4月に子ども・子育て支援新制度（施設型給付）に移行する予定です。

（令和9年4月1日に認定こども園化予定の保育所）

区	名称	所在地	電話番号	園バス	給食【回／週】	預かり保育
中原区	木月ほほえみこども園	木月4-14-5	948-4483	-	5	◎
	木月こども園	木月4-42-14	433-1958	-	5	◎
高津区	YMCAたかつ保育園	溝口1-19-1	281-7833	-	5	◎
	すこやか溝口こども園	溝口2-31-1	543-8120	-	5	◎
	わかばの杜こども園	子母口378	755-2271	-	5	◎
宮前区	せみなーれ幼保園	宮前平1-2-2	855-7520	-	5	◎

第4章 多様な保育ニーズに応じたその他の保育事業について

1 一時保育

保育所等の施設に通われていない児童の保護者が就労や就学、病気や冠婚葬祭のほか、子育て負担の軽減やリフレッシュなどのため、お子さんを家庭で保育できない場合に、週3日以内又は月64時間に満たない範囲で一時的に、保護者に代わって保育をする制度です。

(1) 利用条件

保育所等に入所させていないお子さんの保護者が、次のいずれかにより、一時的に家庭で保育できない場合

- ア 保護者が就労や就学などを行っている場合（非定型的保育／週2～3日）
- イ 保護者が週1日程度の就労や就学などを行っている場合（緊急・一時保育／週1日程度）
- ウ 保護者が病気で入院や、冠婚葬祭などの場合（緊急・一時保育／連続して14日まで）
- エ 保護者の子育て負担の軽減やリフレッシュ（買物・映画等）などを図る場合（緊急・一時保育／週1日程度）

一時保育事業は、通常保育の実施対象とならない児童を対象とした制度ですので、基本的には保育所等の施設に通っていない児童が対象となります。ただし、幼稚園の夏休み期間で一時的に保育が必要になった場合は、利用できる場合がありますので、実施施設にご相談ください。

(2) 利用定員

非定型的保育、緊急・一時保育 合わせて12人くらいまで

(3) 利用料（市で設定した上限金額です。各施設で個別に設定している場合があります。）

◎川崎市において設定した金額

年齢区分	1歳未満児	3歳未満児	3歳以上児
利用料	日額 2,900円	日額 2,500円	日額 1,500円

昼食・おやつ代などについては、各施設へお問い合わせください。

※利用料は当該年度4月1日時点の年齢によりますが、1歳未満児については、1歳の誕生日の前日まで適用されます。

※市内在住者に限り、市民税非課税世帯・年収360万円未満世帯・被保護世帯・里親に委託されている児童・ひとり親（児童扶養手当受給）世帯・多胎児（双子や三つ子など）は、利用料が無料となります（実費相当分を除く。）。ただし、多胎児については、就労以外の緊急・一時保育に限り利用料が無料となります。被保護世帯は、利用する児童の昼食・おやつ代等実費負担について日額500円を上限として無料となります。

※市内在住者に限り、保護者と生計が同一の子が2人以上いる場合、きょうだいの年齢、利用施設等に関わらず、一時保育の利用料が第2子は半額、第3子以降は無料となります。

※幼児教育・保育の無償化により、3～5歳児で、利用するお子さんが保育の必要性の認定（施設等利用給付認定、8ページ参照）を受けている場合には、月額40,300円（令和8年9月分までは37,000円）を上限に利用料が無償化対象となります（無償化対象施設を併用する場合には、合算した利用料に対して上限額が適用されます）。

(4) 申込方法

事前登録制です。各施設に実施状況等を確認の上、直接お申し込みください。なお、希望者が多く利用することができない場合もありますのでご了承ください。ご不明な点は川崎市こども未来局保育・幼児教育部保育第1課（TEL044-200-2662）までお問い合わせください。

また、令和8年1月からオンラインで空き状況の確認や予約ができるシステムを導入し、事前登録の方法が変わりました。詳細は以下のホームページをご覧ください。

（一時保育HP）<https://www.city.kawasaki.jp/450/page/0000030702.html>



(5) 実施施設

令和8年9月1日現在

区	施設名	所在地	電話番号	保育時間(平日)	受入年齢
川崎区	川崎区保育・子育て総合支援センター大島保育園	大島4-17-2 (川崎区保育・子育て総合支援センター 1・2階)	222-7252	8:30～17:00	5か月～
	保育園川崎ベアーズ	大島上町22-12	589-7545	8:30～17:00	5か月～
	小田さくら保育園	小田3-17-3	280-7922	8:30～17:00	5か月～
	大師駅前ひよこ保育園	川中島1-21-4	266-1450	8:30～17:00	5か月～
	京町いづみ保育園	京町3-26-1	322-3811	8:30～17:00	離乳食完了後
	桜本保育園(★)	桜本1-9-6	288-2545	8:30～17:30	5か月～
	あすいく保育園	日進町22-14	221-1015	8:30～17:00	10か月～
	のぞみ保育園	富士見1-6-10	223-2229	8:30～17:00	離乳食完了後
	川崎あいいく保育園	本町1-1-1	222-6019	9:00～18:00	4か月～
	よつば保育園	四谷上町14-8	288-4289	8:30～17:00	1歳～ 1歳未満は要相談
	新町しほかぜ保育園	渡田4-9-4	223-8818	8:30～17:00	5か月～
幸区	YMCAかわさき保育園	大宮町26-3-3-102	520-1825	8:30～17:00	概ね1歳6か月～
	おぐら保育園	小倉4-6-23	223-8012	8:30～17:00	5か月～
	ふくじゅ保育園	鹿島田1-21-8	201-8080	8:30～17:00	概ね1歳 かつ離乳食完了後
	みなみがわら保育園	河原町1-77	396-3171	8:30～17:00	離乳食完了後、 歩行可
	新川崎みらいのそら保育園	北加瀬1-11-4	589-5588	8:30～17:00	5か月～
	どりーむ保育園	北加瀬1-31-5	580-3020	8:30～17:00	概ね1歳6か月～
	小向さくら保育園	小向西町3-52-3	511-6555	9:00～17:30	1歳～
	かしまだ保育園	下平間1-10	200-4991	8:30～17:00	概ね1歳～ 1歳未満は要相談
	かわの風保育園	戸手2-12-10	542-8133	8:30～17:00	6か月～
	つくし保育園	戸手本町2-420-1	223-7531	8:30～17:00	概ね1歳～
	どりーむ東小倉保育園	東小倉2-36	542-7885	8:30～17:00	概ね1歳6か月～
	ひよし保育園	南加瀬2-9-20	588-3555	8:30～17:00	概ね1歳～
	みなみかせ保育園	南加瀬3-12-8	201-8042	8:30～17:00	5か月～
	保育園リエッタ	南幸町2-9 2・3階	541-9885	9:00～18:00	概ね1歳～
	幸いづみ保育園	南幸町3-149-3 5階	542-5696	8:30～17:00	5か月～
中原区	長寿保育園	井田中ノ町12-20	777-5403	9:00～17:30	10か月～
	武蔵小杉おおぞら保育園	今井西町11-12	299-8889	8:30～17:00	5か月～
	社会福祉法人けいわ会上小田中保育園	上小田中1-28-25	982-9215	8:30～17:30	7か月～
	まんまる保育園(★)	上小田中1-29-20	920-9700	8:30～17:30	概ね1歳～
	神地保育園	上小田中6-34-36	948-4854	8:30～17:00	10か月～
	多摩保育園	上丸子山王町2-1337	411-1122	8:30～18:00	6か月～
	社会福祉法人長幼会玉川保育園(★)	北谷町61	555-1778	8:30～17:00	6か月～
	木月ほほえみ保育園(◇)	木月4-14-5	948-4483	8:30～17:30	10か月～
	木月保育園(◇)	木月4-42-14	433-1958	8:30～17:30	10か月～
	すみれ保育園	木月住吉町1-12	430-5544	8:30～18:00	6か月～
	中原区保育・子育て総合支援センター中原保育園	小杉陣屋町2-3-1 (中原区保育・子育て総合支援センター 1・2階)	712-3289	8:30～17:00	5か月～
	さくらの木保育園(★)	下小田中1-11-1	766-6001	8:30～17:00	離乳食完了後、 歩行可
	エクセレント西宮内保育園	宮内1-24-7	740-5106	9:00～17:30	5か月～
	ももの里保育園	宮内2-26-40	753-2980	8:30～17:00	概ね1歳～

区	施設名	所在地	電話番号	保育時間	受入年齢
高津区	うめのき保育園	久地3-13-1	829-1830	8:30～17:00	離乳食完了後
	わかばの杜保育園	子母口378	755-2271	8:30～17:00	離乳食完了後
	緑の杜保育園	下作延2-6-3	866-6914	8:30～17:00	概ね1歳～
	保育園ゆいまあむ	末長2-15-6	948-6300	8:30～17:00	5か月～
	末長こぐま保育園	末長3-25-5	948-6615	8:30～17:00	離乳食後期～
	すこやか諏訪保育園	諏訪3-20-15	712-5496	8:30～17:00	10か月～
	たちばな中央保育園	千年1300	753-2525	8:30～17:00	6か月～
	野川ほのぼの保育園	東野川2-31-8	750-8600	8:30～17:00	5か月～
	すこやか高津保育園	二子5-1-5	833-8862	8:30～17:00	10か月～
	YMCAたかつ保育園	溝口1-19-1	281-7833	8:30～17:00	離乳食完了後
	すこやか溝口保育園	溝口2-31-1	543-8120	8:30～17:00	10か月～
	みぞのくち保育園	溝口4-19-2	811-5081	8:30～17:00	6か月～
	西高津くさはな保育園	溝口6-10-2	543-9393	8:30～17:00	4か月～
	川崎たちばな保育園	向ヶ丘1-3	789-9710	8:30～17:00	離乳食完了後
宮前区	西有馬おひさま保育園	有馬1-8-6	855-2121	8:30～17:00	5か月～
	健爽学園ゆりかご幼稚園	犬蔵1-19-16	863-9255	8:30～17:00	1歳～
	グリーンフォレスト神木保育園(★◆)	神木本町2-5-5	871-7010	8:30～17:30	1歳 かつ離乳食完了後
	みなみすがお保育園	菅生4-4-1	863-8741	8:30～17:00	5か月～
	宮前空翠保育園	土橋1-2-3	855-8820	8:30～17:00	5か月～
	宮前区保育・子育て総合支援センター 土橋保育園	土橋2-14-1 (宮前区保育・子育て総合支援センター 1・2階)	855-2887	8:30～17:00	5か月～
	さぎ沼なごみ保育園	土橋3-1-6	871-7538	8:30～17:00	10か月～
	たつのこのはら保育園	土橋4-7-1	920-9200	8:30～17:00	6か月～
	もものか保育園	馬絹1-9-2	860-2781	8:30～17:00	概ね1歳～
	こどものいえもも保育園	馬絹1-24-9	860-2415	8:30～17:00	10か月～
	ティンクルくぬぎ坂保育園	南野川3-28-11	920-9611	8:30～17:00	5か月～
	すきっぷ保育園(★)	宮崎2-1-1 2階	877-6215	8:30～17:00	概ね1歳～
	アスク宮前平保育園	宮前平2-11-6	854-4855	8:30～17:00	5か月～
	みやまへの杜保育園	宮前平3-9-1	872-7455	8:30～17:30	10か月～
多摩区	多摩区保育・子育て総合支援センター 土淵保育園	生田2-14-5 (多摩区保育・子育て総合支援センター 1・2階)	933-8951	8:30～17:00	5か月～
	登戸ピノキオ保育園	生田2-20-23	819-5581	8:30～17:00	5か月～
	そらまめ保育園(本園)	宿河原1-1-32	299-8760	8:30～17:00	5か月～
	西しゅくまーノ保育園	宿河原2-19-6	933-1152	8:30～17:00	離乳食完了後
	保育園アリス宿河原	宿河原3-13-9	455-5211	8:30～17:00	5か月～
	ひばり保育園	宿河原6-46-6	811-1255	8:30～17:00	概ね1歳～
	菅の子愛児園	菅稲田堤1-3-16	945-2333	8:30～17:00	5か月～
	星の子愛児園	菅稲田堤1-17-25	944-1515	8:30～17:00	4か月～
	KFJ多摩なのはな保育園	登戸2249-1	930-1261	8:30～17:00	離乳食完了後、 歩行可
	中野島フレンズ保育園(◆)	布田18-25	944-9288	8:30～17:00	離乳食完了後、 歩行可
	三田かしのみ保育園	三田1-18-3	932-2111	8:30～17:00	1歳 かつ離乳食完了後、 歩行可
麻生区	すぎのこ保育園	岡上1-15-6	988-3415	9:00～17:00	1歳 かつ離乳食完了後
	あさのみ保育園	上麻生3-22-14	969-5403	8:30～17:00	離乳食完了後
	はじめの一步保育園	上麻生7-41-5	981-5105	8:30～17:30	1歳 かつ離乳食完了後
	社会福祉法人横浜悠久会 白鳥保育園	白鳥1-17-2	987-8206	8:30～17:00	概ね1歳～
	はるひ野保育園	はるひ野2-7-1	281-8787	8:30～17:00	概ね8か月～
	くろかわのぞみ保育園	はるひ野4-7-1	819-7481	8:30～17:00	概ね7か月 かつ離乳食中期
	至誠館ゆりがおか保育園	百合丘1-18-3	966-5858	8:30～17:00	6か月～

※表中の(★)は記載以外に保育時間の延長、(◆)は土曜保育を実施している施設です。延長時間や延長料金等、詳細は各園にお問い合わせください。

※表中の(◇)は土曜保育を実施していますが、利用条件は、就労に係るものとなりますので、利用に際しては必ず施設にお問い合わせください。

2 休日保育

保育の認定を受けたお子さんが、普段、保育所等又は川崎市内の認可外保育施設を利用しており、日曜や祝日も保護者が就労等をし、お子さんを家庭で保育できない場合に、ご利用いただく制度です。

なお、休日保育の利用にあたっては、連続7日間以上の保育所等の利用とならないよう、原則、利用した週の月～土曜日の間で、普段通う保育施設をお休みする日（代替休日）を設定し、保護者がお子さんを保育してください。

(1) 対象児童

次のいずれも満たすお子さんが利用できます。

- 川崎市内にお住まいで、保育の必要性の認定（教育・保育給付認定又は施設等利用給付認定、7～8ページ参照）を受け、保育所等又は川崎市内の認可外保育施設に通園していること（ただし、川崎市外にお住まいで、市内の保育所等に通所しているお子さんを含む。）
- 日曜・祝日においても、保育が必要と認められること（原則、保育を必要とする事由が平日と同じであること）
- 離乳食が完了していること

※食物アレルギーへの対応や、特別な配慮を要するお子さんについては、事前に各休日保育実施施設にご相談の上、お申込みください。

※原則、育児休業中の方は利用できません。

※新入園児は「ならし（なれ）保育」が終了してからの利用となりますので、原則、入所した月は休日保育を利用できません。

(2) 実施日・利用時間

日曜日・祝日（振替休日を含む）の8:00～18:00

※ただし、年末年始（12月29日～1月3日）を除く。

(3) 利用料金

新たな保育料は発生しません。ただし、保育料の滞納がある場合は利用できません。

また、3歳以上のお子さんの主食代など、別途実費相当額をいただく場合があります。

（3歳以上のお子さんの副食代は、普段通う保育施設の副食代に含まれています。）

(4) 申込方法

事前登録制です。普段通う保育所等又は認可外保育施設に申し出て、休日保育利用登録申請書、離乳状況・食物アレルギー確認書、児童票、健康記録票を受領し、教育・保育給付（又は施設等利用給付）認定決定通知書と休日勤務証明書を添付の上、お子さんを連れて、休日保育実施施設に直接お申し込みください。

利用申込は、利用を希望する月ごとのお申し込みとなります。具体的な利用日、保育時間等は、空き状況により、休日保育実施施設が決定します。

(5) 実施施設

施設名	所在地	電話番号	定員
のぞみ保育園	川崎区富士見1-6-10	223-2229	10人
YMCAかわさき保育園	幸区大宮町26-3 3号棟102	520-1825	10人
かしまだ保育園	幸区下平間1-10	200-4991	10人
すみれ保育園	中原区木月住吉町1-12	430-5544	10人
緑の杜保育園	高津区下作延2-6-3	866-6914	10人
さぎ沼なごみ保育園	宮前区土橋3-1-6	871-7531	10人
K F J 多摩なのはな保育園	多摩区登戸2249-1	930-1261	12人

※制度についてのご不明点は、こども未来局保育・幼児教育部 保育第1課（Tel044-200-2662）までお問い合わせください。

3 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

保育所や幼稚園などの施設に通っていない0歳6か月から満3歳未満までの児童を対象に、1人当たり月10時間の利用を上限として保護者に代わって保育をする制度です。令和8年4月から給付制度化され、利用するためには乳児等のための支援給付認定（8ページ）を受ける必要があります。

※一時保育との併用が可能です。

（1）利用対象者

次のすべてにあてはまるお子さんが対象です。

- ・川崎市内に在住
- ・0歳6か月から満3歳未満まで（3歳の誕生日の前々日まで）
- ・保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業、企業主導型保育事業に通っていない

※川崎市外に在住の方はお住まいの自治体に申請となります。

（2）利用時間

こども1人当たり月10時間の利用を上限とし、時間単位で通園することができます。

※各施設により実施日及び受入れ可能な時間が異なります。

※同月中に複数の施設を利用した場合は、各施設の利用時間の合計が月10時間までとなります。

（3）利用料

1時間あたり300円程度

※施設により利用料金が異なります。給食やおやつがある場合は、実費負担が必要です。

※施設によっては、その他の実費負担が生じる場合があります。

（4）申請方法

給付認定申請が必要となりますので、市に申請が必要となります。

手続き方法や実施施設等の詳細については、川崎市ホームページをご確認ください。



<https://www.city.kawasaki.jp/450/page/0000175085.html>

4 病児・病後児保育事業

お子さんが病気や病気の治りかけのため、保育所等又は小学校に通うことができないときに、保護者に代わって一時的にお子さんをお預かりする制度です。

- 病児保育…… 当面症状の急変は認められないが、病気の回復期に至っていない病初期からお預かりします。
- 病後児保育… 病気の回復期からお預かりします。

(1) 対象児童

川崎市（又は本市と相互利用協定を締結している横浜市及び町田市）に在住する、生後5か月から小学3年生までの、公立保育所、認可保育所、地域型保育事業、認定こども園、幼稚園、認可外保育施設等を利用又は小学校等に就学している児童（保育所等の一時保育を利用している方、認定こども園・幼稚園の預かり保育を利用している児童も含む）

(2) 開所日及び保育時間

月曜日～金曜日 8:00～18:00（土曜、日曜、祝日、年末年始はお休みです。）

(3) 1日あたりの利用料金(昼食・おやつ代含む)

世帯区分	生活保護 受給世帯	市民税 非課税世帯	児童扶養手当 受給世帯	その他世帯
利用料	400円	1,000円	1,000円	2,900円

※幼児教育・保育の無償化により、利用するお子さんが保育の必要性の認定（施設等利用給付認定、8ページ参照）を受けている場合には、3～5歳児は月額40,300円（令和8年9月分までは37,000円）、住民税非課税世帯の0～2歳児は月額45,700円（令和8年9月分までは42,000円）を上限に保育料が無償化対象となります（無償化対象施設を併用する場合には、合算した利用料に対して上限額が適用されます）。

※公立保育所、認可保育所、地域型保育事業、幼稚園、認定こども園、企業主導型保育事業（標準的な預かり）を利用されている場合は、病児・病後児保育は無償化の対象外です。

(4) 利用方法

利用にあたり、まず各施設において、事前の利用の登録を行う必要があります。ただし、緊急の場合は当日の登録でも構いません。

お子さんが病気等で利用が必要となった場合は、各施設へ電話等で予約をし、かかりつけの医師が記載した「主治医指示書」をご持参ください。

また、予約後の病状回復等により、キャンセルする場合はできるかぎり速やかにお願ひします。

※「主治医指示書」が、かかりつけの医療機関に無い場合は当該医療機関あてに送りますので、各施設にご相談ください。

※お子さんの病名・症状によっては、お預かりできない場合や隔離室で保育する場合がありますので予約の際にお子さんの病状等を説明してください。

(5) 病児・病後児施設一覧

令和8年9月現在、次の7施設で病児・病後児保育を実施しています。

施設名	所在地	電話番号	利用定員	病児／病後児
エンゼル川崎	川崎区藤崎1-1-3	201-6937	12人（隔離室2室）	病児保育
エンゼル幸	幸区柳町55-3	555-6741	8人（隔離室1室）	病後児保育
エンゼル中原	中原区新城3-5-1	872-9137	12人（隔離室2室）	病児保育
エンゼル高津	高津区二子5-1-5	833-8872	12人（隔離室2室）	病児保育
エンゼル宮前	宮前区土橋7-25-15	789-9117	12人（隔離室2室）	病児保育
エンゼル多摩	多摩区中野島3-15-10	922-8724	12人（隔離室2室）	病児保育
エンゼル麻生	麻生区栗木台1-2-5	455-5473	12人（隔離室2室）	病児保育

※制度についてのご不明点は、こども未来局保育・幼児教育部 保育第2課（Tel044-200-0226）までお問い合わせください。

(6) 市外施設の利用

川崎市では、横浜市及び町田市と施設の相互利用協定を締結しているため、市内在住の方が横浜市や町田市の病児・病後児保育施設を利用することが可能です。詳細は、川崎市のホームページをご確認ください。

病児保育 : <https://www.city.kawasaki.jp/450/page/0000056804.html>



病後児保育 : <https://www.city.kawasaki.jp/450/page/0000030759.html>



5 ふれあい子育てサポート事業（ファミリー・サポート・センター事業）

育児の援助を行いたい人（子育てヘルパー会員）と育児の援助を受けたい人（利用会員）が、それぞれふれあい子育てサポートセンターに会員登録をし、会員相互により育児援助活動を行う制度です。保育所入所の有無にかかわらず利用できます。制度の概要は次のとおりです。

（1）ふれあい子育てサポートセンター

会員登録の受付、育児援助活動の調整などを行っています。

施設名	担当区	所在地	電話番号
ふれあい子育てサポートセンター・あいいく	川崎区幸区	川崎区本町1-1-1 川崎あいいく保育園内	222-7555
ふれあい子育てサポートセンター・タック	中原区	中原区宮内2-15-15 川崎市中部地域福祉事業所 TACK内	948-8915
ふれあい子育てサポートセンター・たまご	高津区宮前区	高津区溝口4-19-2 みそのくち保育園内	811-5761
ふれあい子育てサポートセンター・SORA（そら）	多摩区麻生区	多摩区菅稲田堤1-11-8 厚生館愛児園内	455-6600

（2）利用条件

会員登録が必要です。会員には、川崎市内在住で次の要件を満たす方は、どなたでもなれます。また、両方の会員になることもできます。

<子育てヘルパー会員>

心身ともに健康で、援助活動に熱意と理解のある20歳以上の方で、ふれあい子育てサポートセンターが実施する研修を受講された方（子育て支援員研修のファミリー・サポート事業のコースを修了した方及び、川崎市ひとり親家庭等日常生活支援事業の家庭生活支援員の方は、研修が免除されます。）

<利用会員>

生後4か月～小学校6年生のお子さんと同居している方

（3）援助活動の内容

ア 通院、残業、講座の受講や、子育て中のリフレッシュなどのためのお子さんの一時預かり（お預かりするのは、原則、子育てヘルパー会員の自宅、こども文化センター又は地域子育て支援センターになります。）

イ 保育園、幼稚園などへのお子さんの送迎

※ただし、お子さんが病気療養中である時や発熱等による施設への急なお迎え、投薬などの医療行為、宿泊を伴う援助は、お断りしています。

（4）利用料金

利用時間	利用料金
平日の8:00～18:00	1時間あたり800円
平日の上記以外の時間帯	1時間あたり900円
土曜・日曜・祝日・年末年始の全時間帯	

上記利用料金は、利用会員から直接子育てヘルパー会員にお支払いいただきます。

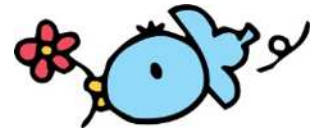
※幼児教育・保育の無償化により、利用するお子さんが保育の必要性の認定（教育・保育給付認定又は施設等利用給付認定、7～8ページ参照）を受けている場合には、「預かり」を伴う援助活動に限り、3～5歳児は月額40,300円（令和8年9月分までは37,000円）、住民税非課税世帯の0～2歳児は月額45,700円（令和8年9月分までは42,000円）を上限に利用料金が減額されます（無償化対象施設を併用する場合には、合算した利用料に対して上限額が適用されます）。

（5）申込方法

お住まいの区を担当する、ふれあい子育てサポートセンターにお申し込みください。

ただし、子育てヘルパー会員については別途年間の研修スケジュールがあり、すぐに登録ができない場合もありますので、あらかじめご了承ください。

よくある質問と回答



1 入所申請について

Q1. 申請したら必ず利用できますか？

- A. 申請者が多い場合には、利用調整（選考）を行います。申請状況によっては入所できない場合もありますが、区役所において、他の保育施策をご案内するなどアフターフォローを行っています。

Q2. 出産前でも申請できますか？

- A. 4月1日入所においては申請時点で出産前の場合でも申請は可能です（※申請時の児童氏名欄は、保護者名の末尾に「ベビー」と付けたものとしてください。）。母子健康手帳の保護者氏名と出産（分娩）予定日が分かるページの写しを添付してください。

なお、保育所等ごとに受入月齢が決まっていますので、利用調整の結果、利用承諾（内定）となった場合であっても、受入月齢を超えない場合には利用承諾（内定）の取消しとなりますのであらかじめご了承ください。

また、出生後にお子さんの名前、生年月日について、改めて、教育・保育給付認定申請書を提出してください。

Q3. 年度途中で児童が1歳に達したら、1歳児クラスに申請できますか？

- A. 保育所等のクラス分けは、年度当初（4月1日）の年齢で区分しています。年度当初0歳だったお子さんは、当該年度中は0歳児クラスの扱いとなります。

Q4. 申請する前に保育所等の見学は必要ですか？

- A. 可能な範囲でお子さんを連れて見学をお願いします。予約が必要になることがありますので、各保育所等に事前に確認をお願いします。なお、事前見学の有無は利用調整には影響しません。

Q5. 川崎市内他区の保育所等に申請はできますか？

- A. お住まいの区の区役所を通じて申請ができます。

Q6. 川崎市外の保育所等に申請をしたい場合は？

- A. 利用開始希望日までに転出予定がある（川崎市民ではなくなる）場合は、原則として当該市区町村へ直接申請してください。

転出予定がない（川崎市民のまま）場合はお住まいの区の区役所を通じて申請ができます。なお、利用希望先の市区町村によって必要書類、締切等が異なりますので、あらかじめ利用希望先の市区町村に十分ご確認のうえ手続きをお願いします。送付の都合上、当該市区町村の申請締切日の10日前までに申請をお願いします。→9ページ参照

Q7. 希望保育所等は全て記入しなければならないのですか？

- A. 申込書には、第8希望までの記入欄がありますが（上限は第20希望まで）、全てを記入する必要はありません。必ず通える範囲での申込みをお願いします。

Q8. きょうだいで申請する場合、書類は人数分必要ですか？

- A. きょうだいで入所申請の場合には、お子さんの人数分必要となりますが、世帯状況を申告する書類（就労証明書や課税関係書類）は、2部目以降はコピーでかまいません。

Q9. 令和9年4月1日入所申請と令和9年3月1日入所申請を同時に行うことができますか？

- A. 令和9年4月1日入所と令和8年12月1日～令和9年3月1日の入所を両方申請したい場合には、同時に行うことが可能です。その場合、世帯状況を申告する書類（就労証明書等）は、2部目以降はコピーでかまいません。なお、令和8年12月1日入所との同時申請を行う場合は11月6日（金）までに手続きが必要です。また、就労証明書については、令和9年4月1日入所申請から国の標準的様式を採用しますが、令和8年度との同時申請をする場合には旧様式を使用してください。 →13ページ参照

Q10. 現在は育児休業中ですが申請できますか？

- A. 育児休業中は「保育を必要とする事由」に該当しないため保育所等の申請はできません（産前産後休業は除く）。ただし、利用開始月の末日まで（勤務先の都合等により、月初に復職しなければならない場合は、利用開始月の翌月1日まで）に復職予定の場合には、当該月の1日利用開始として申請することができます。

なお、保育所等に申請しない子どもの育児休業を取得している場合（例えば、第1子の申請時、第2子の育児休業を取得している場合など）であっても、申請している子どもの入所にあたっては、同様に育児休業から復職

する必要があります。→11 ページ参照

Q11. 同居の祖父母や親族がいる場合、就労証明書等が必要ですか？

A. 利用希望日時点で 65 歳未満の親族が同居している場合には、個別に保育できないことの証明（就労証明書、診断書、障害者手帳の写しなど）が必要となります。また、親族等が 65 歳以上の場合においても、状況を確認させていただくことがあります。→14 ページ参照

Q12. 市外から申請し転入した場合、必要な手続きはありますか？

A. 利用開始日（入所月の 1 日）までに、転入した区の児童家庭課の窓口で手続きが必要です。期日までに手続きをしない場合には、入所内定が取消しとなる場合があります。→14 ページ参照

Q13. 海外勤務の場合、所得状況がわかる書類は何を提出すればよいですか？

A. 勤務先からの給料の支払証明や現地で税申告の証明など、対象年中の海外での収入が分かる書類について提出をお願いします。海外勤務の方は、収入の受け取り方や申告制度も様々ですので、詳細については区役所までご相談ください。→14 ページ参照

Q14. 0 歳児クラスについて、生後何日目に達していれば申請できますか？

A. 0 歳児クラスについては、施設ごとに受入月齢が異なります。受入月齢と誕生日については、18 ページの表をご確認ください。

Q15. 申請をして内定とならなかった場合、以降の手続きは何か必要ですか？

A. 保育所等の申請は同年度内 3 月まで有効です。同年度内で転居や家庭状況に変更があった場合には必ず届け出てください。また、次年度 4 月以降も引き続き利用の希望がある場合には再度申請が必要となります。→22 ページ参照

2 利用調整（入所選考）について

Q16. 現在育児休業中で、保育所等入所と同時に復職する予定でいます。ランクはどうなりますか？

A. 育児休業取得前の就労と同等の就労内容で復職される場合には、原則、育児休業取得前の就労状況実績によるランクとなります。

Q17. 現在育児休業中で、入所できない場合には育児休業を延長する予定です。必要な書類はありますか？

A. 育児休業中の申込みの場合、「育児休業に関する同意書・申出書」の提出が必要です。育児休業が延長可能で、利用調整の優先順位が下がることを了承される場合には、同書類の 2（B）にチェックを入れてください。ただし、チェックを入れた場合でも、希望園の定員に空きがある場合には入所内定となります。→14 ページ参照

Q18. 育児休業の延長手続きはどのようにすればいいですか？

A. 育児休業の延長や育児休業給付金の手続きについては、お勤め先やお勤め先の所在地を管轄するハローワークにお問い合わせください。なお、延長手続きの際に、区役所に提出した入所申請書類の写しを求められる場合があります。提出された書類の返却はできませんので、提出前にご自身でコピーを取るなどのご対応をお願いいたします。→11 ページ、22 ページ参照

Q19. 育児休業を延長するために保留通知をもらいたいのですが、保育園の申請をし忘れまして。さかのぼって発行できますか？

A. 申請のない月にさかのぼって保留通知書を発行することはできません。また保留通知書の再発行はできません。

Q20. パートや派遣形態での就労の場合、ランクに影響はありますか？

A. 就労の場合、実働時間でランク付けされますので就労形態は影響ありません。

Q21. 複数の保育所等を希望した場合の利用調整の方法は？ また 1 園のみ希望の場合には優先されますか？

A. 利用調整は施設ごとに行い、希望した施設の中で複数入所が可能となる場合には、希望順位の最も高い施設が内定となります。なお、希望園の数による利用調整上の優劣はありません。

Q22. 希望順位が下位の施設に内定しました。第 1 希望の施設に空きができれば移れるのですか？

A. 複数の保育所等を希望し、一度内定した場合には、その後の利用調整は行われません。他の施設を希望する場合には、入所後、改めて転園希望の届出をしてください。
ただし、転居やきょうだいが同園に通うためなどの理由以外での転園希望については、利用調整上、ランク等に

関わらず、保育所等を現に利用していない方よりも下位として扱います。→25 ページ参照

Q23. 利用調整上、申請が早いほうが優先されますか？また入所保留期間が長いほうが優先されますか？

A. 申請時期や入所保留期間の長さは、利用調整に影響しません。

Q24. 兄弟姉妹の2人以上が同時に入所申請で「同じ保育所等で同時期の入園のみ希望する」を選択した場合はどうなりますか？

A. 兄弟姉妹で同時が前提となりますので、兄弟姉妹の全員が「内定」か「保留」かのどちらかとなります。この場合、兄弟姉妹のうち1人だけ内定という扱いにはなりません。→16 ページ参照

Q25. 内定辞退にはどのような手続きが必要ですか？

A. 速やかに内定辞退届をご提出ください（保育所等をお待ちの方が多数いるため、ご協力ください。）。
なお、内定を辞退し、再度、他の保育所等の利用を希望する場合は、改めて申請が必要です（内定した入所月の翌月以降から申込みできます。）。

Q26. きょうだい同時に同園を申し込み、一方のみ内定辞退又は申請取下げをした場合はどうなりますか？

A. 利用調整は、申請締切日時点の保護者の状況等によりランク等を判定して行いますが、入所時まで申請時と同じ内容を維持することが前提です。そのため、申請後、一方のみの内定辞退といった、申請内容と異なる状況となった場合は、その時点で利用調整のやり直しや入所内定の取消しなどを行うことがあります。

Q27. 利用調整のランクはどの時点を基準として決まりますか？

A. 原則として、申請締切日時点の保護者の状況等により判定します。ただし、利用希望日までの間に就労契約の変更等でランクが変わることが確実な場合は、より低い方のランクを採用します。→15 ページ参照

Q28. 利用調整基準別表 2「認可外保育施設等の利用状況」の細目にある「就労状況等と連動した利用の場合」とはどのように判断されますか？

A. 当該項目は、就労等により保護者が保育できず、就労等の間認可外保育施設等に預けている場合（一時保育との併用や、扶養義務者でない親族に預けている場合なども含みます。）に、家庭で保育している方よりも保育の必要性が高いと判断して加点対象としているものです。そのため、例えば自営をしながら週4日保護者が保育し、週1日だけ一時保育を利用している場合や、求職中の場合などは加点の対象となりません。また、就労時間数の下限である月64時間以上預けていることが必要です。

3 保育料について

Q29. 保育料はいくらですか？いつ頃決まりますか？

A. 8月までは世帯の前年度の市民税額、9月以降は当該年度の市民税額に基づき保育料の階層区分を決定します。49 ページに保育料金額表を記載していますので参考にしてください。正式な保育料は、内定後にご自宅に送付される利用者負担額等決定通知書にてお知らせいたします。4月入所については例年3月下旬に発送しています。また、入所後は、毎年9月以降の保育料について8月下旬に通知書を送付します。

Q30. 公立保育所と認可保育所、認定こども園などで保育料は変わりますか？

A. 施設類型や保育必要量の区分により異なります。詳しくは保育料金額表をご覧ください。→49 ページ参照
なお、保育料以外の諸費用（実費徴収）については、各保育所等により異なりますので、個別にご確認ください。

また、認定こども園では、教育・保育給付認定の区分に関わらず、川崎市が決定する保育料に加えて、入園時や毎月の保育料徴収時に、制服代や施設の整備や維持に充てるための上乗せ徴収等が行われる場合がありますので、事前に施設にご確認ください。

Q31. 保育料を滞納した場合はどうなりますか？

A. 納期限までに納付がない場合は、督促の上、なお納付がないときは法令の規定により、財産の調査、給与・預貯金などの財産差押処分を実施します。滞納がないようお願いいたします。

Q32. きょうだいがいる場合に保育料は安くなりますか？

- A. 保育所等の場合、第2子は基本保育料の半額、第3子以降は基本保育料は無料となります。また、川崎認定保育園については、第2子以降の場合、月額 16,000 円が軽減されます。→47 ページ、50 ページ参照

4 入所後について

Q33. ならし（なれ）保育（短縮保育）はどのくらいかかりますか？

- A. 入所後、約1週間程度実施することが多いですが、お子さんの年齢や保育所等ごとに実施期間や内容は異なりますので、入所する保育所等とご相談ください。
なお、ならし（なれ）保育であってもその月の保育料（月額）は満額かかりますのであらかじめご了承ください。

Q34. 児童にアレルギー等がある場合、何か相談・手続が必要ですか？

- A. 除去食等の対応を必要とする場合がありますので、入所時の申請書の児童の状況欄に必ず記載の上、入所内定後の保育所等との面談で必ずお申し出ください。

Q35. 児童に健康上不安がある場合にも入所できますか？

- A. 保育所等に内定した際には、全てのお子さんに対して入園前健康診断が実施されます。健診の結果、健康管理上又は集団生活上、特に注意が必要と認められた場合には、医師等で構成される健康管理委員会において、総合的な見地から利用の可否の審議をさせていただきます。→28 ページ参照

Q36. 入所後に下の子を出産し育児休業を取得する場合には、上の子は退園しなければならないのですか？

- A. 下の子のための育児休業を取得する際、上の子が既に保育所等の利用をしている場合には、国の通知に基づき、入所継続を認めています。なお、育児休業期間中については、原則「保育短時間」での認定となります。

Q37. 保育所等の送迎は親族が行ってもよいのですか？

- A. 保育所等の送迎は原則、保護者の方をお願いします。保護者が迎えに行けない場合などについては保育所等に連絡を入れたうえで成年の親族の方が迎えに行く等、調整をお願いします。また、車での送迎は原則できません（送迎については、保育所等ごとにルールがありますので見学の際に、ご確認をお願いします。）。

Q38. 保育所等で給食は提供されますか？

- A. 0～2歳児クラスと、3～5歳児クラスで異なります。また、園によって主食（ごはん・パン等）を持参いただく場合もあります。3～5歳児について、園が主食・副食を提供する場合は、保育料とは別に実費相当額をお支払いいただく必要があります。→27 ページ参照

Q39. 育児休業からの復職が入所月の翌月1日となった場合、入所月の利用時間は、標準時間ではなく短時間に変更してもよいのですか？

- A. 短時間認定での利用も可能です。教育・保育給付認定申請書の利用区分の希望を「保育短時間利用」として申請してください。なお、認定内容等を変更する場合には、変更を希望する月の前月までに手続きをしていただく必要があります。詳細は25 ページをご確認ください。

<書類の送付期限と送付先>

1 郵送申請

一次利用調整

送付期限：**令和8年10月26日（月）**〔消印有効〕

送付先：〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市こども未来局保育対策課気付 事務処理センター

※書類不備があった場合は、不足書類や修正した書類を、11月6日（金）〔必着〕までに、お住まいの区の区役所にご提出ください。

※送付先は一次利用調整の場合に限ります。二次利用調整や4月入所以外の申請については、各区役所に直接ご提出ください。

二次利用調整

送付期限：**令和9年1月25日（月）**〔消印有効〕

送付先：お住まいの区の区役所（下記一覧を参照）

2 オンライン申請

申請期限

一次利用調整：**令和8年10月26日（月）17:00**

二次利用調整：**令和9年1月25日（月）17:00**

※申請方法、申請先は市ホームページ「保育所等入所のオンライン申請について」をご確認ください。

<https://www.city.kawasaki.jp/450/page/0000153979.html>



<問合せ先>

1 保育所等の利用に関する申請手続きについて

保育所等入所案内コールセンター

電話：044-200-0567

FAX：044-200-0577

期間：令和8年9月28日（月）～11月13日（金） ※土曜、日曜、祝日を除く

時間：12:00～19:00

2 保育所等に関するその他のご質問について

お住まいの区の区役所にお問合せください。

（区役所一覧）

川崎区役所地域みまもり支援センター児童家庭課

〒210-8570 川崎区東田町8 ☎044-201-3219

幸区役所地域みまもり支援センター児童家庭課

〒212-8570 幸区戸手本町1-11-1 ☎044-556-6688

中原区役所地域みまもり支援センター児童家庭課

〒211-8570 中原区小杉町3-245 ☎044-744-3263

高津区役所地域みまもり支援センター児童家庭課

〒213-8570 高津区下作延2-8-1 ☎044-861-3250

宮前区役所地域みまもり支援センター児童家庭課

〒216-8570 宮前区宮前平2-20-5 ☎044-856-3258

多摩区役所地域みまもり支援センター児童家庭課

〒214-8570 多摩区登戸1775-1 ☎044-935-3297

麻生区役所地域みまもり支援センター児童家庭課

〒215-8570 麻生区万福寺1-5-1 ☎044-965-5158

3 幼稚園に関するお問合せについて

こども未来局保育・幼児教育部 幼児教育担当

〒210-8577 川崎区宮本町1

☎044-200-3179

令和8年9月発行 令和9年度 保育所等・幼稚園・認定こども園 利用案内

編集・発行 川崎市こども未来局保育・幼児教育部 保育対策課

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1 TEL：044-200-3727 FAX：200-1518